

平成25年美浦村告示第150号

平成25年第3回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年8月6日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成25年9月10日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成25年美浦村議会第3回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	9月10日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託 ・決算審査特別委員会の設置
2	9月11日	水	○総務常任委員会 ○経済建設常任委員会 ○厚生文教常任委員会 ○議案調査
3	9月12日	木	○本会議 ・一般質問
4	9月13日	金	○議案調査
5	9月14日	土	○議案調査
6	9月15日	日	○議案調査
7	9月16日	月	○議案調査
8	9月17日	火	○決算審査特別委員会
9	9月18日	水	○議案調査
10	9月19日	木	○議案調査
11	9月20日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ・議長選挙 ・常任・議会運営委員の選任 ・一部事務組合補欠選挙 ・議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成25年第3回  
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成25年9月10日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(木原小学校空調整備工事変更契約)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦中学校体育館環境改善工事変更契約)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第3号))

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第4号 美浦村防災会議条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村災害対策本部条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 安中地区テニスコートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

議案第8号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第9号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第4号)

議案第10号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件

議案第16号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件

議案第17号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件

議案第18号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件

議案第19号 平成24年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件

議案第20号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件

議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件

(請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託)

請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
福祉介護課長	秦野一男君
監査委員	荒木昭雄君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	北出攻
書記	浅野洋子
書記	糸賀一欽

午前10時07分開会

○議長（石川 修君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名です。

これより、平成25年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○議長（石川 修君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

---

○議長（石川 修君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思っております。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 皆さん、おはようございます。

いつもと違って声質がちょっと変わっておりますので、お聞き苦しい点があるかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

平成25年第3回美浦村議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、村政にかかわる中、住民の安全、安心はもとより、日々の暮らしの向上に資するため、熱意ある議会活動をされておりますことに感謝を申し上げますとともに、執行部に対しましても深いご理解とご支援、ご協力をいただいておりますことに、改めて心より御礼を申し上げます。

ことしの夏は、日中35度を超える猛暑日が日本各地で見られ、高知県四万十市では、41度を記録し、熊谷市や多治見市の記録を塗りかえたと報道がありました。茨城県でも猛暑日が続き、県内消防署で、熱中症により搬送された人は前年度比1.6倍の759人との報道がありました。暑さだけでなく、ゲリラ豪雨による災害が東北地方の秋田県、岩手県、中国地方の山口県、島根県、それに愛知県でも起き、人的被害、家屋や公共施設、道路にまで大きな被害を与えました。全国どの地域に起きてもおかしくない異常気象になりつつあるように思われます。

さらに9月2日に起きた埼玉県・千葉県の高熱の被害は、全壊・損壊合わせ、1,298棟の家屋被害を引き起こしました。4日には、栃木県矢板市・鹿沼市でも高熱が発生し、被害の大きさをテレビ・新聞等で報じています。近隣では、今年の5月につくば市北条地区での記憶があります。このときは、家屋損壊にとどまらず、中学生が犠牲になるなど、異常気象への対応策は検討していかなければなりません。気象予報の情報収集と的確な対応の仕方を防災マニュアルに取り組み、異常気象発令後、住民が安全に速やかに避難できるよう検討してまいりたいと思っております。

まだまだ暑い日がありますが、朝夕は気温も下がり、過ごしやすさも感じられるように

なりました。議員各位には健康管理をされて、住民が元気で住みよい美浦村づくりにご尽力されますよう切にお願い申し上げます。

今、国においては、デフレ脱却、アベノミクス効果の評価に対し、メディアにおいては賛否が論じられているところでもあります。TPPの議論、消費税の導入についても、有識者会議で検討されていますが、一部の大手企業重視ではなく、国民の生活を最優先にとらえて決定していただくことを願うばかりであります。

美浦村では、8月までに大谷小学校・木原小学校の給配水設備改修、冷暖房の設置が完了し、2学期からは、快適な環境の教室で勉強ができるようになりました。中学校の体育館も天井の耐震化が完了し、安全、安心して使用できるようになりました。

茨城県の教育施設の耐震化率は、47都道府県下で下から5番目の40位、77.4%であります。県内で耐震化100%の達成は、龍ヶ崎市、守谷市、潮来市、五霞町と利根町、そして美浦村の6市町村であります。学ぶ環境は整えましたので、生徒の健康管理には配慮できたものと思います。あとは、成績の向上につながれば嬉しい限りであり、期待大きく望みたいものであります。

9月7日は、薄曇りの中、美浦中学校の体育祭が行われ、議員各位には来賓として参列をいただき、白熱する各競技に激励や温かい声援をいただき、心身ともに成長著しい443名の中学生も元気づけられたことと思います。全力で競技する姿を見て、練習の成果を十分に発揮できたことと思います。

また、アルゼンチンのブエノスアイレスで開かれていた国際オリンピック委員会の総会で、マドリード、イスタンブール、東京の3都市で招致合戦が繰り広げられていましたが、8日午前5時20分ごろの発表で、2020年の開催地が東京に決定。日本への招致は、1964年以来の56年ぶりとなる快挙でもあります。7年後の開催まで今の景気を支え、さらに上向くようなオリンピック効果を願いたいものであります。

ちなみに、茨城国体は2019年、1年前であります。これは45年ぶり、第74回大会となって開催をされます。議員各位にもご支援、ご協力をお願いいたします。

8日には茨城県知事選挙の投票日があり、結果、現職の橋本知事が6戦目の当選をされました。改めてお祝いを申し上げます。今回の選挙では県政与党からの出馬が見送られ、また、応援等の制限や罰則も行うなどとの情報もあり、盛り上がりかけた選挙だったと思います。

県の選挙管理委員会も投票率の部分で市町村の協力度をはかるようなことについては、美浦村は大変厳しい状況にあると言わなければなりません。美浦村の投票率は26.23%で、県内のワースト3位であります。県平均が31.74%、平均とは5.51%の差があります。最下位のある市とは、0.59の僅差でもあります。最下位を争うような事態になれば、前回の不名誉を出した市を参考に、投票率アップの対策を考えていかなければならないと、選管のほうでも考えております。皆様にも、最悪の事態にならないようなご支援、ご協力もお

願いをいたしたいと思います。

今回の提出議案につきましては、諮問第1号で、人権擁護委員候補者の推選についてが1件、議案第1号から3号で専決処分の承認を求めることについてが3件、議案第4号で、美浦村防災会議条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号、美浦村災害対策本部条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で、安中地区テニスコートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例が1件、議案第8号で美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で平成25年度美浦村一般会計補正予算が1件、議案第10号から14号で、平成25年度美浦村特別会計と水道事業会計の補正予算が5件であります。

議案第15号で平成24年度美浦村一般会計決算認定の件が1件、議案第16号から21号で、平成24年度美浦村特別会計と水道事業会計の決算認定の件が6件の、諮問1件と議案21件を提案しているところであります。

24年度の決算認定については、本日、荒木監査委員にお越しいただいております。この後、平成24年度の財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見書にて報告をいただきたいと思っております。

以上、議員各位には、ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げ、冒頭での挨拶といたします。

○議長（石川 修君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（石川 修君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

1 番議員 塚 本 光 司 君

2 番議員 岡 沢 清 君

3 番議員 飯 田 洋 司 君

以上、3名を指名いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第2 会期決定の件を議題にいたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から20日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から20日までの11日間と決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推選についてを議

題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推選についてご説明申し上げます。議案書の1ページでございます。

この案件は、人権擁護委員の候補者につきまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員につきましては、村の推薦により3名の方が法務大臣より委嘱を受けて活動されております。これまで委員の一人として人権にかかわる思想の啓発や相談に当たってこられた山岡つぎ子氏が、平成25年12月31日をもって任期満了となります。このため、この後任の人権擁護委員の候補者といたしまして、坂本 実氏を推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

坂本氏の経歴につきましては、美浦村舟子在住で昭和46年、県立高校を卒業後、茨城県庁へ奉職され、福祉事務所、県税事務所、土地改良事務所、県本庁、県南農林事務所、畜産センターを歴任。県庁職員として42年間勤務され、平成25年3月の定年退職後、現在までかすみがうら市商工会に勤務されております。人柄を見ましても見識が高く、地域に精通し、人望も深く、温厚、温和かつ熱意を持った方であり、本職に適した人物であります。

以上のことから、同氏を推選いたしたく、ご審議の上、同意をお願い申し上げます。

○議長（石川 修君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり適任と認め、答申することに決定をいたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（木原小学校空調整備工事変更契約）から、日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第3号））までの3件を一括議

題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号から議案第3号まで一括してご説明申し上げます。初めに議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。3ページでございます。

さきの平成25年第2回美浦村議会定例会で承認をいただき、木原小学校空調整備工事の請負契約につきまして、その後一部設計変更及び追加工事の必要が生じたので、請負金額の変更を行ったものです。

変更が生じたのは、空調ドレン管及び冷媒管の外壁コア抜き箇所数をふやしたことによるものであります。配管のため廊下天井を解体したところ、図面と異なる位置に梁があったため、躯体の強度を考慮し、梁へのコア抜きを避けるため、当該付近の外壁へのコア抜きを追加いたしまして、耐震工事の際にもご説明申し上げましたが、外壁塗装の骨材中には微量のアスベストが含まれているため、関係法令に基づく処理、処分を行うための経費、71万3,990円が増額となっております。

次に、追加工事といたしまして、空調工事とは直接関係ございませんが、早急な対策を講じる必要があるものとして、木原小学校会議室入口建具の段差解消工事を行っております。ご存じのとおり、木原小学校の会議室は選挙の投票所として使用されており、7月に行われた参議院議員選挙では、車椅子で投票に来られた方や年配の有権者の方があわや転倒しかけるといふ事態が発生してしまいました。もちろん当日も会議室スロープの安全対策は講じておりましたが、仮設的なスロープでは、つまずいてしまう方が後を絶ちません。その対応として、建具を取りかえ、根本的にバリアフリー化を図らなければ、9月の知事選挙でも事故につながるおそれがあることから、53万8,860円の追加工事を行いました。

もう一つの埋設管工事の追加であります。これも本来の空調工事とは直接関係しませんが、太陽光発電工事に関係する工事を行っております。木原小学校の太陽光発電工事は、当初、夏休み中の工事を予定しておりましたが、これを含めると、4つの工事が同時並行で行われる状況となり、工程調整が煩雑をきわめ、かえって工事の遅滞や事故を招くおそれがあったため、子どもたちに影響の少ない太陽光発電工事の発注を後ろ倒しにいたしました。

このため、当初設計では、空調用と太陽光の受電設備からの地下埋設配管工事を一緒に行う予定でしたが、これが不可能となり、掘削の重複を避けるため、先行して空調工事の際に太陽光用の樹脂管のみを埋設しました。金額は9万4,300円となっております。

以上、工事請負変更金額の合計は、134万7,150円の増加となります。

議会の承認を得ている本契約の変更につきましては、本来であれば議案としてご承認をいただかなければならないところですが、現在の契約が8月末の工期となっておりますので、契約期間中の変更契約を締結しなければ、夏休み中の工事終了が見込めないことから、変更契約の締結について専決処分とさせていただいた次第であります。

続いて、議案第2号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、平成25年7月の臨時議会で承認をいただいた美浦中学校体育館環境改善工事の請負契約につきまして、その後、一部設計変更及び追加工事が生じたので、工事期間の延長を行ったものです。変更が生じたのは、体育館天井のウレタン吹きつけの取りやめでございます。

つり天井の撤去後、大屋根の野地板を確認したところ、木毛板の二重張りとなっていました。設計では、つり天井撤去後の断熱効果の低下を考慮して、ウレタン吹きつけと仕上げ塗装を予想していましたが、木毛板が二重になっていれば断熱効果の大幅な低下のおそれはないこと、また、工期の節減が図れることから、取りやめといたしました。そのかわり、鉄骨と野地板とを同色で塗装仕上げとします。

次に、追加工事についてでございます。体育館ギャラリーの天井からの雨漏りが激しく、これにより、施工中に天井材が一部落下してしまったことへの対応でございます。雨漏りの原因は、屋上ドレン周りの腐食によるものと判明いたしております。この対策として、ドレン周りの交換、防水改修及びギャラリー天井の張りかえを行います。なお、天井張りかえと同時に、さきに文部科学省から報道発表された天井材などの非構造部材の耐震化促進を見据え、対策が必要な箇所に、つり天井の下地材の振れどめ設置を落下防止対策として行います。

これらの変更に伴う経費については、さきのウレタン吹きつけを取りやめた差金で充当可能であり、金額の変更はありませんが、工期につきましては、10月当初までの延長が必要と考えております。なお、これにより2階部分は工事のため使用できませんが、1階アリーナは体育授業、部活、夜間の一般開放などは行うことができます。

議会の承認を得ている本契約の変更につきましては、本来であれば、議案としてご承認をいただかなければならないところですが、現契約が8月末の工期となっておりますので、再契約となりますと、日程的にも予算的にもさらなる負担となることから、現契約期間中の変更契約の締結について専決処分とさせていただいた次第であります。

続いて、議案第3号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

地域活動支援センターの増築改修工事につきましては、7月4日に国有地の用地取得を行い、年度内の完成を目指し、事業を進めているところであります。事業を進めていく中で、主体構造の見直しを行い、また外構工事を追加することとしたことにより、実施設計

の増額が必要となり、この増額補正につきまして、平成25年度美浦村一般会計補正予算の専決処分を行いましたので、ご報告するとともにご承認をお願いするものであります。

それでは、7月16日に専決処分を行いました平成25年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ239万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を54億612万8,000円とするものでございます。それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。

民生費でございますが、社会福祉費の障害者福祉費で、ただいま申し上げました実施設計費の不足分として239万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。この事業につきましては村単独事業として行っておりますので、今回の歳出予算額と同額の239万6,000円を財政調整基金からの繰り入れを行い、繰入予算額を2億9,639万円といたしております。

以上、議案第1号から議案第3号まで一括してご説明申し上げました。それぞれの専決処分につきまして、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（木原小学校校空調整備工事変更契約）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

塚本光司君。

○1番（塚本光司君） この追加予算等々のこととはまたちょっと違うんですけども、ちょっと今気になったところがございます。図面と異なる位置に梁があったよということのようなんです。これはちょっと見て、とある近隣の市町村で、建てようとしたら、えらい下のほうに追加予算になるようなものが出てきちゃって云々、なんていう、民放でそういった番組を見た方がいらっしゃると思うんですけど、ちょっとそれをふと思ひまして、確認の意味でこういった図面等とか、そこを施工された業者であるとか、そういうところというのは、執行部サイドというのはもう何十年も前から管理というか、ずっと残しているものなんだろうかなというのを、ちょっとその辺の質問だけでございます。

業者名、もしくはその図面ですかね。やったら図面とちょっと違う位置に梁があったとか、それで追加とかという意味でもあると思うんですね。ちょっとその辺だけ確認したいと思います。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまの塚本議員のご質問にお答えします。

工事発注しまして校舎完成後は、施工会社のほうから校舎の完成図面というのが出てございます。これは施工をしたものの最終的な図面でございます。これは建設が終わってから村のほうにも保管してございます。

やはりいろいろなところのトラブルがあった場合に、どういう形で建設されたというの

がわかりませんので、やはり維持管理上必要というようなことで、村のほうに、当時建設したときのままの図面がございます。

それで今回、やはり天井を外す部分がございます。これは廊下の部分の天井ですので。その天井を外したときに、ちょっとすき間というんですか、あいている間隔が図面よりはちょっと狭かったというようなことがございまして、今回このような方法をとらせていただいたということになってございます。よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦中学校体育館環境改善工事変更契約）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） この中学校の体育館の環境改善工事について、変更に伴う経費は、金額の変更はなしという説明ですが、具体的に天井のウレタンの吹きつけを取りやめたということで浮いた金額、そして新たに追加工事、ギャラリー一天井雨漏り対策ということで、これは当然見積もりが出されたと思うんですけれども、これが金額がまるっきり一致しているように思われるんですが、どのくらい浮いて、そして見積もりはどのくらいだったのか、その結果、折り合いによるものだったのかご説明を求めます。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまの岡沢議員のご質問にお答えいたします。ウレタン吹きつけ材の取りやめの金額でございますが、諸経費まで含めましてやりますと、約450万円ぐらいの減額になります。それと、そのほかに追加で行うものがございまして、この450万円が合うところの工事の範囲というようなことになっておりますので、設計事務所のほうで積算いたしまして、必要な部分のところができるような形で設計を組んでいただいているというような形でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ちょっと答えが少なかったんですが、追加の工事の部分、これはギャラリーの天井の雨漏りと、あとは天井の落下防止の工事をでございますが、これもやはり450万程度を充てておこな、ということになりますので、減額と追加は同じ金額ということになります。よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第3号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 議案第3号について、ただいま議案第1号、第2号とやってきたわけですが、1点だけ、この委託料については問題はないと思うんですが、ご承知のとおり、発注になっている議案第1号、第2号とも村外業者でございます。今後、地域活動支援センター改修事業ということで進めていく中で、やはり設計にいたしましても、工事のほうにいたしましても、やはり村内事業者を使えるような態勢で発注を行っていただきたいということをここで申し上げたいと思います。

なかなか地場産業の育成だということでここは流れていきますが、なかなか美浦村の村内の事業者さん、今、仕事がなく困っている方も多いと聞いております。こういった細かいことでありますが、行政側もやはり事業者にある程度配慮した発注方法というのを、これから今後も考えていただいて、点数が足りないからとかそういうことじゃなくて、ある程度やっぱり実績を積んでいかないと、村の工事も県の工事も今は入札に参加できないようなシステムになっておりますので、ぜひともそのような形で行政側も考えていただければと思います。村長、ちょっとよろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、今、沼崎議員の質問にお答えをしたいと思います。

議案第3号については、これは地域活動支援センターという設計の部分でやっておりますけれども、その前の1号、2号につきましても、これは本体工事の継続として、工事の進行の中でこういう部分があったということで、このぐらいの金額のものであれば、当然地元の業者でやってもらうことは、私も議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。

ただ、今回のこのドレンの切り回しとかそういうことが、結果、施工上の中で起きたということで、一番最初の塚本議員のほうから一応指摘がありましたけれども、これは完成したときの完成図、そして、それには施工図と合わさったものが、その図面を見ればどのぐらいのすき間があって、どのように工事ができるかということは、図面上で確認ができるのが正確な図面だというふうに思います。ただ、天井を外して、施工上、梁があつてできないのでということで、新たにコア抜きが必要になったという部分があります。

その辺はより完成図を正確なものとして、後で追加工事とかいろいろな部分が起きたときにも、その正しい図面として活用できるようなものは必要であろうというふうに思っておりますので、その辺は、精度の高いものを請負業者には出してもらうような指導をしてみたい。

沼崎議員のおっしゃったように、地元の業者を使うのは当たり前のことだと思います。やっぱり地元育成をなくして地域の発展もないというふうに思いますので、その辺、経験のないような工事については、やはり経験を有したようなものを選んでいかなければならないというふうに思いますけれども、金額的に小さい、請け負った金額の部分が余りにもないような、大きな部分については、参加できるような部分なのかどうかというのは指名委員会の中でも多分やっているとは思いますが、できる限り地域の、村内だったら村内の業者を使っただけのように、また育てていっていただくということも一つはあると思いますので、その辺もぜひ。慣れたところに頼んでしまうというのは一番楽な方法ですけども、それでは地場産業の育成にはなっていきませんので、その辺はできる限り地元の業者育成を図っていくように、私のほうからも指名委員会の中に要請をしていきたいというふうに考えています。

○議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。ちょっと私の説明が悪かったんですけども、1号、2号については当然、村長が言われたように前の工事の継続的なものがありますから、それについては別に問題視をしているわけじゃなくて、ある例を挙げたということで、1号、2号については、こうやって村外業者がやっている。各小学校とかの耐震工事に関しても、村外業者が今までやったと。規模的に確かに大きいものなので、村内でやれるような業者はなかなかいないかもしれません。

ただ、今回の見たところ、地域活動支援センターについては、規模的には村内にある建築業者さんでもできるのではないかなと、わたし的にはちょっと思っているところです。

現に名前はあえて申しませんけれども、稲敷市でもセレモニーホールを建てた業者さんも、ああいう形ですばらしいものも建てていますし、それよりもちよつと大きくなるんでしょうけれども、先ほども言いましたとおり、やはりいろいろと経験を積んで業者さんは育っていきますので、ぜひとも村としてもいろいろな意味で業者さんのことも少し考えていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

会議の途中ではございますけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開時間は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（石川 修君） 日程第7 議案第4号 美浦村防災会議条例の一部を改正する条例から、日程第17 議案第14号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）までの11議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでございました。

提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第4号から議案第14号まで、一括してご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、議案第4号 美浦村防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明申

し上げます。本件は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の村の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議すること等が追加されたことにより、防災会議の所掌事務について整備を行うための改正でございます。

続いて、議案第5号 美浦村災害対策本部条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。12ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましても、議案第4号同様、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で引用する同法の条項名をこれに合わせるための改正でございます。

続いて、議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。13ページでございます。

本件は、新たに設置する協議会の委員の方々に対する報酬及び費用弁償の支給をするための条例の一部を改正するものであります。新たな協議会として設置を予定しているのは、地区計画推進協議会でございます。市街化調整区域における都市計画法に基づく地区計画の決定に向けて、課題や特徴を踏まえ、地区の特性にふさわしい土地利用などの協議を目的といたしております。具体的な改正点といたしましては、別表第1及び第2中の「地域福祉計画策定委員会委員」の次に、「地区計画推進協議会委員」の項目を加えるものであります。

続いて、議案第7号 安中地区テニスコートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。15ページでございます。

この条例は、昭和58年3月17日、条例第6号として公布、施行され、現在に至っております。当初は、村民及びスポーツ少年団を中心に利用していましたが、平成8年に光と風の丘公園テニスコートがオープンしてからは、利用者が年々減少し、ここ数年は全く利用されておられません。よって、今後も使用される可能性が極めて低いことから、この役割は終了したものと判断し、条例を廃止するものであります。

続いて、議案第8号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。16ページであります。

平成25年度税制改正により、納税環境の整備として延滞金の見直しが行われ、地方税等についても国税の見直しに合わせることでされました。このことにより、美浦村介護保険条例の一部の改正が必要となり、今回の議案として提出をさせていただいたものです。なお、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用するとされております。

続いて、議案第9号 平成25年度美浦村一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。19ページでございます。今回の補正予算は、当初予算編成段階で不確定であり計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業にかかわる補正が主なものとなっております。また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、53ページ以降の給与費明細書を後ほどごらんになっていただくこととし、詳細の説明は省略させ

ていただきたいと存じます。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,167万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を55億7,780万7,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正では、23ページ第2表のとおり、本年9月以降に契約するもので、契約期間が次年度以降になるものの追加設定をお願いしております。

また、自動体外式除細動器AED賃貸借料では、設置箇所の増等に伴う限度額の変更をお願いしております。

第3条の地方債の補正では、24ページ第3表のとおり、地域活動支援センターの増築改修工事費の計上に伴い、その財源として、社会福祉施設整備事業費5,280万円の新規の計上をお願いいたしております。また、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い、限度額の変更をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。まず最初に、歳出予算から申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思います。

議会費から申し上げます。

議会費では、議会運営費で富田議員の逝去に伴う議員報酬費の減額補正及び公用車購入完了に伴う残額の減額補正をあわせて行い、総額310万円の減額補正をいたしております。故・富田議員におかれましては、平成23年の村議会に当選し、村議会議員として村政の発展にご尽力をいただきましたことに、深く感謝を申し上げますとともに、改めてご冥福をお祈り申し上げます。

続いて、総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、次のページの総務事務費で新たに総合案内業務委託料220万1,000円の計上を行っております。役場庁舎の総合案内につきましては、本年の7月から職員対応により試行を行っているところでありますが、10月以降につきましては、民間委託による試行を行い、次年度以降この事業をどのような形態で行うのがよいか、検証を行います。

次の財産管理費では、庁舎管理費で電話交換機電源部修繕のための施設修繕料25万8,000円の増額補正及び防犯警備委託料の契約完了に伴い、283万6,000円の減額補正をいたしております。なお、防犯警備委託料につきましては、その他の施設管理費でも同様に減額補正をいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。次に防犯対策費では、防犯灯の施設等修繕料44万1,000円、美浦ゴルフ倶楽部の進入路のセンターラインの引き直し工事費147万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。34ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で総額8,883万3,000円の増額補正をお願いいたしております。内訳としましては、職員給与費等で人事異動等による職員給の調整として、1,193万9,000円の減額補正、その他繰出金で繰り入れ不足分等により1億77万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に、新規事業といたしまして、人権啓発活動再委託事業費60万円を計上いたしております。この事業は、国から県に委託された人権啓発活動のうち、地域人権啓発活動活性化事業について市町村が県委託金の地域人権啓発活動活性化事業再委託金により、再委託されて行うもので、本村では、講演会及び啓発物品の配布を行う計画となっております。

次に、老人福祉費では介護保険特別会計繰出金で、人事異動等による職員給の調整として774万6,000円の減額補正をいたしております。

次に、障害者福祉費では、地域活動支援センター改修事業費で実施設計の完了に伴い、障害者施設増築工事費7,899万7,000円及び工事等管理委託費395万円の計上を行っております。この工事等の財源につきましては、地域の元気臨時交付金1,686万3,000円、地方債の社会福祉施設整備事業債5,280万円、残り1,328万4,000円が一般財源となっております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、児童手当事務費で一般職非常勤職員雇用経費201万3,000円の減額補正をいたしております。当初の予定では、前年度に引き続き、児童手当支給事務の補助として一般事務職員の雇用を計画していましたが、今年度は制度変更等の予定もなく、現職員での対応が可能となる見込みがつかまりましたので、雇用経費全額の減額補正をいたしております。

次の児童虐待防止対策緊急強化学業費で、公用車購入経費として135万3,000円の増額補正をお願いしております。この事業は補助率10分の10、安心こども支援事業費補助金を活用して行うもので、当初予算では、こんには赤ちゃん事業の消耗品等の購入を予定していましたが、乳幼児期において育児不安を抱える保護者に対する訪問相談の強化、家庭内の暴力、ネグレクトなどの緊急時に、一時保護所等への搬送を円滑に行うための公用車購入経費の計上を行っております。

次に、新規事業といたしまして、子ども・子育て支援事業計画策定事業費163万8,000円を計上いたしております。この事業は、昨年8月に制定された、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が5年を1期として、幼児期の学校教育・保育の量、平成27年度から新たな制度としてスタートする地域子ども・子育て支援事業の事業量の見込み、及び提供体制の確保、その他、この法律に基づく業務の円滑な実施を行うための計画を策定するものであります。

この計画策定のための基本指針の概要等が本年の8月に示されたことにより、今回の補正予算により事業費の計上を行っております。なお、この計画の策定は来年9月を予定しており、本年度の事業内容は、アンケート等によるニーズ調査が主なものになっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。42ページをお開きください。

農業費の農地費では、農業集落排水事業特別会計繰出金で、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整等により、149万3,000円の増額補正をお願いしております。

続いて、土木費について申し上げます。44ページをお開きください。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で総額400万円の減額補正をいたしております。この補正の内容としましては、南原地区から稲敷市新庁舎へ連絡道路の整備を進めているところではありますが、地盤が軟弱であるため、軟弱地盤解析調査、検討対策工法の選定、最適工法の決定等のための委託料が必要となり、村道整備測量調査委託料875万円の増額補正を行い、その解析等の調査に時間を要するため、当初予定していた工事を次年度以降に行うこととし、村道整備工事費1,275万円の減額補正をいたしております。次のページをお開きいただきたいと思います。

都市計画費の都市計画総務費では、都市計画事務費で、都市計画法に基づく大谷地区の地区計画決定関連経費としまして、総額399万5,000円の増額補正をお願いしております。

美浦村の都市計画につきましては、平成23年度に策定された美浦村都市計画マスタープランに掲げたテーマである「人・絆・自然」未来につなぐまちづくり～美浦～の実現を目指して推進しているところであります。

このマスタープランにおける構想において、大谷地区は地域の将来像を～緑に引き立つ買物空間の創出～とし、良好な自然環境の保全を図りながら、JRA美浦トレーニング・センターの立地を生かすとともに、国道125号線バイパスの延伸に合わせた商業機能の導入により、利便性の高い生活地域を目指しております。

大谷地区の地区計画検討調査業務は、これらの地域将来像を実現するために、市街化調整区域において都市計画法に基づく地区計画を決定するために必要となる調査業務を行うもので、業務委託料366万4,000円の計上をいたしております。

また、住民の皆さんの意見と合意に基づいて、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導することを目的に、大谷地区、地区計画推進協議会を設置する予定であり、協議会委員の報酬及び費用弁償35万1,000円の計上をいたしております。

次に、公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金で、4月の人事異動に伴う職員給与の調整及び公債費の平成24年度借入の利子償還額が確定したことにより、758万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

○議長（石川 修君） 村長、ここでちょっと支出までやったので、昼食のため暫時休憩をとります。済みません。

○村長（中島 栄君） はい。

○議長（石川 修君） それでは、説明の途中ではございますけれども、昼食のため休憩といたします。再開時間は、午後1時といたします。

午後零時06分休憩

午後1時01分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、午前中に引き続きまして、今度、歳入予算についてご説明を申し上げます。26ページにお戻りいただきたいと思っております。

初めに、地方交付税では、平成25年度の普通交付税算定作業が終了したことにより、本年度の普通交付税が5億8,368万9,000円に決定しましたので、当初予算額4億5,000万円との差額分1億3,368万9,000円の増額補正をいたしております。

次に、国庫支出金について申し上げます。国庫補助金の総務費国庫補助金では、地域の元気臨時交付金1,686万3,000円の増額補正をいたしております。この交付金は、国の平成24年度補正予算に創設されたものでありますが、一次分の交付限度額が1億4,717万3,000円と算定されましたので、平成24年度補正予算計上分4,700万円を含めて1億3,031万円を予算化しておりますので、差額1,686万3,000円の増額補正をいたしております。

なお、今回の増額補正分につきましては、歳出の民生費でご説明いたしました地域活動支援センター改修事業費の財源としております。

次に、県支出金について申し上げます。民生費県補助金では、歳出の民生費でご説明いたしました児童虐待防止対策緊急強化事業費の補正に伴うもので、安心こども支援事業費補助金134万8,000円の増額補正をいたしております。

次に、寄附金についてご説明申し上げます。一般寄附金では、日本中央競馬会から、寄附金額が7,060万円に確定しましたので、560万円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。特別会計繰入金では、前年度の精算分等の繰入金として、国民健康保険特別会計繰入金で1億1,610万6,000円、農業集落排水事業特別会計繰入金で28万4,000円、公共下水道事業会計繰入金で308万円のそれぞれ増額補正をいたしております。

続いて、基金繰入金では、普通交付税、前年度繰越金及び臨時財政対策債の歳入額が当初予算額を上回ったこと等により、歳入予算の剰余分を減災基金及び財政調整基金に戻し入れることにしております。減災基金繰入金では1億円を減額することにしまして、9月補正後の繰入予算額を5,000万円としております。また、財政調整基金繰入金では1億2,988万3,000円を減額することといたしまして、9月補正後の繰入予算額を1億6,650万7,000円といたしております。

次に繰越金では、平成24年度の一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が1億6,593万7,000円となりましたので、当初予算額との差額6,593万7,000円を増額補正い

たしております。

最後に、村債について申し上げます。

臨時財政対策債では、平成25年度の地方交付税額の確定によりまして、特例債である臨時財政対策債発行可能額が4億7,448万2,000円に確定しましたので、当初予算額との差額448万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に、民生債では、歳出の民生費でご説明いたしました地域活動支援センターの改修工事費の財源として、5,280万円を起債することとし、新規に社会福祉施設整備事業債の計上を行っております。

続いて、議案第10号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。61ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,295万7,000円を追加し、補正後の予算額を21億8,901万8,000円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明いたします。66ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費の第1項総務管理費につきましては、職員給与関係経費で人事異動による予算調整額1,193万9,000円の減額と、国民健康保険事務費では、後述いたします歳入の第11款諸収入の第三者納付金で、交通事故が原因で保険給付した額の加害者保険からの第三者納付金が当初見込みより多く入ってきております。この納付金額の4%を手数料として支払う役務費が14万4,000円不足するため、第1目一般管理費と合わせて1,179万5,000円の減額補正をするものでございます。

次のページの第2款保険給付費の第1項療養諸費では、財源としている歳入、前期高齢者交付金が当初積算額より少ない額で確定となったため、一般財源へ財源振りかえをしております。

第3款後期高齢者支援金等から第4款前期高齢者納付金と、次のページの第5款老人保険拠出金、第6款介護納付金につきましては、今年度支払う支援金、納付金、拠出金の確定により、各款でそれぞれ2,043万4,000円の減額、5,000円の減額、3,000円の減額、671万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

第8款保健事業費の第1項保健事業費の第2目疾病予防費では、人間ドック、脳ドック利用希望者が多く、当初の見込み額を超える見込みのため、助成金79万円の増額補正を、また、第3目高額療養費貸付金では、入院等のため貸し付けを利用する方がふえており、予算額に不足が見込まれるため、60万円の増額補正をお願いするものです。

次のページの第2項、特定健康診査等事業費では、今年度国保連において特定健診等データ管理システムの機器更改を行うことにより、現在使用しているパソコンが使用できなくなるため、新たなパソコン購入費として21万5,000円を補正するものであります。

次の第11款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金につきましては、平成24年度歳入の

国庫支出金、療養給付費等負担金の確定により3,419万4,000円の返還となるため、増額補正をお願いするものでございます。

同じ11款諸支出金、第2項繰出金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費等繰入金分、出産育児一時金分の歳出額確定並びに歳入歳出不足額を補填するその他分について、前年度繰越金から一般会計へ精算戻し入れ金として返還する繰出金1億1,610万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、65ページに戻っていただきたいと思っております。

歳入関係についてご説明いたします。

第5款前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の額の決定により、9,191万4,000円の減額補正をお願いするものです。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金につきましては、目一般会計繰入金の第2節職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の減額補正により、法定繰り出し分として歳出の財源となっている職員給与費等繰入金を1,193万9,000円減額補正し、第5節その他繰入金で、歳出でご説明いたしました一般会計への精算繰り出しによる歳入歳出の不足額1億77万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

第10款繰越金につきましては、平成24年度の繰越額が確定しましたので、第1目療養給付費交付金繰越金で109万7,000円の増額、第2目その他繰越金で1億1,079万1,000円の増額補正をするものでございます。

第11款諸収入の第3項貸付金元利収入は、歳出の高額療養費貸付金の返還金で同額の60万円を増額するものであります。

次の第5項雑入では、一般被保険者第三者納付金で、交通事故が原因で保険給付したもののうちから、加害者の過失分として算定され納付される額で355万円を増額補正するものです。

続いて、議案第11号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。79ページです。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,100万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億3,451万2,000円としております。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。最初に歳出予算から申し上げます。83ページです。

まず、総務費の一般管理費につきましては、1,072万3,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、4月の人事異動により職員給与関係経費の調整を行い、給料で96万2,000円、職員手当等で29万4,000円、共済費では23万7,000円の増額補正をそれぞれ計上しております。

次に、積立金につきましては、使用料の前年度精算等により、農業集落排水事業基金として積み立てるために、876万1,000円の増額補正を計上しております。

次に、公課費につきましては、前年度の消費税確定による納付金として46万9,000円の増額補正を計上しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。諸支出金の一般会計繰出金につきましては、前年度一般会計繰入金精算による残金を一般会計へ繰り出すため、28万4,000円の増額補正を計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。82ページをお開きいただきたいと思います。

まず、財産収入の利子及び配当金につきましては、基金積み立てに係る利子分として5万円の増額補正を計上しております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、職員給与関係経費分として149万3,000円の増額補正を計上しております。

次に繰越金では、前年度の精算による繰越金946万4,000円を計上しております。

続きまして、議案第12号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。93ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,191万9,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ11億4,341万9,000円としております。それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。まず歳出予算から、97ページをお開きいただきたいと思います。

まず、下水道費の一般管理費につきましては、31万6,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、4月の人事異動により職員給与関係経費の調整を行い、給料で308万円、職員手当等で128万4,000円、共済費では87万9,000円をそれぞれ増額補正し、積立金では492万7,000円の減額補正を計上しております。なお、積立金につきましては、使用料の前年度精算等による公共下水道事業基金積立金として125万3,000円、施設管理費の防犯警備委託料の契約完了に伴う減額分を基金に積み立てるため、30万3,000円の増額をそれぞれ行い、職員給与関係経費及び公債費の一部、処理施設維持管理費委託料並びに報償費に充てるため、648万3,000円の減額を行いまして、総額492万7,000円の減額補正となっております。

次に、施設管理費につきましては、258万1,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、委託料の維持管理委託料では、現契約は週1回の維持管理としておりましたが、安定的な処理を行う観点からこれを週2回とするため、288万4,000円の増額補正を計上しております。防犯警備委託料では、契約完了に伴いまして、30万3,000円の減額補正を計上しております。

次に、公共下水道事業費につきましては、受益者負担金納付にかかわる報償費に不足が見込まれることから、報償費で10万2,000円の増額補正を計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、前年度一般会計繰入金精算による残金を一般会計へ繰り出すため、308万円の増額補正を計上しております。

次に、公債費の利子につきましては、平成24年度末借り入れ分の利率確定に伴いまして、584万円の増額補正を計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。96ページをお開きいただきたいと思います。

まず、財産収入の利子及び配当金につきましては、基金積立に係る利子分として1万3,000円の増額補正を計上しております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、職員給与関係経費及び公債費利子分として758万6,000円の増額補正を計上しております。

次に、繰越金では、前年度の精算による繰越金432万円を計上しております。

続きまして、議案第13号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。107ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ104万2,000円を減額いたしまして、予算総額を9億1,313万8,000円とするものでございます。それでは、保険事業勘定の歳出のほうから、主なものについてご説明申し上げます。111ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出の総務費、総務管理費の職員給与関係経費として、一般会計と同様に、4月の人事異動に伴い、126万4,000円を計上いたしております。次のページの地域包括支援センター費につきましても、職員給与関係経費として4月の人事異動に伴い、901万円の減額補正をお願いするものです。

次に、諸支出金の償還金ですが、社会保険診療報酬支払基金交付金の前年度分が確定したことによる精算返還金として、668万8,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、介護給付費交付金、返還金として567万6,000円、地域支援事業支援交付金、返還金として101万2,000円となっております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。110ページをお開きください。まず、繰入金の一般会計繰入金ですが、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費分として、774万6,000円の減額補正をお願いするものです。

次の繰越金ですが、668万8,000円を計上いたしまして、前年度社会保険支払基金交付金返還金に充当しております。

続きまして、議案第14号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。121ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、まず、第2条の収益的収入及び支出では、水道事業費用の営業費用で34万6,000円を減額しまして、水道事業費用を5億8,349万2,000円としております。

次に、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入の工事負担金で16万円を増額しまして、資本的収入を3,308万円、また資本的支出の建設改良費で150万円を増額しまして、資本的支出を1億6,117万4,000円とし、その不足する額については、消費税等資本的収支

調整額134万3,000円、損益勘定留保資金1億2,675万1,000円で補填するに改めております。内容につきましては、131ページをお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の支出から説明申し上げます。

水道事業費用の配水及び給水費につきましては、159万円の減額補正を計上しております。内容につきましては、4月の人事異動により職員給与関係経費の調整を行い、給料で64万円、手当で65万円、法定福利費で30万円の減額補正をそれぞれ計上しております。

総係費につきましては、同じく職員給与関係経費の調整を行い、124万4,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、給料で23万円の減額、手当で58万4,000円の増額、法定福利費で16万円の減額補正を計上しております。また、委託料につきましては、地方公営企業会計制度改正に伴う会計規程の抜本的な改正を行うため、105万円の増額補正を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出について申し上げます。132ページになります。

資本的支出の配水施設拡張費につきましては、布佐地内において配水管42メートルを布設するため、150万円の増額補正を計上しております。

次に、収入について説明申し上げます。資本的収入の工事負担金につきましては、16万円の増額補正を計上しております。これにつきましては、先ほど支出でご説明しました配水管布設工事の負担金として、受益者から納付されるものであります。

以上、議案第4号から14号まで一括してご説明申し上げます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（石川 修君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

---

○議長（石川 修君） 日程第18 議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件から、日程第24 議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件まで、以上7議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第15号から21号までの提案理由に先立ちまして、本日大変お忙しいところ、決算審査報告のため出席いただいております荒木監査委員にお礼を申し上げます。

先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営に係る事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行われているか審査を実施していただきました。この席をお借りしまして、荒木監査委員、

下村監査委員の日ごろのご尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

さて、議案第15号から21号までは、平成24年度的美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算の認定にかかわる案件でございます。

いずれの議案も、地方自治法第233条第1項の規定により会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により本村監査委員の審査を得て、同条第3項の規定により審査意見書を添えて、議会の認定をお願いすべく、本日提案いたしました次第であります。

なお、歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の平成24年度美浦村歳入歳出決算書及び事業報告書をごらんいただくこととし、詳細な説明は省略させていただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、引き続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書を添えてご報告いたします。

別添資料となっております健全化判断比率の報告について及び資金不足比率の報告についてをごらんいただきたいと思っております。各比率について申し上げます。

最初に、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。また、実質公債費比率では8.2%、将来負担比率では63.9%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

○議長（石川 修君） 村長、数字が違うんじゃないのか。8.2と言ったけれども、今、63.9だということだから。健全化判断比率の報告。63.6でしょう。

○村長（中島 栄君） 済みません、将来負担比率、皆様のお手元のほうとちょっと。

○議長（石川 修君） ちょっと違うよ、これ。

○村長（中島 栄君） じゃ、ちょっと休憩を。

○議長（石川 修君） 会議の途中でございますけれども、ここで暫時休憩といたします。再開時間は、1時50分といたします。

午後1時46分休憩

---

午後2時00分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、提案理由の途中で暫時休憩ということで、数字に誤り箇所がありました。という部分をもちまして、間違っている実質公債費比率の部分から再度数字を訂正した部分を説明させていただきます。

実質公債費比率は、8.7%、将来負担比率は63.9%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資本不足比率でございますが、水道事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも、収支決算は黒字でございますので、資金不足比率は出ておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

**○議長（石川 修君）** 以上で、提案理由の説明は終わりましたけれども、私のほうから執行部のほうに申し上げます。

平成25年度の公共下水道事業特別会計決算認定におきましても、備考欄にて重複の記載がございました。また今般、ただいま健全化判断比率の報告でも数字が間違っております。けさほど、村長以下総務部長の方々が議員控室でおわびの言葉がありましたけれども、またこういうことが起こらないように、二重三重のチェック体制をぜひともお願いをしておきたいと思っております。

引き続き、監査委員より監査結果の報告を求めます。

監査委員、荒木昭雄君。

**○監査委員（荒木昭雄君）** 平成24年度の一般会計、そして国民健康保険など6本の特別会計、これらにつきまして、去る7月30日、31日、8月2日と、3日間決算審査をいたしました。結果等につきましては、決算書記載のとおりで、先ほど事務局のほうから読み上げたとおりでございます。

それで、この場では決算審査を通じて、監査委員として要望なり注意点、気づいた点、こういうものを意見書として取りまとめ、お手元に提出させていただいております。お聞きいただきたいと思っております。平成24年度決算審査報告書でございます。

平成24年度を振り返りますと、我が国の景気は依然として厳しい状況にあるものの、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、当初は回復の動きが見られた。しかし、その後は世界経済の減速等を背景として、輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となったというようなことでございます。

そのような中で、12月の総選挙で新しい政権が誕生したということでございまして、新政権では、日本経済再生に向けた緊急経済対策、こういうものを策定して、長引く円高、デフレ不況からの脱却、雇用や所得の拡大を目指すことにした、いわゆるアベノミクスですか、この経済対策を国内外に発信したということもございまして、その効果から為替も円安に振られ、株価の上昇もあり、また自動車などの輸出関連企業が中心に業績を回復し、以後、景気浮揚への足がかりとなるよう期待された、というようなことございました。

しかしながら、物価の動向を見ますと、まだまだ末端にまでは届かず、緩やかなデフレ状況が続いており、消費者物価は4年連続の下落となってしまったというような24年度で

ございました。

こうした環境のもとで、美浦村の財政状況はさらに厳しさを増しており、基本となる村税収入は、前年度に比べ法人税は若干回復傾向にあるものの、固定資産税、村民税とも減収となっており、歳入総額は5.8%、1億6,000万円、前年度に比べ減少したと。

財源不足を補うため財政調整、これは申しわけないんですが、「財政調整交付金」と記載してございます。「財政調整基金」ということでご訂正をお願いしたいと思います。財政調整基金から1億1,900万円を繰り入れているというようなことでございます。

震災復興特別交付税等の増により、交付税が1億3,900万円の増となっておりますが、地方税が1億6,000万円の減、県支出金2億4,400万円の減等により、歳入総額は前年度と比較して0.9%の減少となっております。

このように、災害関連収入を除けば、減収による財政不足分を普通交付税なり臨時財政対策債、あるいは先ほどの財政調整基金、こういうもので補われておりました、前年度の審査意見でも危惧されておりましたとおり、今後ともこの傾向は続いていくことになるかと考えられます。

行財政改革のさらなる削減努力に加え、住民も一体となったむらおこしにつながる事業の構築等、具体的な歳入増加策を着実に進めていただくよう、再度要望いたす次第でございます。このほか特に改善すべき点、こういうものについて次ページに掲載してございます。まず、一般会計及び特別会計についてでございます。

財政基盤の確立についてです。本村の財政基盤は、経常収支比率から見ますと、前年度の90.9%から92.5%となり、財政の弾力性の基準である70から75%を大きく超えております。また実質収支比率も、前年度の5.8から4.1に低下。財政力指数も3年平均で前年度の0.860から0.830と低下し、さらに24年度の単年度で見ますと、0.817となったことが示すように、前年に引き続き、全体的に悪化の傾向にあるわけでございます。

また、起債残高も年々増加し、一般会計で57億6,000万円、特別会計で58億7,000万円、合計116億3,000万円となっております。国の交付税措置、償還財源等については交付税で面倒を見ていきますよというような措置があるものの、起債残高が年々ふえ続けている現況から見ますと、やはり心配されるわけございまして、今後の償還財源の確保が大変になってくるのではないかと危惧しているところでございます。

これは少子高齢化が進む中で、子育て支援や健康保健事業など、福祉・医療政策への高まりへの対応とか、あるいは上下水道事業などインフラ整備の取り組み等に起因する面が多いと思われませんが、村の基幹的財源である村税など、自主財源の減少も大きな要因の1つでありますので、極力、財政の硬直化を招かないよう、企業誘致等により中長期的な地域経済活性化対策も図りながら、雇用と安定的財源の確保を図り、財政の健全化に努めていただくことを望みます。

また、本村の人口が近年、年間300人ぐらいのペースで減少しております。上下水道な

ど公共事業の負担金とか、あるいは利用料の減少、あるいは住民税など村税の確保の面からも、人口減少に対する対応策、こういうものが必要となってきました。このため、村内の住宅団地内に存在する空き地、空き家などを活用して、村内出身者の定着化、定住化や村外からの移住促進等、思い切った取り組みも必要かと思えます。

人口減少対策につきましては、第2回の定例議会に一般質問で山本議員から質問が出されておりました、定住化促進対策、あるいは空き家対策等について執行部の考えをただしたという経緯があるわけでございまして、執行部からは、定住化促進条例を施行したこと、あるいは空き家バンク事業が本年度からスタートしたこと、そして、特に村長からは、近隣市町村と一味違った美浦村方式なるものをつくり上げたいというような力強い答弁があったと議会だよりに掲載されておりました、村民の期待は大きいものと思っております。ぜひ対応策の構築をお願いしたいということでございます。

余談になりますが、どこの市町村も今は人口をどうやって確保するかというようなことで躍起になっているわけでございます。全国にはいろいろな優良事例があるというような状況でございます。先ほど冒頭に村長から話が出た、日本一暑い四万十市、ここでも移住促進に力を入れていると。促進事業が始まって以来、もう既に109人の移住者が来たというような優良事例を報道で聞いたことがございます。ぜひ全国の優良事例の情報を得て、職員を派遣するなどして、美浦村方式の構築のためにひとつよろしくお願ひしたいということをお願いしておきたいと思えます。

2つ目には、村税等の不納欠損についてでございます。一般会計の中で村税の不納欠損額は、平成23年度の2,939万円に対し、平成24年度は4,896万円と1.7倍にふえてしまったと。

国民健康保険特別会計の国民健康保険税については、23年度の2,307万円に対し、3倍近い6,857万円ですか。介護保険料が23年度の193万円に対し、1.5倍に当たる285万円と、24年度は増加したというようなことでございます。これを合わせますと、23年度が5,439万円、24年度がついに1億円を突破してしまったと。1億2,000万円、2.2倍に膨らんでしまったというようなことでございます。

これは財産がなくて、取り立てられても納められないと、いろいろな事情をお持ちの方、そういうふうな方が時効を迎えてしまったというようなこともございまして、法令に基づき、適切に処理したということは認められるわけでございます。

しかし、村にとっては村税が1億6,000万円も前年度に比べて大幅に減少した。財政調整基金の取り崩しなど大変厳しい財政運営の中で、大きな歳入減であると。そればかりでなく、納税の公平性という観点や納税意識の低下にもつながりかねない問題でもあるわけでございます。

滞納処分につきましては、これまで収納課が中心となって、滞納者に対し、取り立てや財産差し押さえ、公売などを執行し、滞納処分を行ってきており、平成24年度の徴収率は、

23年度に比較して、個人住民税で0.9%増の91.8%、固定資産税は1.2%増の94.2%、国保税を除く市町村税、全税では、0.9%増の93.3%でございます。昨年よりも収納実績を上げておりまして、全市町村で8位ぐらいの収納実績というようなことでございまして、この収納対策に努力をされているということは、評価しているわけでございます。

しかし、村税等が納期限までに納められず滞納されることは、事業推進や行政運営に大きな支障を来すこととなりますので、滞納・不納欠損になる前に滞納者の実態の把握に努め、関係課との連携を密にし、早目早目の適正な対応に努めるとともに、これまで年2回行って効果を上げている特別滞納整理、村長を筆頭に幹部職員が手分けして個別訪問し、催告なり徴収を行ったというようなことで、納税意識の高揚を図る上でも、この特別滞納整理というのは非常に重要だと私どもは考えているわけでございまして、これを2回に限らず回数をふやすなり、あるいは必要に応じ、収納職員が足りなければ、これを増強していくというような納税対策のさらなる強化を図っていただきたいということでございます。

3番目に、国民健康保険特別会計についてでございます。

国民健康保険特別会計では、保険税の現年度調定額、これは被保険者1人当たり、また1所帯当たりでも、ここに記載のとおり減少しているということでございます。さらに、国保被保険者の保険給付費は12億4,243万円で、前年度に比べて3.3%の減となっております。国民健康保険料の不納欠損額、収入未済額は、高齢者や低所得者の加入割合が高いという国民健康保険制度の構造的要因のほか、雇用情勢の長期低迷に伴う失業者の加入等を背景として、近年、顕著な増加傾向を示してきているということでございます。

当年度は収入未済額が減少し、収入率も前年度に比べて1.9ポイント上昇となったものの、収入率は64.7%、4億6,280万円で、保険給付費の37.2%という額にとどまったと、依然として低い水準にあるわけでございます。国民健康保険財政の健全化と保険料負担の公平・適正化を図るため、今後なお一層、収入率向上に向けた努力を望みたいということでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計についてでございます。

農業集落排水事業特別会計については、歳入のうち受益者からの分担金あるいは使用料など、8,140万円、歳出のほうの総務費、総務管理費、施設管理費合わせて1億2,300万円の66.2%にとどまっているというようなことでございました。不足分は繰入金等で補うなど、厳しい運営となっているわけでございます。

公共下水道事業特別会計については、処理施設の増設工事、土屋地区の整備、美浦トレーニング・センターへのつなぎ込みを行ったことにより、歳入歳出とも増加しております。

歳入のうち、受益者からの分担金や使用料などが6,001万円、歳出の一般施設管理費6,036万円をほぼ補うことができたわけですが、施設整備に新たな起債が生じたほか、24年度に起債の償還を行ったわけでございますが、これらについても全て繰入金での対応となっているというような現状でございます。

両特別会計とも、起債残高が多く、また、債権の償還と運営費の一部について、一般会計からの繰入金で賄っているのが実態でございます。分担金や使用料に、滞納や不納欠損が発生しないように努めるとともに、さらなる経営改善を図っていただきたい。

それから、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計でございます。

高齢化が進む中で、介護保険特別会計の保険給付費、後期高齢者医療特別会計の広域連合への納付金が年々増加しております。介護予備軍といわれる高齢者がふえ続けている中で、住み慣れた場所でいつまでも元気に過ごしていただくためにも、健康教室、講話会などを通じて村民の健康意識の向上を図るとともに、要介護・要支援状態になる前に状況に応じた予防対策が講じられるよう、積極的な取り組みをお願いしたいというようなことでございます。

最後になりますが、美浦村水道事業会計についてでございます。

水道事業につきましては、村営事業として給水開始以来、36年を経過、現在、給水人口1万7,530人規模、1日最大給水量1万1,000立米の規模に拡張され、村内ほぼ全域に供給し、成果を上げているわけでございます。本年度につきましては、業務用や医院用の給水量が減少したため、給水収益が前年度に比べ5.9%減少となったわけでございますが、受水費や資産減耗費など営業費用が減少したため、単年度決算でどうにか黒字となったというような状況でございます。

しかし、今後、村内の人口の減少に伴い給水収益の減少、あるいは老朽化に伴う管路等の施設の更新等も考えられることから、今後とも加入促進を図るとともに、増加しつつある滞納金の徴収とあわせて一層の経費削減に努めていただきたいということで、決算審査の意見を申し上げ、終わりたいと思います。

次に、24年度の財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見書がお手元にあるかと思いますが、お開きいただきたいと思います。

平成19年6月にこの法律が公布されたというようなことでございまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度決算の提出を受けた後に、速やかに監査委員の意見を付して、財政健全化判断比率を議会に報告し、公表することになっているわけでございます。この健全化法に基づき、私ども監査委員に求められている審査を行うため、財政指標とその算定の基礎となる事項を記載した書類を提出願ひ、8月2日に審査を行った結果、提出された資料は、財政指標算定の基礎として、法的にも正確性の面でも適正であるとともに、公正な判断のもとに財政指標が算出されており、適正であると判断いたします。

本法律により審査する財政健全化判断比率は、次の5項目というようなことでございますが、村長からの冒頭の提案説明の中で、1項、2項については、赤字ではないので該当しません。それから、5項の公営企業会計にかかわる資金不足比率、これにつきましても、資金不足比率はゼロ%で、これも該当ないというようなことで、3項、4項のみ説明させていただきます。

3項の実質公債費比率は、基準値が25%以下に対しまして8.7%、将来負担比率は、基準値350%以下に対して63.9%と、いずれも基準値を下回っており、現状での問題はありませぬ。昨年度との比較では、実質公債費比率で0.2%の減となっておりますが、将来負担比率のほうは、7.5%増となっているわけでございます。

実質公債費比率の減少につきましては、一部事務組合の地方債償還費に対する負担金が、地方債の償還終了等により減少したことが主な要因となっております。なお、一般会計における元利償還金及び公共下水道事業の地方債償還に充てるための一般会計からの繰り出しは増加しておりますが、一般会計の元利償還金に対する普通交付税参入額も増加しているというようなことでございます。

一方、将来負担比率の増加につきましては、財政調整基金の約1億2,000万円、先ほど決算審査でもう少し詳しく、1億1,900万円と報告してございますが、これは約という、丸めて1億2,000万円ということで記載させていただきました。これの取り崩しによって、充当可能な基金残高が減少したと。このため将来負担比率が上がってしまったということが主な要因となっているわけでございます。

将来負担比率につきましては、昨年この場で、将来の懸念事項として申し上げました財政調整基金の繰り入れによる数値の悪化が現実のものとなっております、本年度の予算でも多額の繰入金が見込まれているという状況から、さらなる数値の悪化が懸念されるわけでございます。

法人村民税については回復傾向にあるようですが、個人村民税あるいは評価がえによる固定資産税の減少傾向は続いているわけございまして、景気回復の期待はあるものの、急激な税収回復は厳しい状況にあるものと思われまゝ。今後は特に、村単独事業の実施に当たっては、真に必要な事業を厳選して効率的に行い、財政調整基金等からの繰り入れに頼らず、将来の財政状況を見きわめながら、慎重な財政運営を心がけていただくよう希望しまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（石川 修君） 村長並びに荒木監査委員には、提案者の説明、また詳細にわたっての監査報告、大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件まで、以上7議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにいたしたいと

思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで、暫時休憩いたします。

再開時間は、2時45分といたします。

午後2時36分休憩

---

午後2時45分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告をいたします。

委員長に、山本一恵君。

副委員長に、椎名利夫君。

以上でございます。

---

○議長（石川 修君） 日程第25 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

請願の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 紹介議員から、趣旨説明を求めます。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ただいまの事務局と重複するところがあると思いますが、私のほうから趣旨説明をさせていただきます。

教育予算の拡充を求める請願についての趣旨説明を述べさせていただきます。

2013年度は、これまで小学校1年生、2年生と拡充されてきた35人以下学級の3年生以上の拡充が見送られ、予算措置がされていません。日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者も少人数学級を望んでいる意見が大多数です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法に明記されています。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。

地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきていますが、地方交付税削減の影響

や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっています。

また、東日本大震災等において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアの問題、子どもたち・教職員の負担増など教育関係の影響も大きく、政府として、人的・物的な援助や財政的な支援を継続すべきと考えます。

したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させてもらえるよう、国の関係機関への意見書の提出をしていただけるよう要請いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願については、請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（石川 修君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 5 2 分散会

平成25年第3回  
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成25年9月12日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
収納課長	高橋利夫君
福祉介護課長	秦野一男君
国保年金課長	桑野正美君
経済課長	中澤真一君
生活環境課長	糸賀正夫君

## 1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長                   北 出     攻  
書                                   記           浅 野 洋 子

---

午前10時00分開議

○議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。本日は、一般傍聴者の方々、そして美浦大学の傍聴者の皆さん、ようこそ傍聴に来ていただきました。心から御礼を申し上げたいと思います。

本日の会議を開きます前に、本定例会、一般質問では、質問方式を選択制で行うことを許してあります。選択できるのは、今までの質問方式である一括質疑方式、または一問一答方式となっております。本定例会で採用する一問一答方式では、質問時間は30分で、質問の回数に制限は設けません。答弁と合わせて60分の制限時間内で一般質問を行うことといたします。

ただいまから、平成25年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。これから本日の会議を開きます。

---

○議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりでございます。

---

○議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 3番、飯田洋司です。私も初めてのことで、不手際などございましたらご了承ください。よろしくお願い申し上げます。

これより一問一答方式で3つの質問をいたします。教育振興について、第1回目の質問をします。

教育振興基本計画が苦勞の末、完成しました。以前にも幼保一体など25年度に前倒しなど計画されていましたが、その後、進んでおりますか。延期して基本計画に合わせるのか、そして、来年から始まる歴史的な基本計画は10年計画ですが、新年度、来年度26年はどこから進めていくのかお伺いします。よろしくお願い致します。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） ただいまの飯田議員の質問にお答えをいたします。

まず、残念なことですけれども、幼保一元化に向けた具体的な取り組みは、今のところ進んでおりません。

ただ、教育委員会ではご指摘のとおり、保育所を民営化することについては、好ましいことではなくて、保育所と幼稚園を一体化して、こども園をつくるべきだというような意見でまとまっておりましたので、策定しました教育振興基本計画の計画の3の中にも、美浦村独自の幼保一体化を進め、保育所と幼稚園を統合し、魅力的なこども園をつくるということを計画の3に入れております。

また、現在、美浦村第6次総合計画を策定中でありましてけれども、その中に保育所と幼稚園からの要望もありますので、教育長としては、保育所と幼稚園を一体化し、美浦村の乳幼児の誰もが健やかに育ち、能力的に同じレベルに達しながら小学校に入るといったような環境を整備していく必要があるというふうに考えておまして、第6次総合計画の中にもそういった趣旨の文言を明記できるように、私としても努力してまいりたいというふうに思っております。

その計画は、原案を今月26日に開かれる総合計画策定まちづくり会議に諮り、そこで意見を聴取した後に、最終的にはパブリックコメントにもかけ、最終的な案をつくるというふうに伺っておりますので、その過程で教育長としては幼保一元化を進めるということも総合計画の中に明記するような努力をしたい、もちろん村長と策定委員会の了承も必要なことではありますが、そういうような努力はしたいというふうに思っております。

関連して申し上げますと、東海村では、平成26年10月から認定こども園をつくるということで、今、間もなく、そのこども園の建築が始まるというようなことも伺っております。

運営に当たっては、新しい家庭教育課ないしは幼児教育課という部局をつくり、運営のお金については独自の予算を、例えば文科省とか厚労省の補助がなくとも、独自の予算で運営をしていくと。その経費には電源地域交付金というものを充てるというようなことも伺っております。

また、次にその平成26年度から10カ年計画の中のどれとどれを最初に手がけるのかというような質問でございますけれども、私としては、財政的な縛りがそうない、ソフトな部類に当たる計画については、すぐに着手できるものがあるかと。41の計画をつくっておりますけれども、その中の24の計画については、来年度からスタートすることができるというふうに考えております。スタートすれば、見込みでは1年ないし2年で成果を上げることができるだろうというふうに思っています。

その中で特に力を入れる必要があると思っている目玉計画としては、皆さんもご承知のことだと思いますけれども、文部省が最近、来年度から、平成26年度から3年間かけて土曜日の授業を全ての公立学校で行ってもらおうということで、予算措置にも入ったというふうに伺っております。このような状況であれば、美浦村では率先して土曜日の授業も開始するというような方向で進めるべきだろうというふうに思っております。

これについては、かねがね美浦村の学校支援地域本部、略称SS本部と言っていますが、このSS本部を早急に立ち上げ、その運営能力というものをしっかりと確立していくことが極めて重要だと、美浦村の教育の将来のレベルアップを図るためには極めて重要なことだろうということで、一応目玉計画というふうなことで位置づけております。

以上です。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 2回目の質問をいたします。

ぜひ幼保一体化は、国の予算を考えずに独自予算で早急に進めていただきたい。

いろいろ苦勞はございますけれども、26年度の振興計画、これも必ず進めていただきたい。そしてまた、進める上で、1年後、2年後、3年後という形で経過の報告、1年前なら1年前で結構ですから、簡単な報告なんかを出していただけるといいのかなと思っております。

それと、これはちょっとあれなんですけれども、10年という長い計画ですけれども、この計画実行に当たって、現在、教育委員会の中での組織的な障害とかそういうものがあるのかちょっとお伺いしたいなと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 2回目の質問にお答えいたします。

計画の見直しについては、当初から5年後には全面的に見直して、修正すべきところは修正するというような予定でおります。しかし、計画書の16ページにも明記していることでもありますけれども、できればその都度点検をするというようなことで、計画書の16ページにはこのように明記しております。

計画そのものを住民によく説明し、理解を深めてもらうと同時に、その都度、進捗状況を説明し、住民の意見や要望を聞き入れながら修正を加えつつ、実行し、実現する。というふうに明記してあります。ですから、教育長としての考え方としては、できれば3年5年を待たずに、毎年、年度末にはチェックをしたものをもとにしながら、そこには当然、その過程で受け入れた要望とかいうものも加味しながら、若干の修正を加えながら確実に実行に移していくというようなことが必要であろうと、そういうようなことをやっていくつもりでおります。

また、今ご指摘のありました教育委員会の内部での問題はないのかというようなご質問かと思っておりますけれども、今のところそれは全くありません、ということでお答えをしておきたいと思っております。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 3回目の質問をいたします。ぜひ、今言ったように計画の中で、1年前、今言ったように修正、そして住民への説明、これは必ずしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

また、執行部との、また教育委員会との確執も解けたということで、大変安心しております。

この計画は、10年という長い期間でございますよね。できれば、当然人事異動というのが2年か3年ごとに起きると思うんですけれども、この計画に対して必ず実行するという意味でも、人事担当者、1人で結構ですから、少なくとも初年度から10年まで総合的に携われる人をつけていただければなと思うんですけれども、そこら辺のところはどうでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 3回目のご質問にお答えいたします。

現在のところ教育長としては、村の職員の人事には全くタッチ、コメントしておりませんので、ある担当者を10年間張りつけるというようなことが実現できるかどうかについては、私のほうから回答することは、今のところできません。

ただ、もし一人の人が10年間担当しなくとも、村の教育をこういうふうな形でやっていくのだということについての認識が一致していれば、誰が担当者になったとしても、途中で担当がかわったとしても、何ら問題はないだろうというふうに思っております。

また、教育長とか、あるいは教育委員が途中で交代することは十分考えられますけれども、そういうようなことがあったとしても、同じような理由で、要するに美浦村の将来の教育をレベルアップしていくということについて、何と何を実現しないといけないかということについての認識が一致していれば、何ら問題はないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ぜひ、担当部局、執行部、力を合わせて10年計画を進めていってもらいたいと思います。

それでは、第2問目の質問をいたします。

無線LANについて、年内に整備完了する無線LANの利活用について、現在使用中のエリアメールなどがございますが、整備されるデジタル無線LANをもっと活用できる企画などございましたら、お伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。ただいま飯田議員ご質問の無線LANの活用といったところについてお答えを申し上げます。

先ほど飯田議員がおっしゃってございましたエリアメールに称される緊急速報メールにつきましては、携帯電話会社が提供する仕組みでございまして、自治体がそれを活用し、配信できる情報は、台風や土砂崩れなど自然災害の情報や、それに伴う避難勧告や避難指示、救援活動の情報、救援物資配給に関する配備情報、災害発生で被災した水道等の復旧の情

報等、住民の安全にかかわる情報に限られております。したがって、その他の生活情報及び地域情報に関しましては、配信できない決まりとなっております。また、メール配信サービスにつきましては、現在、学校関係者、消防関係者等、利用者を限定した運用となっております。

災害発生時に住民へ一斉に告知が可能な防災行政無線が有効ということでございますけれども、本村は、同報系の防災行政無線の未整備によりまして、住民への音声通知が難しく、住民への情報発信基盤は不十分な状況でございます。

そのため東日本大震災発災時には、給水車の設置箇所や時間、各種インフラの復旧状況、瓦れきやごみの回収、水道水の放射能情報や対応等、その他の情報などを十分に周知することができませんでした。これは、住民生活において安心安全につながるための情報を周知するすべがなく、広報車の巡回や直接訪問等、その周知方法に課題を残した結果となりました。

また、安全性の問題から本庁舎に立ち入ることができず、住民からの電話の問い合わせ、また、県との連絡等に支障が生じました。さらに、役場と避難場所等で地域インフラネットワークが接続されていない施設がございまして、正確な情報をタイムリーに共有することができなかったという結果となっております。そこで、これらの課題に対しまして総務省の交付金を活用いたしました被災地域情報化推進事業によりまして、災害に強い情報連携システムを現在構築中でございます。

具体的に申し上げますと、J-ALEARTという全国瞬時警報システム、それから、受信をいたしました気象情報、地震情報、国民保護情報のほか、国交省、警察等の外部機関からの河川情報、放射線情報、防犯・交通情報、不審者情報に加えまして、村独自の情報といたしまして、防災・防犯情報、避難情報、地域イベント等生活情報等を、既設のホームページ、メール配信サービス、開設予定をしておりますフェイスブック、ツイッター、災害防災ポータルサイトと自動連携することで、災害発生時に住民の方々にパソコン、スマートフォン、タブレット端末、携帯電話等を利用していただくことによりまして、多様な手段を確保いたし、正確な情報をタイムリーに共有していただける予定を立ててございます。

また、学校設置のパソコン、電子黒板の画面においても、それらの情報を音声とともに画面表示させることの予定をいたしております。

さらに、役場と村内各避難所を無線ネットワークで結びまして、災害時に生じる通信回線のふくそう、それによりまして、住民の情報取得やコミュニケーションが困難にならないよう、Wi-Fiスポット並びにIP電話の設置により多重な通信手段の確保をすることを予定しております。各施設のWi-Fiスポットにつきましては、屋内外ともにインターネットの利用が可能でございます。平常時から住民の方々が各メディア、各端末を利用する環境を整え、いざというときに使い方がわからないといった事態を極力回避できるように配慮をしまいたいと思っております。

なお、本年12月に構築完了、来年1月から3月までの試験運用を経まして、本運用につきましては、4月を予定をしております。そういうことで無線LANといった部分、そのWi-Fiスポットを有効に活用していただくといったところで、ただいまのところ検討をしているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 2回目の質問を。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君に申し上げます。回数に制限がございませんので、いちいち回数のご事情は申し述べなくても結構でございます。

○3番（飯田洋司君） はい。今申し述べたように、防災用の無線LAN、これはなかなか規制があっていろいろな情報を出せないということを伺いました。それでもって、ツイッターまたはフェイスブックなどを利用して、今後展開していきたいということなんですけれども、ぜひ村内在住住民の方の知りたい情報、これをぜひ配信していただきたいということと、現在、村のホームページがありますけれども、これは、私もスマートフォンでアクセスするんですけれども、なかなかスマートフォンだと通常のPCの画面を完全に縮小して拡大しないと読めないということで、とても見づらいんですけれども、現在の高校生などはスマートフォンの保有率が7割とか8割とかという形になってきておりますので、今後5年後10年後、彼らが社会人になったときには、ある程度スマートフォンというものが普及してくると思いますので、ぜひ村のホームページの「スマートフォン対応」みたいな形で現在考えているのか、そこら辺もちょっとお伺いしたいなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員の村内在住村民の希望がある中で、村民が知りたい情報、そういうものを村として発信ができないのかといった質問でございますけれども、それにつきましては、従来の利用者限定型ではなく、公開型のサービスとして運用の見直しをさせていただくということを考えてございます。

具体的にはインターネットを通じまして、メール配信サービスの利用登録をしていただくということになりますけれども、その際に知りたい情報を選択できるようにということで予定を組んでございます。本システムの活用によりまして、防災・防犯関連情報だけではなく、さまざまな生活情報、また地域情報等を、地図と組み合わせまして配信することができるようになります。そういうことで、効果的な活用方法も検討をしてみたいと考えております。

また、防災、減災におきましては、平常時からの備えが重要となってまいります。そのため、このシステムを活用した防災訓練等もあわせて計画をしていきたいということで考えております。

また、現在、タブレットやスマートフォンの、村のホームページがその対応になっていないといったご指摘でございます。今回のシステムの整備目的につきましては、多様な手段によって災害発生時における正確かつ迅速な情報伝達が整備目的となっております。そのため、災害・防災ポータルサイトにつきましては、パソコン、スマートフォン、タブレット端末、携帯電話等に対応した画面デザインということにはなっております。しかし、それと連携する村のホームページにつきましては、現在、未対応となっているという状況でございます。

議員ご指摘のとおり、スマートフォン、タブレット端末では必ずしも見やすいデザインとなっていないというのが現状でございます。これにつきましては、今後前向きにそのスマートフォン、タブレット端末等に対応できるようなものとなるように検討を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ぜひ今言ったことで、じきにスマートフォン、タブレットが普及してくると思いますので、ぜひ早急に村のホームページも対応していただけたらなど。それと、住民が欲しい情報を各方面に配信できるように早急にしていただきたいなと思います。

それでは、特産品記念日について、3番目の質問に移りたいと思います。

食育問題で村内特産品を食材にもっと利用できないか。食育について、学校給食または村内住民の食事などで、村内特産品を食材に使用する。パプリカ、シイタケ、マッシュルーム、お米などの記念日を決めて、農業振興、食育、地産地消、活性化、特産品を利用して美浦村の村内全域で盛り上がるようなお祭りみたいな、そういった記念日をつくれなにかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

本村の基幹産業である農業振興は、産業の振興というばかりでなく、本村の素晴らしい自然環境を守っていく観点からも、重要な課題であると認識しております。これまでも農業振興のため、村独自で手厚い補助金制度あるいは物産展等での特産品のPR等、農業振興策を行ってまいりました。

また、地産地消、食育については、平成22年9月より議会のご理解もいただき、学校教育課及び経済課において、学校給食の地産地消とあわせて小中学校の食育を推進しているところでございます。

本年度実施しました生徒・保護者等へのアンケート調査結果を見ますと、児童生徒は美浦村の特産品について、マッシュルームを初めレンコン、イチゴなどと理解しており、約4割の生徒が、今後とも本村農産品の給食への利用を求めているとの結果となっております。

す。保護者の意見としましても、学校給食の地産地消については約8割の方が理解しており、今後とも推進していくべきと考えるという答えが9割以上を占めております。

こうしたアンケートの結果から見るように、学校給食の地産地消は一定の効果を上げていることから、今後も継続をしまして、今、検討を進めております物産館の建設とあわせて、さらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

飯田議員もご案内のこととは思いますが、本村の特産品については、特別栽培米であります「美浦そだち」「光一点」、市財を投資して栽培しました「安中米」、レンコン、イチジク、南紅梅、原木シイタケ、イチゴ、マッシュルーム、つくだ煮等の水産品の加工品、近年においては、常陸の秋そば、本年度より出荷のめどが立っておりますパプリカなどがございます。

こうした特産品のPRについても、これまでもさまざまな方法、機会を捉えて行ってまいりました。飯田議員ご提案の特産品記念日制定も、本村農産物特産物のPR手段、方法としてのご提案かと考えます。特産品記念日の制定については、現在検討を進めている物産館の検討とあわせて検討を進めてまいりたいと考えます。

地方自治体が自分の地域や特産品などのPRのため記念日を制定するという事は、既に行われているようでございます。そうした先行自治体の事例を調べるなどして、美浦村として、いつ、どのような形で記念日を制定するとPRの効果があるか、タイミングの問題もあると考えます。また、実施した場合、農産物の必要量を確保できるかなど、整理しなければならない課題は多いと思います。

こうしたことから、現在進めております物産館の建設検討とあわせて、農業者、それと農協等農業関係団体と検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ぜひ記念日、早急に制定。もちろん記念日だけ先行してもどうしようもありませんので、物産館、将来的には農業関係団体に、今現在、美浦村商工会のほうでチャレンジショップ、こういうものを女性部のほうでつくって、約1年ほど活動しております。

いろいろな形でなかなか計画どおりに進んでいないというのが現状なんですけれども、ぜひ先ほども言ったように記念日をつくって、農産物の量の確保、そういう問題、いろいろな物産館に提供する量の確保なども全てそうですけれども、ぜひ次につなげる、当然そういうものができれば、料理レシピ、料理大会などを行っていただいて、6次産業につなげて、相当いい商品ですかね、ブランド、今はやりのブランドと言っていますけれども。

美浦村だけで結構なんです。美浦村の住民が、あそこのお米おいしいよね、あそのレンコンおいしいよね、というような形でどんどん地産地消を進めていってほしい。6次産業について、物産館とつながるんですけれども、そういった形での特別な企画みたい

なものがありましたら、よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員の2回目の質問、特産品の記念日を6次産業あるいは地産地消のほうに生かしていくことはできないのかという趣旨のご質問かと思えます。

ご案内のとおり農業の6次産業化は、第1次産業としての農畜産物の生産だけでなく、第2次産業としての食品加工、第3次産業としての流通販売にも、農業者が主体的かつ総合的にかかわり、1次の生産、2次の加工、3次の流通販売、合わせて6次になります。この3つを複合することによって、加工賃や流通マージンなど、今まで第2次・第3次産業者が得ていた付加価値、利益を農業者自身が得ることによって、農業を活性化していきましょうというものでございます。

具体的には、農業のブランド化、農産物の加工、消費者への直接の販売、あるいはインターネットによる販売、農家レストラン等、これが考えられると思えます。このような農業の6次産業化は、現在進めております物産館構想そのものであるわけで、6次産業化を進めていくことが物産館の建設の必要条件であると考えております。まずは農産品のブランド化、あるいは今、経済課のほうでちょっと企画段階ではあるわけなんですけれども、そばでつくった焼酎、そういった農産物の加工品の開発、こういったことから進めてまいりたいと考えております。

飯田議員ご指摘のとおり、特産品記念日を制定することができた場合、こうした本村農業の6次産業化に向けてのさまざまな取り組みの中に、その特産品記念日を生かしていけるように努めてまいりたいと考えます。

なお、農業の6次産業化については、商工会、農協等関係機関はもちろんのこと、既に起業しておりますマッシュルーム、あるいはパプリカの生産団体、そして農業者、さらには村民の中にはそうした農産物のさまざまな加工技術を持った方がおられると思えます。そうした方々の協力を得ながら、そして、国の補助事業も上手に利用しながら、村民協働で事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（石川 修君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ぜひ、国の補助事業の予算を使って、また、そんなに予算的には、今言ったように記念日などを制定するのにそれほどの経費はかかりませんので、今言ったように農業振興、そして地産地消、そして美浦村の活性化、いろいろと複合的なもので相乗効果が生まれますので、ぜひ近いうちに何とか関係団体と協力して、ぜひ記念日を制定してほしいと思えますので、よろしく申し上げます。

以上、質問を終わります。

○議長（石川 修君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了します。

次に、山崎幸子君の一问一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 通告書に従い、質問いたします。

1点目は子育て支援対策についてお伺いいたします。

近年、どこの自治体でも深刻な少子化問題を抱えており、少しでも少子化に歯どめをかけるため、さまざまな施策を打ち出してきております。本村でも、医療費を中学3年生まで無料としていることや、保育料では、同一世帯から2人以上が保育所または幼稚園に入園している場合の2人目は半額、3人目は無料等の少子化対策をされておりますが、他の市町村では、給食費や保育料の補助等を行っているところもあります。そこで、県内の市町村での少子化対策の状況はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 定例会再開日、大変ご苦労さまでございます。きょうは、美浦大学の皆さんが一般質問の傍聴ということで、議会も改革に取り組んで、一問一答方式を取り入れて9月議会からやろうということで、いろいろな全国の議会、先進的なところを捉えて、研修をしたり視察をしたりして、美浦も9月から新たな部分でやっていこうということの中で、2番目の質問者の山崎幸子さんの一問一答方式、まず子育て支援について、村のほうの考え方を答弁をしたいと思います。

県内の市町村では、少子化対策、子育て支援対策等いろいろな施策を用いた取り組みがございます。議員ご質問の学校給食費の軽減に取り組んでいる市町村でございますけれども、近隣では、龍ヶ崎市、それから鹿行地域の鹿嶋市が第三子給食費無料化事業を開始しております。これは3人目以降のお子さんの給食費負担を無償化するものであります。

次に、小中学校の児童生徒全員を対象に一部補助している市町のところもありまして、これは神栖市、太子町が給食費の約2分の1を補助しているところでもあります。そのほか、施策の詳細につきましては、担当部長、次長よりご説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、村長が申しあげました県内の市町村の取り組みについてご説明申し上げます。

初めに、龍ヶ崎市が今年度から開始しております第三子給食費無償化事業でございます。子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的にございます。対象者は、3人以上のお子さんが同時に小中学校に就学した場合、3人目以降のお子さんの給食費負担を無償化するもので、少子化対策の事業の一環として開始してございます。今年度の対象者は237人で全児童生徒の3.6%となっております。

次に、鹿嶋市が平成23年度から実施しております第三子以降、学校給食費の免除制度がございます。これは、小中学校に就学した児童生徒や幼稚園児を対象としてございます。

免除対象は、中学校から幼稚園までの3人目以降のお子さんとなります。これは龍ヶ崎市と同じ対象の条件となっております。今年度の対象者数は222人、そのうち小中学校の対象者は184人となっております。全児童生徒の3.5%となっております。

もう1つの補助制度についてご説明いたします。

大子町が実施しております子育て支援対策としまして、学校給食費補助金交付事業がございます。これにより給食費無料化を実施いたしました。平成21年度当時としては、少子化の歯どめをかけ、若者の定住をいかに促進するかが大きな課題であり、学校給食費無料化は、こうした課題に対する施策の1つとして位置づけてございます。その後、事業の見直しがございまして、平成24年度から保護者負担分としまして2分の1を求めております。

次に、神栖市の学校給食費の補助について申し上げます。こちら、小学校月額給食費4,200円のうち2,000円、中学校4,500円のうち2,100円を、神栖市が補助してございます。

ただいまご説明しましたように、3人目以降のお子さんの給食費負担を無償化する施策、あるいは児童生徒全体に学校給食費の一部を補助する施策がございます。

以上が、県内で実施しております給食費補助等の現状でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、現在の保育料の減免状況について、現状を申し上げます。

現在、国の施策で児童福祉法による保育所運営費の国庫負担の中の特例措置といたしまして、同一世帯で就学前の兄弟姉妹が、幼稚園、保育所、認定こども園等に入所や入園をした場合には、2人目の児童の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料としております。

子育て支援対策といたしましては、全ての第三子以降の保育所保育料無料化を行っている市町村は、内容の違いはありますが、県内では既に石岡市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、常陸大宮市の4市が行っております。

続きまして、4市の施策の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、石岡市が実施しております第三子以降の保育所保育料無料化につきましては、18歳までの兄弟姉妹で、第三子以降の保育所保育料を4階層まで無料化するもので、5階層以上の場合は、月額1万円を支援する制度でございます。

次に、龍ヶ崎市の第三子支援事業の中の保育料無料化についてご説明をいたします。

龍ヶ崎市すくすく保育助成事業では、出産祝い金の対象となった児童が、引き続き龍ヶ崎市民である場合に、小学校就学前、3年間、保育料を無料化しております。

鹿嶋市につきましては、就学前の兄弟姉妹で第三子以降の無料化を、中学生以下の兄弟姉妹で第三子以降の保育料を無料化としております。

また、常陸大宮市は、就学前の兄弟姉妹で第三子以降の無料化を、年齢上限を設けずに、兄弟姉妹で第三子以降の保育料を無料化としております。

以上、県内の状況についてご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。大子町では、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、子育て世帯の町外への流出を防ぐとともに、町外からの転入に結びつくことにつながるだろうと、小中学校の給食費の2分の1を全児童生徒を対象として補助しているとのこと。

本村でも、村外への流出が大きな問題となっております。子育て世帯の負担軽減策として、美浦村としても龍ヶ崎市や大子町等で取り組んでいるような少子化対策を実施すべきであると考えますが、いかがでしょうか。明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、私のほうから学校給食費の無償化補助について回答いたします。

この対策事業につきましては、新たな村の負担が発生するということとなります。少子化対策、子育て支援対策の1つとして取り組んでおります龍ヶ崎市、神栖市の施策内容の検討を行いまして、対象者の取り扱い等を含めて庁内関係課と検討が必要かと考えております。今後、検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。美浦村としては具体的にどのようなことを考えておられるのか、村長にお尋ねいたします。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員の子育て支援ということで、県内で、次長のほうから各自治体の取り組み方、答弁があったと思います。第三子というところで見ますと、龍ヶ崎市、鹿嶋市も第三子の割合は、学校にいる第三子、龍ヶ崎市では3.6%がそうです。鹿嶋市が3.5%。じゃ、美浦村はというと、美浦村は7.43%ということで倍ぐらい。学校の中だけでは、美浦村では、三子がよその龍ヶ崎市、鹿嶋市よりも倍ぐらいいるよという部分が、数字の中で出てきております。

少子高齢化が進む中で、どうやって少子化に歯どめをかけるか、それぞれの自治体でいろいろなつなぎとめを、人口の流出も含めて取り組んでおります。実際、茨城県44市町村ありますけれども、自然増というところでふえているのは、4つぐらいですか。エクスプレス沿線の守谷市、つくばみらい市、つくば市、それと牛久市の一部、ひたち野うしくの地域で、あと東海村が意外と減っていない。独自にある程度いろいろなものを取り込めるという予算の配置もできるということで、この4つ、5つは茨城県の中で少子高齢化という今の流れの中でも人口が減らないで推移しているのかなと。

減って大変だという自治体の嘆きと逆に、つくばみらい市は月100人ずつふえて、年間

1,200人ふえているということで、片庭市長さんなんですけれども、保育所それから学校の対応がし切れない、うれしい悲鳴だと思いますけれども、余りふえ過ぎても自治体の対応ができないというところにいるという話も聞いております。自然にふえていくということであればいいんですけれども、沿線開発で新たな住宅団地に引っ越してくる方が多くて、月に100名以上人口がふえているんですよという部分では、少なくなる部分よりももっと大変な部分もあるのかなというふうに思います。

美浦村の場合には、小学校単位で見ますと、大谷小学校に関しては、全体的な部分では増減がそれほどない。ただ、安中地区と木原地区については、あと5年もするとかなりの、特に木原地区が一番子どもたちの減少が著しいという部分が、今の生まれた、そして保育所にいる子どもたちの数を見ましても、大きな数字で減少の部分があらわれてくるということがわかっております。

そういう中で、近隣の自治体でも少子化に歯どめをかけるために一所懸命取り組んでおります。美浦村も当然同じように、同じような取り組みであれば、これは公共交通の便のいいところ、そして生活のしやすいところに居住を求めて行ってしまう。

ですから、私とすれば、美浦村が一番子育てのしやすい場所だというふうな、子育てをしている世代の人たちの認識を持っていただけるような施策は、これは取り組まないといよそと同じ取り組みでは、美浦の認知度が少し下がってしまうのかなというふうに考えております。

それで今、次長のほうから答弁がありましたけど、議員おっしゃる取り組み方について検討をしていくという答弁があったと思います。今、実際数字的なことは、全体的な部分で把握はしていないんですけれども、保育所の部分で第三子を免除するという話になりますと、大体年間600万円、月約50万円ですね。三子の部分が無償化で預かるということになると、今の時点で月約50万円ぐらい。ということは年間12カ月ですから600万円の部分ですね。

これは保育所というわけにはいきません。先ほどの飯田議員の幼保一元化という話も出ていますので、これは保育所だけに限らず幼稚園も同列として捉えていかなければならないと思いますので、その辺を数字的な、予算的な部分の確保をまずして、それで実施に向けてどの辺までできるか、全額無償でできるものなのか、5割補助をしてあげられる部分なのか、その辺は検討をして、よその自治体と同じ取り組みじゃなくて、一步進んだ子育て支援の方向を考えていきたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。ただいまの村長のご答弁の中で、美浦村としては、保育所と幼稚園も含めて第三子を無料と考えているとおっしゃっていましたが、それは小学校、中学校まで含めて、中学校、小学校、幼稚園、保育所全てを含めた中の第三子という考え方なんですか。これは幼稚園、保育所だけということだと、国

の制度と同じこととなりますけど、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 国の制度については、今同じ、保育所なら保育所において三子までそろっているときには、第二子が半額、第三子が無料というふうな、国の取り組み方です。私、村として考えるのには、三子については、同じ学校内、同じ幼稚園、保育所にいなくても、三子は三子だということで捉えていきたい。

それで、中学校を卒業したら、通常、三子の部分も三子として扱わなくて、通常の扱いになってしまうようなこともあります。ただ、美浦村として一子が中学を卒業しても、三子は三子なので、その辺の取り組みは国と同じにしなくてもいいのかな。ただ、第一子が高校を卒業して、大学を卒業したりして社会人となったときには、自分の生活ができるというふうになれば、三子はちょっとそこまではしなくてもよろしいのかなというふうに考えておりますので、これも議論はいろいろあるかと思えますけれども、年が離れてくればそういう事例はたくさん出てくるものだと思います。もう一子、二子が社会人になっても、三子が年が離れてまだ学校にいますよという部分については、保護者が見る部分では3人がもういなくなった。一子が社会人になれば、2人しか残らないという部分で考えれば、その辺は検討をして、その制度の中に入れていかなくてもよろしいのかなというふうに思っておりますけれども、まだこれが決まったわけじゃないので、その辺をよく事務局のほうと詰めて、いい答えを引き出せればというふうに思います。

その前に、また、ある程度こういう案が固まったときには、議会の皆さんにご報告を申し上げながら、相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。

ぜひとも子育て世帯の経済的負担を軽減し、美浦村に住み続けようと思えるような美浦村にしてください。以上で1点目の質問を終わります。

次に、2点目としまして、ふるさと納税についてお伺いいたします。

ふるさと納税制度が導入された平成20年度から昨年度の本村に対してのふるさと納税の寄附件数と寄附金額を、年度ごとに、そして、そのうち村外の方からの寄附金額はどのくらいか。

村外の方からの寄附金額とお聞きしたのは、実は私も以前、労組婦人部でバザーを行った際の売上金の一部を、美浦村に寄附をしましたが、そのときは、ふるさと納税という認識は全くなく、単なる寄附ということで行ったものですから、ふるさと納税という認識で寄附をしてくれた人ということで、村外の方の寄附金額もお尋ねいたします。そして、近隣市町村の寄附件数と寄附金額もあわせてお尋ねいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、山崎議員ご質問のふるさと納税についてお答え申

し上げます。ふるさと応援寄附金につきましては、平成20年4月の地方税法の一部改正を受けて創設されたもので、都道府県や市区町村へ寄附をすることで、個人住民税の一部が控除される制度で、現行制度では2,000円を超える部分について一定の限度まで、その年の分の所得税と翌年度分の個人住民税から控除されるものでございます。

美浦村におきましても、平成20年12月に美浦村ふるさと応援寄附条例を制定いたしまして、美浦村を応援したいという個人または団体の方からの寄附を財源といたしまして、その意志を村政の新たな展開、また充実を図るための施策へ反映させることによって、特色あるふるさとづくりと郷土のまちづくりに資することを目的といたしまして、村内外の皆様から寄附をいただいているといった状況でございます。

まず、議員ご質問の寄附金の件数及びその額でございますけれども、平成20年12月にスタートさせまして、ことしの8月末現在で、件数につきましては63件でございます。金額でいいますと、127万7,689円でございます。年度ごとの件数及び金額についてでございますが、平成20年度につきましては、ゼロ件となっております。

平成21年度につきましては7件、14万3,608円。うち村外が5件でございます、7万9,000円。

平成22年度は21件、37万3,457円。うち村外が16件でございます、25万円。

平成23年度につきましては、10件、36万1,406円、そのうちの村外が5件でございます、6万円。

平成24年度は、全体で20件、30万9,218円でございます。うち村外が12件の1万2,000円。

平成25年度につきましては、8月末現在であります、5件の9万円、うち村外が4件で4万円となっております。

また、近隣市町村の寄附件数と寄附金額とのことですが、お配りしております別紙のとおり、取りまとめをさせていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

議員質問につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 大変失礼しました。先ほど、議員質問の件について、村外の分のこれが平成24年度分の全体で20件の、30万9,218円でございますけれども、村外の分として12件、これは1万2,000円でなくて、12万円でございます。大変失礼しました。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。ふるさと納税のPRを村外の方に対してはどのようにされているのかと、ふるさと納税をしてくださった方へのお礼は、現在美浦村としては、1万円以上の寄附をしてくださった方にお米5キロを差し上げておりますが、お礼品の品数をふやすお考えはないかもあわせてお尋ねいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの山崎議員のご質問でございます。

ふるさと納税のPRを村外の方についてはどのようにされているかといった内容でございますが、これにつきましては、ホームページを通じて村外の方に対してはPRを図っているといった状況でございます。

また、現在、美浦村といたしましては、議員のおっしゃるとおり1万円以上の寄附金に対して、お米を5キロ差し上げているといったことでございます。これについては、5キロの特別栽培米を1万円以上寄附された方についてお送りしているといった状況ですが、今後につきましては、レンコンまたパプリカ等、また水産加工品など、その寄附をいただいた方が選べるような形で品数をふやす方向といったところでは、今後考えていきたいと思っております。主体は、あくまでも寄附をしていただいた方でございます。その方々が自分の好みの物を選べるというような状況をつくり出すことがやっぱり一番かなと思っております。

そういうことで、今後そういう形で考えていくといったところでございます。以上です。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。

現在、美浦トレセン内では高額所得者が多数おられると思いますが、残念なことに村外居住者が多いため、競馬でいい成績を上げて賞金を稼いでも、住居が村外だと住民税として税金が落ちるのは美浦村以外の自治体に入ります。

ちなみに現在、美浦トレセンで村外居住をしている騎手は28名で、騎手全体の半分近くが村外に居住しています。調教師においては66名が村外居住で、全体の3分の2弱の人が美浦村外に住んでいます。仕事は美浦村でやっているのに、税金はほかの自治体に入るのは、ある面納得がいかないようなところもありますが、国の制度でどうしようもないところでは。

そこで、美浦村に税金が入る方法として、ふるさと納税があります。7月に私たち議員会でも、米子市に視察研修に行ってきました。米子市はふるさと納税額が、平成24年度で8,900万円も寄附をもらったとのこと。視察研修の際にいろいろと勉強をし、自分でも調べた結果、ふるさと納税には寄附金の税制優遇措置というのがあります。

例えば、年収700万円の夫婦と子ども2人世帯の人が自治体に3万円の寄附を行うと、本人負担は2,000円のみで、差額は所得税や住民税から控除されます。しかも、本人負担の2,000円分は、美浦村の場合だとお米5キロ、これは今年度では2,400円相当だそうです。そのお米5キロがもらえるため、実質本人負担はゼロです。村外居住のトレセン従事者や調教師の中には、そのような制度があるということを知らない人がほとんどだと思います。そのような制度があるということを知れば、村外居住の人でも美浦トレセンで仕事をしているのだから、実質、自己負担なしで美浦村の役に立つのなら、と思ってくれる人もいると思います。

ですから、ふるさと納税の制度、特に年収別、家族構成別で本人負担が2,000円までの

範囲だと幾らまでの寄附ができるというような、早見表みたいなものもつけたチラシをつくって配布したらどうかと思うのですが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの山崎議員の質問でございます。

ただいまの早見表の件でございますけれども、税務課のほうでちょっとインターネット等でとって、それをシミュレーションで行ってみた経緯がございます。他市町村の事例でございますけれども、それを参考にシミュレーションしてみたと。その結果、これはあくまでも目安でございますけれども、寄附者に対して、これは十分に参考になる、なりそうだと感じました。そういうことで、早見表を作成いたしまして、ホームページ、またチラシに添付をするなどして、特に美浦トレーニング・センターの方々ということであれば、日本調教師会だとか騎手クラブ等にもそういうチラシを配布するなどして、PRを図っていきたくてというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。ぜひともそのチラシのほう、作成をよろしく願いいたします。

ふるさと納税で成果を上げている自治体のホームページを見ると、米子市などでは、納税方法を通常の振り込みの方式と、ホームページ上からカード決済を使って簡単にできるという方式も取り入れているというような工夫をしています。ふるさと納税をする気持ちがあっても、納税方法が簡単でなくては、納税件数の伸びにはつながらないと思いますので、納税方法の見直しをしていただきたいと思います。

それと、記念品も1種類のみではなく、数種類の中から納税者が選べるようにしたり、品物も美浦村ならではのマッシュルームとか馬に関するグッズや、競馬場の入場券を入れるとかの、ほかにはないものを考えていったらよいのではないかとすることを要望し、私の質問を終わらせていただきます。

じゃ、村長のご見解をお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員のふるさと納税ということで、今、騎手の方が28名、村外のほうに居住している。そしてまた調教師さんにおかれては、66名、経営者という面では、村内に残っていてほしいなという思いはあるんですが、いかんせん、いろいろな環境の問題、それから家庭を持つとどうしても奥さんのほうが力が強くなるのかなというふうに思います。

そういう意味でも、まずふるさと納税の品数がいかに少ないか、議員の皆さんが研修してきた米子市のほうでは、いろいろなバリエーションがあった。実際、きのう、美浦トレーニング・センターのほうにいろいろな環境整備の要望をきのうしてきたところです。

たまたま8月29日に栗東市と美浦村で毎年環境整備に関する要望書を提出させていただいているんですが、8月のときに栗東市のほうの市長さんが、ふるさと納税のやっぱりパンフレットを持ってきてくれました。実は栗東市のいろいろな生産された物以外の、要するに栗東市のトレーニング・センターで使っている練習用のゼッケンとか、それから蹄鉄などを市のほうに寄附していただいて、それを競馬ファンに選んでいただいて、ふるさと納税をしてくれた方に差し上げているんですよという話をいただきました。

きのう行ったから、その話を美浦トレーニング・センターの田辺場長さん初め副場長さんもいましたから、話をして、栗東市ではこうやって市のほうに協力してくれているんですよということで、美浦村にもぜひ、栗東市と美浦村しかそういう練習したようなゼッケンとか蹄鉄はそんなに回っていないと思うので、競馬ファンにしてみれば、実際に使った蹄鉄とかゼッケンであれば、かなり貴重な存在になるのかなというふうに思います。ですから、そのふるさと納税に関しては、村の産品という部分だけじゃなくて、そういう競馬トレーニングセンターで使ったいろいろなグッズも含めて、ふるさと納税をしてくれる方に提供できれば、少しバリエーションも広がるかなというふうに思って、要望をしました。

そういう意味では、やっぱり村だけの中で、ホームページを見ても大した、米しかないというよりも、いろいろなところを視察研修をして、そういう情報をいただいて、議員から言われないと動かないんじゃないかと、やっぱり担当課もその辺は今、ネットで調べていろいろな情報を得ることができるわけですから、議員おっしゃるようなバリエーションを広げて対応できる、そして、今のふるさと納税の金額を少しでも、今は百何十万円までしかいっていませんけれども、せめて500万円、1,000万円といくような対応ができれば、納税をしてくださった方も節税になれるということで、取り組みをさらに広げていきたいと思えます。

今、経済課のほうでその下地づくりをやっておりますので、12月までには少しその方向性を議員の皆様には報告できるかなというふうには思っております。

○議長（石川 修君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了します。

会議の途中ではございますけれども、ここで暫時休憩といたします。

午前11時26分休憩

---

午前11時36分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、下村 宏君の一般質問を許します。

下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 9番議員の下村でございます。議長より質問の許可が出ておりますので、通告書に従って質問をしていきます。

まず初めに、国保財政の健全化対策についてお尋ねをします。

国民健康保険については、基礎自治体である市町村が担い、約3,500万人が加入をしています。もともとは自営業者や農林水産業者を中心にした公的健保でしたが、近年は、会社を退職した高齢者や無職、非正規雇用の人が増加し、国民皆保険の最後のとりでとも位置づけられています。

過疎の町では加入者が減り、また、保険料の滞納者がふえる一方、高齢者が多いことから医療費がかさむといった問題を抱えています。このため、全国の市町村、国保累計では年間約25兆円の医療費支出となって、1人当たり約31万円の医療費となっております。また、後期高齢者においては1人当たり90万円の医療費となって、市町村の多くが負担に苦しんでおります。当村においても、前年度は一般会計より保険給付等の財源不足を補うため、約2億3,000万円の繰り入れをしております。その大きな原因は、毎年ふえ続けている医療費にあると考えられますが、24年度の医療費はどのようになっているのか、過去3年の状況とあわせてお尋ねをします。よろしくお願ひします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、ただいまの下村議員のご質問にお答えを申し上げます。

下村議員ご指摘のとおり、本村の国民健康保険につきましても、少子化、高齢化の急速な進展や医療技術の高度化及び疾病構造の変化等に伴い、医療費が増加する一方でございます。昨今の景気低迷を受け、保険税収納率の低迷などに加え、高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因により、国保財政運営は極めて厳しい状況にあり、一般会計より多額の繰り入れを余儀なくされているところでございます。

ご質問の加入者と医療費の状況について、過去3年を年度別に申し上げます。

平成22年度平均被保険者数が、一般被保険者で5,035人、退職被保険者で289人、合計で5,324人、医療費が15億4,582万321円でした。

続きまして、平成23年度平均被保険者数が、一般被保険者で4,936人、退職被保険者で355人、合計で5,291人で、医療費が15億4,590万6,782円です。

続きまして、平成24年度平均被保険者数が、一般被保険者数で4,849人、退職被保険者で341人、合計で5,190人となっております。医療費が14億9,713万602円でした。

医療費の前年対比をみますと、平成22年度と23年度を比較いたしますと、0.01%の増でございます。また、平成23年度と平成24年度を比較いたしますと、3.16%の減の状況でございます。なお、平成24年度の医療費の減額については、東京医科大学茨城医療センターの保険医療機関の一時取り消しによる受診者の減少が要因と考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

24年度、事情があるにしても医療費が減ったというようなことはすばらしいことではないかというふうには思います。

次に、国保加入者1人当たりになると医療費がどれくらいになるのか、同様に過去3年間の比較でお尋ねをします。

また、65歳以上の医療費はどのようになっているのか。さらには、75歳を過ぎると高齢者となって県の医療連合で業務を行っているわけでありませけれども、医療費の状況がわかるようであれば教えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、ご質問にお答えを申し上げます。

国民健康保険加入者1人当たりの医療費につきましては、3年間の資料がございます。平成22年度は29万349円でございます。続きまして、平成23年度は29万2,177円でございます。比較いたしますと、0.63%の増になっております。

続きまして、平成24年度は28万8,464円でございます。前年度と比較いたしますと、0.2%の減でございました。

続きまして、年齢別の1人当たりの医療費について申し上げます。65歳以上から75歳未満の方について申し上げます。平成22年度は44万7,773円です。平成23年度は43万8,310円でございます。前年度対比をいたしますと、2.11%の減でございます。

続きまして、平成24年度の医療費は、43万9,200円でございます。前年度と対比いたしますと、0.2%の増でございます。

続きまして、75歳以上の後期高齢者医療保険の方の1人当たりの医療費についてご説明を申し上げます。平成22年度は73万5,779円でございます。平成23年度は75万7,764円で、前年比2.99%の増でございます。

続きまして、平成24年度は、72万7,643円で、前年度対比で3.97%の減でございました。以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 答弁の中で、美浦村が全国平均よりかなり少ないというようなことを確認させていただき、本当にありがたく思います。

高齢者になればなるほど医療費は当然ふえると思います。このふえつつある医療費を減らす対策の1つとして、国保特定健診が行われておりますが、この健診の受診率はどのようになっているのか、過去3年の比較でお尋ねをします。お願いをします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、国民健康保険特定健診の受診率について申し上げます。こちら平成22年度から24年度について申し上げます。

まず、平成22年度は、38.3%、平成23年度は39.2%、平成24年度は39.4%でございました。年々伸びてきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 年々伸びているというようなことで、受診率が伸びていること、大変よいことだと私は思います。

それでは、受診者を年代別に見て、どの年代の受診率が低いのか、また、どの年代で多く、細診なりの異常等が見つかってきているのかをお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、ご質問の年代別に見ての受診率についてお答えを申し上げます。

平成22年度から24年度を見ますと、40歳から50歳代が20%から25%と低く、55歳から60歳、70歳代として、30%から47.48%台と、年齢が上がるにつれまして受診率も上がっている状況でございます。

次に、どの年代におきまして異常が見つかっているかにつきましては、24年度は動機づけ支援、積極的支援の方を対象としております。

まず、40歳から44歳で15人、45歳から49歳で10人、50歳から54歳で14人、55歳から59歳で20人、60歳から64歳で49人、65歳から69歳で52人、70歳から74歳で50人、合計210人となっておりまして、全受診者1,308人から16.1%の方に異常が認められている状況でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） ただいまの答弁で16.1%の方が異常でというようなことを今ありましたけれども、できるだけ全員にこの特定健診のほうを受診していただくと、そのような指導を今後とも続けてよろしくお願いをしたいというふうに思います。

数年前からメタボ等の健康管理に対しての指導を保健センターで実施してきていると思いますが、年間何人くらいの指導をしてきたのか、これも過去3年の実績、それと、それをやった成果についてお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、下村議員のご質問にお答えを申し上げます。

特定保健指導の利用実績でございます。年度別に申し上げます。

平成22年度、43人、利用率にしますと、18.1%でございます。

平成23年度、55人、利用率が24.4%。

平成24年度が45人、利用率が21.4%となっております。

また、特定保健指導の利用状況等の成果でございます。特定保健指導につきましては、積極的支援と動機づけ支援に分かれてございます。年度別に申し上げます。

平成22年度、積極的支援で実施された方が20名、そのうち改善が見られた方が7名でございます。同じく平成22年度の動機づけ支援で、23名の方が実施をされておりまして、改

善が見られた方が14名。

平成23年度につきましては、積極的支援で実施された方が25人で、改善が見られた方が14名。動機づけ支援では、実施者が30名で、改善が見られた方が11名。

平成24年度は、積極的支援の実施者が21名、改善が見られた方が13名。動機づけ支援では、実施者が24名、改善が見られた方が18名となっております、年々改善した方の割合がふえてございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） ただいま報告いただきましたけれども、やはり医療費の削減につながるものでありますので、成果もいい成果が上がってきているみたいですね。ぜひこれも続けていっていただきたいというふうに思います。

この特定健診の項目の中で、この項目の拡大についてお伺いをしたいと思います。数年前まで健診項目にありました尿酸値や血糖値の検査が今はなくなりました。また、CRP等の検査もしていただくと、その時点で体の不具合もわかるのではないかと思います。今後、これらの取り入れ方について執行部の見解をお尋ねをします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 下村議員の特定健診の項目拡大についてご答弁を申し上げます。

議員ご指摘の尿酸値、血糖値、CRPの検査でございますが、このうち血糖値検査につきましては、特定健診の基本的な健診項目に血糖値として入っているところでございます。こちらは、ヘモグロビンA1c（エーワンシー）検査という内訳になってございます。なお、人間ドックにはこの3種類の検査が含まれておりますので、必要と思われる方にはこの人間ドックをお勧めしております。

また、特定健診の検査項目に、尿酸値CRP検査を入れることにつきましては、近隣市町村の動向を踏まえながら検討していきたいと思っております。ちなみにこの2項目を入れ、受診率で換算いたしますと、70万円から80万円の増額になると思われまして。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 費用が70万円から80万円ということでもありますけれども、ぜひ検討していただいて、こういうものも特定健診の中に入れていけばいいなというふうに思います。

次に、国民健康保険料の。

○議長（石川 修君） 下村議員に申し上げます。

きりのいいところで、ここで昼食のため休憩とさせていただきます。まことに申しわけありませんけれども、昼食のため休憩とさせていただきます。

再開時間は、午後1時とさせていただきます。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

---

午後 1 時 0 0 分開議

○議長（石川 修君） それでは、改めましてこんにちは。

休憩前に引き続き、一般質問に入らせていただきますけれども、傍聴席の皆さん、一般傍聴者、そして美浦大学の皆さん、傍聴に来ていただきまして大変ありがとうございます。

下村 宏君の一般質問の途中ではございますけれども、下村 宏君の一般質問を許します。

○9番（下村 宏君） 午前中は、国保の医療費について質問をさせていただきました。

続いて、国民健康保険料の不納欠損額と収入未済額についてお伺いをいたします。

この国保税は、国民皆保険制度を守り、納税の公平性の観点からも、加入者全員が必ず納めなくてはならないものです。24年度の決算を見たとき、大きな額の不納欠損額と収入未済額が発生をしております。そこで、過去3年の不納欠損額と収入未済額の状況をお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、下村議員の国民健康保険税の不納欠損、過去3年の比較ということでございますけれども、現年課税分につきましては、平成22年度が3万円、平成23年度14万7,000円、平成24年度が55万4,000円、また、滞納繰越分につきましては、平成22年度が1,825万円、平成23年度につきましては、2,292万6,000円、平成24年度につきましては6,801万7,000円と、現年課税分が年平均4.3倍、滞納繰越分が年平均2.1倍と急増しているといった状況でございます。

欠損の対象となった課税年度につきましては、平成22年度と平成23年度は平成9年度以降課税分、平成24年度は平成10年度以降課税分となっております。

また、国民健康保険税の収入未済額について、過去3年の比較をということでございますが、現年課税分につきましては、平成22年度6,032万6,000円、平成23年度5,457万5,000円、平成24年度5,174万7,000円。また、滞納繰越分につきましては、平成22年度2億1,365万9,000円、平成23年度2億271万9,000円、平成24年度1億3,200万円と、現年課税分が年平均0.93倍、滞納繰越分が年平均0.80倍と、着実に減少しているといった状況となっております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） ただいまの説明の中で、毎年減ってきているというようなことでありますけれども、その反対に、不納欠損のほうが増えているというようなことは事実であります。

現年度についても不納欠損処理がされております。それらについては、不納欠損に至った理由をお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 下村議員の現年度分について、不納欠損処理をしていると。その不納欠損に至った理由ということでございます。

ご承知のとおり毎年、滞納処分の執行停止や徴収権の消滅事項によりまして、納税義務が消滅をしたものについて、会計上の処理といたしまして不納欠損の処理をさせていただいております。しかし、多額の不納欠損は、到底好ましいものとは言えないのご指摘があらうと思います。滞納が発生したら、早期対応を徹底いたしまして、とにかく徴収率を100%を目指して不納欠損をしないで済むようにすることが、多くの困難を伴うとしても、基本的にはそれが本来の業務であらうと考えているところでございます。

村は、滞納をそのままに放置するようなことは絶対ありませんが、不納欠損は村が全力を挙げて税の徴収を行った結果、どうしても徴収できないものに限って行っているものでございます。そのところはぜひともご理解をいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

不納欠損の法律上の理由といたしましては、次の3つが考えられます。1つ目ですが、地方税法第15条の7第4項の関係で、執行停止3年によるものでございます。滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、または滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、これらのいずれかに該当するときは、滞納処分の執行を停止することができ、毎年の調査をもってしてもこの状況が3年間継続したときは、納税義務が消滅いたします。

これに該当する事例といたしましては、死亡、国外転出、失業及び長期入院等により差し押さえるべき財産がない者、または生活保護受給により生活困窮と認められる者等が挙げられるわけでございます。

2つ目については、地方税法第15条の7第5項の関係で、執行停止に伴う即時消滅によるものでございます。これは、徴収できないことが明らかであるとき。明らかであるときは納税義務を直ちに消滅させることができるということでございますが、主なものを挙げますと、次の4つになります。1つ目は、滞納者が死亡し、相続人が不存在の場合、または相続財産法人に滞納処分を執行することができる財産がないとき。2つ目は、解散または廃業した法人で将来、事業再開の見込みがない。3つ目は、外国に出国し、納付の見込みがなく、帰国の見込みも全くない。4つ目は、高齢者、寡婦、または障がい者に該当し、生活能力が低く、家族中の所得が皆無、または僅少である。このようなときは、滞納処分の執行停止のまま、3年が経過する日まで待つて納税義務を消滅させても実益はございませんので、納税義務を直ちに消滅させることができるとされております。現年課税分の不

納欠損に至った理由につきましては、全てこの執行停止に伴う即時消滅によるものでございます。

不納欠損の法律上の理由、3つ目は、地方税法第18条第1項の関係で、徴収権の時効によるものでございます。ただし、実務上はこれを滞納処分執行停止中に徴収権の時効を迎えるものと、その他のものに分けて管理しております。

徴収権の時効につきましては、税の場合、5年となっております。滞納処分執行停止中であっても、督促、差し押さえ、債務承認等中断事由が生じない限り、時効の進行はとまりませんので、このような場合が出てきております。

徴収権の時効によるもので、もう一つ、その他のものがございしますが、年度内に時効が完成する事案につきましては、無財産、生活困窮、所在不明等、滞納者の置かれている状況を調査し、将来的には納税が見込めるかどうか厳正な見きわめのもと、時効の中断等による徴収権の確保を含めまして、整備方針を立てて適切に処理を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。法的な根拠に基づいて不納欠損とするのは避けられませんが、滞納金として徴収できるものは、税の公平性からも納めていただかなければなりません。徴収可能、滞納整理状況については、実績が示すように大変頑張っていると評価をいたしますが、大きな数字となっている国保税の滞納金について、今後どのような方策で進めていくのかお尋ねをします。よろしく願いをいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 国保税の滞納金につきまして、今後はどのような方策で進めていくかという質問でございます。

過去3年間におけます本村の滞納整理方針でございますけれども、平成22年度以降につきましては、滞納事案の地区担当割を廃止をいたしまして、高額滞納事案の整理を収納課職員全員で分担いたしまして、集中して取り組んでいくことといたしました。

平成22年度につきまして、本税滞納合計額100万円以上、平成23年度につきましては、50万円以上、平成24年度につきましては40万円以上と年々下げていきまして、かなり高額滞納事案の整理がされてきたと思われまして、平成25年度につきましては、これをさらに25万円以上までに引き下げまして、引き続き滞納額の圧縮に努めているところでございます。

不納欠損額を圧縮するためには、まず現年課税分の徴収率を極力下げていくための取り組みが重要でございます。

滞納発生の初期時点におきまして、督促状、催告状等の文書催告を毎月実施をしております。また、前年度以降課税分である滞納繰越額の圧縮に重点を置いた取り組みといたしまして、年2回、6月と12月に管理職等により、特別滞納整理を実施をしております。

さらに広報紙、ホームページ等により、納期限内納付や納税相談窓口開設PR、滞納処分の状況等の記事を掲載するなど納税意識の高揚を図るとともに、口座振替、コンビニ納付の推進にも力を入れております。

現年課税分の徴収率を上げていくためのもう一つの取り組みといたしましては、納税相談等の機会を有効に活用いたしまして、過去に累積した滞納額を早期に整理していくことが、滞納者の方にとりましても利益に結びつくということをご理解をいただき、早期に滞納を解消し、現年課税分についてしっかりと納期限納付を守っていただくよう指導をしているところでございます。

また、納税相談におけます納税交渉や滞納処分に先駆け、滞納額が一定の額に達している場合には、平成24年度は30万円以上としておりましたが、金融機関への預金調査、保険会社への保険契約調査、転出先自治体への実態調査等、早期の財産調査を毎月50件前後、年間で500件以上実施をしてきております。

滞納額は一括納付が原則でございますが、平成24年度は過年度滞納額または本税40万円以上の滞納額につきまして一括納付ができない場合は、滞納額に見合った不動産の差押等担保を徴収するとともに、未納の村税と債務承認及び納税確約書、差押承諾書等を徴取の上、基本的に1年以内の完納を指導をしております。

納付約束不履行の場合、もしくは納税の資力はあるけれども納付意思を確認できないなど、滞納の解消が見込めない案件につきましては、法律に基づき、差し押さえ、換価、配当といった手順により、粛々と滞納処分を執行をいたすこととしております。

今後の収納方針といたしましては、現年課税分対策と滞納繰越分対策を並行して、さらに強化していくことが必要かと思っております。現年度課税分につきましては、催告書の毎月送付など早目の対応により、新規滞納を極力抑えること、そして滞納繰越分につきましては、徴収できるものとできないもの見きわめを厳格に行い、法律に基づき、粛々と滞納整理をしてまいるところでございます。

平成25年度におきましては、県の国民健康保険団体連合会の事業で収納率向上アドバイザー派遣支援事業が実施されており、随時派遣指導を受けることができますので、この事業も十分活用しながら、滞納額の圧縮に努めてまいりたいと思っております。

また、庁内関係各課はもちろんのこと、竜ヶ崎税務署、土浦県税事務所、県の総務部市町村課、茨城租税債権管理機構等、関係機関と情報交換等連携を図ってまいりたいと思っております。税の徴収は、自主財源としてますます重要なものとなってきております。

今後とも議員各位におかれましてはご指導を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと存じます。以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。ぜひこれからも中島村長を筆頭に、滞納整理に力を注いでいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

続いて、2問目の職員教育と人事について、官民との比較対応で質問をさせていただきます。

現在、庁内玄関入口のところに、案内の職員が配置され、利用者への案内がされております。利用者からは大変喜ばれており、今後も引き続き定着をさせてほしいというふうに思います。ここで、ある市役所の職員が、職員に対して接遇とお客様について熱く語っている資料があります。その一部を紹介いたします。

このまちにかかわる方は、全て私たちのお客様です。このまちに出生届を届けたその瞬間、このまちに住民票を移したその瞬間、老若男女、全ての方が私たちのお客様となるのです。お客様あってのこのまちの役所ということを、私たちはもっと意識をしましょう。接遇とは、相手をもてなすことを言います。事務的な言葉遣い、横柄な態度、だらしない格好、それではお客様は、もてなされているとは感じません。接遇の基本は笑顔です。笑顔でもってお客様をお迎えしましょう。

そして、最後の言葉としてこう締めくくっております。

接遇にゴールはありません。お客様に満足していただくためには、お客様が期待する以上のことをやらなければなりません。接遇のハードルは、お客様の期待とともに高くなっていくのです。接遇にゴールはないのです。

この文言は、30数ページから成る本のはしりの部分です。当村の職員もぜひこのようにあってほしいと思います。そこで、職員の教育研修計画はどのように策定しているのか、対象者と目的を踏まえて、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 午後からの一般質問に、美浦大学の皆さん、交代されて傍聴、大変ご苦労さまでございます。きょう一番最初に議長さんが、午前中の場合にはお話あったんですけれども、一問一答方式を取り入れるということで、9月のこの議会から採用してやっております。今回、5名の方が一般質問されますけれども、皆さんどの方も一問一答方式ということで、納得がいくまで質問して回答をいただくということでやっております。

それでは、下村議員の自治体の先進的な、要するに接遇にゴールはないよというお話が今ありました。これについては、どこの自治体も同じ考えでなければならない。先ほど下村議員が、総合案内として役場に入ったところで7月から実は職員が、気持ちは、職的に上位の者であっても下位の者であっても、住民に対する接遇は一緒ですよということで、もう一回り回って9月いっぱいまで総合案内を職員でやろうということを決めて、始まっております。これも、執行部からやれよということではなく、職員みずから、総合案内は必要だという大きな声、意見もあった中で、7月からの総合案内の実施になったわけでございます。

9月までやって10月以降はちょっと民間も、民間の会社を交えてやって、来年の4月以

降、今、下村議員のほうからありましたけれども、ぜひ続けてほしいというような村民の声があれば、おもてなしという部分では考え方は同じだろうというふうに思います。そういう意味でも、職員の教育研修計画についてという部分で、私のほうからまずお答えをしたいというふうに思います。

本村の、本村における職員に対する教育に関しましては、美浦村職員人材育成基本方針に基づき実施しているところであります。平成12年に地方分権一括法が施行されたことに伴い、地方自治のあり方は新たな時代を迎えております。特に、近年は住民との協働社会の形成を重要視する考え方となり、多様化、高度化する住民のニーズに迅速に responding していくために、そして効率的な行政体制を確立するためには、意欲と能力とを備えた職員を育成していくことが必須となっております。そのために村独自の職員研修はもとより、外部団体、茨城県自治研修所や稲敷地方広域市町村圏事務組合が実施する研修に積極的に参加するよう努めているところであります。この後、担当部長のほうから、その詳細についての答弁は部長のほうからさせていただきたいと思っております。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、本村職員の研修に際しまして、毎年度美浦村職員研修実施計画を策定いたしまして、基本的な方針や研修目標を掲げ、実施をしております。お手元に配付をいたしました平成25年度職員研修の計画を資料としてお配りをさせていただきました。

これで、まず上から稲敷地方広域市町村圏事務組合の研修でございます。これは研修会場が龍ヶ崎消防署を借りてそこでやっております。これは、稲広の加入の6市町村、5組合が共同で研修を行うものでございます。ここに書いてございますように、7つの研修について本村から22名、ことしは参加するといったところで計画をしているところでございます。

次に、その下の茨城県自治研修所の研修でございます。これは、県の自治研修所が主催で実施をするものでございます。ここにございますように、5つの研修がございます。これについて、ことしは本村から8名を参加をさせるといったところで計画しているわけでございます。

そして、村独自の研修ですね。村の職員研修ということで、ことしは、昨年も行ったんですが、役場庁舎総合案内試行に伴う接遇の研修、これを後ろで傍聴席におります社会教育指導員の黒木さんに講師とさせていただきまして、採用後3年以上の職員全員に対して、この研修に参加をいただいたといったところになってございます。

それと、平成24年度につきましては、メンタルヘルス研修、これは20名ですけれども、全職員を対象にして20名参加といったところで実施をしております。

それと、人事評価制度研修、これにつきましては、課長補佐以上の職員を対象に昨年も実施しましたし、本年も実施をしたいというところで考えております。

以上が職員の研修計画でございます。以上でございます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 時間のほうが少し気になってきました。実は、職員の採用計画と人事異動要員計画について、ここで質問をしようというふうに考えておりましたが、時間の関係上、私のほうから少しお願いだけしたいなというふうに思います。

特に、人事異動については、企業等では同じ職場の在籍が余りにも長いと、作業や業務のマンネリ化、取引先との癒着、何らかの権限の独占と私的流用等が心配されるというようなことから、3年から5年を対象に人事異動をしております。ぜひ、そのようなことも考え合わせて、今後の人事異動については検討をしていただきたいというふうに、これはお願いをいたします。

また、村の庁舎以外の、例えば社会福祉協議会と実は新聞記事を見ますと、ことしも焼津市や岩手県の社会福祉協議会では不正が発覚しております。村の人は、村の機関であるようにみんな思っていますので、委託してある機関でありますけれども、村と同様に管理されるようにこれもお願いをしたいなというふうに思います。

残念ながら時間がないので、先に進ませていただきます。

最後の質問として、「人、農地プラン」についてお伺いをいたします。

農業者の高齢化や後継者問題等、農業が厳しい状況に直面している中、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。そのため、集落、地域が抱える人と農地の問題を提起し、「人、農地プラン」の策定が行われたと思います。そこで、農地の集積と農地基本方針についての考え方、さらには、取り組む集落代表者との協議や村のバックアップ体制についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 下村議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、農業が厳しい状況に直面している中で持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がございます。このため、農林水産省は、平成24年度からそれぞれの集落、地域において徹底的な話し合いを行い、集落、地域が抱える人の農地の問題を解決するための未来の設計図となる「人、農地プラン」、別名「地域農業マスタープラン」を策定することを推奨をしております。

本村におきましても、平成24年度末から「人、農地プラン」策定に着手いたしまして、地域の高齢化や担い手の不足が心配される中、5年先10年先の本村の農業を見据えた計画を策定すべく、地域ぐるみでプランの策定を進めております。

初めに、本村の「人、農地プラン」の策定状況について説明をさせていただきます。

「人、農地プラン」の策定については、平成25年1月31日に開催した美浦村水田農業推進センターで提案をされました。続いて、2月5日に開催した美浦村農業再生協議会にて

策定に取り組むことを了承をいただき、同日の農家組合長会議、その後の地区座談会にて農家に周知をし、2月14日から27日までアンケートの調査を実施をいたしました。

4月19日には、美浦村「人、農地プラン」検討委員会の委員を任命しまして、6月5日に第1回の検討委員会、7月25日に第2回目の検討委員会を経て、翌日の26日に、法人も含めまして97名の方が参加した美浦村「人、農地プラン」を県経由で国のほうに提出をいたしました。

それでは、ご質問の1点目でございます。農地の集積と農地基本方針についてお答えいたします。本村水田利用の将来方向性としましては、生産調整化における米の生産と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業を推進するために、認定農業者や担い手の土地の利用集積を拡充し、市場への安定供給を図っていくこととしております。

また、不作付の水田ですね、作付をしていない水田に対しては、保全管理の徹底を呼びかけ、耕作放棄とならないよう配慮をすることとしております。

担い手の育成及び土地利用集積については、本村の水田農業経営は、そのほとんどが兼業であり、農業者の高齢化と相まって耕作者が減少するなど、後継者不足が懸念される状況にあります。今後の担い手農業者の役割はますます重要となってまいります。大規模経営によるコストダウン、品質の統一化を図り、安定した農業経営を推進していくためにも、担い手農業者への土地の集積を推進してまいります。

また、担い手農家を育成していくためにも、担い手農家を明確化することとし、地区ごとの担い手の現状を把握し、認定農業者及び耕地面積おおよそ2ヘクタール以上の農業者を担い手として位置づけをしております。

「人、農地プラン」の策定に当たっては、以上の基本方針のもと、おおむね水田等の耕作面積が1.8ヘクタール以上、生産調整実施者、農業で生計を立てている農家、約150軒の農業者を対象に、「人、農地プラン」の策定を進めてまいりました。しかしながら、実際には、プランの策定を進めたところ、農家の高齢化等さまざまな理由により、さきに申し上げたとおり、最終的には法人も含めて97名の方が参加したプランとなっております。

次に、取り組む集落代表者との協議や村のバックアップ体制について申し上げたいと思います。

「人、農地プラン」では、今後、農業をリタイヤする方が出た場合、地域の担い手農業者へ農地の集積を推進していくこととしております。また、既にプランを策定しておりますので、97の経営体については、農業で生計が立てられるように、JA及び関係機関と協力し、バックアップをしてまいります。

なお、プランを推進していく上で、農家組合長さんでありますとか、地域の実情を把握している水利組合、土地改良区代表の方にも、合意形成が図れるよう配慮をしております。また、プランの見直しにつきましても、本村農業の担い手となるべき方を受け入れるなど、定期的に検討委員会を開催し、実情に応じて見直しをしていくこととしております。

「人、農地プラン」の策定を、新たな時代における美浦村農業のスタートラインとして捉え、関係機関と綿密な連携を図り、美浦村の農業が持続可能となるよう、バックアップに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 下村 宏君。

下村 宏君に申し上げます。制限時間60分を過ぎてございますけれども、特段、発言を許します。下村 宏君。

○9番（下村 宏君） はい、申しわけありません。もう一つだけ確認をさせていただきます。

政府は、農地の集約をただいま申し上げましたとおり、求めてきておりますが、2ヘクタール未満でも農業を続けたい、そういうふうに出ている小規模農家に対しては、今後どのように対応していくかお尋ねして、私の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。

2ヘクタール未満の経営をしております比較的小規模の農家への支援の村の考え方でございますけれども、2ヘクタール未満の経営をしている農家の支援については、国の制度が今後どのように変わっていくのか不明な点もございます。

本村の農家の経営規模を見ますと、生産調整配分農家、これは総数で780戸ほどございます。このうち、1ヘクタール以下の小規模経営の農家が630戸、約81%。村の水田面積にしますと、その81%の方が村の水田面積の3分の1を耕作をしております。村としましては、「人、農地プラン」に基づいて、中核農家へ農地の集積を進めてまいりますけれども、本村の8割以上を占める小規模農家、これにもしっかり目を向けて、こうした農家を切り捨てることがないように、しっかりと配慮をしてみたいと思います。

国の動きとしては、TPP等の関係で大変、農業はますます厳しくなることも予想されます。そうした中で、美浦村の農業が持続可能、しかも小規模の農家についてもきちっと農家を続けていっていただけるように、村としても考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了します。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 2番 岡沢です。通告書に基づき、質問いたします。

1つ目の質問です。国民健康保険税の申請減免及び病院窓口での患者の一部負担金の減免または徴収猶予制度について、昨年6月議会場で制度の周知徹底を求めました。いずれも経済的に困難な状況にある人を、一時的に救済する制度です。

早急に減免要項を作成し、周知を徹底するとの答弁であったと記憶していますが、その後、制度の周知をどのような方法で、回覧、郵送、ホームページへの記載、担当課窓口での説明など、何回実施したのでしょうか。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

国民健康保険税の減免及び一部負担金の減免または徴収猶予制度につきましては、平成24年6月の議会定例会においてご質問のありましたことでございます。それにつきましては、それぞれ要綱が未整備だったため、要綱を作成し、平成25年3月28日に美浦村国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申されたため、3月29日に告示をいたしました。

各制度の周知につきましては、実施しているところであります。それについてご説明を申し上げます。

制度の周知につきましては、平成25年3月に年度更新の保険証を送付する際に、同封いたしておりますチラシに、一部負担金減免または徴収猶予についての案内を1回、また、4月の国保税暫定賦課納付書を送付する際、同封するチラシに国保税減免についての案内を1回同封して周知をしております。

また、窓口におきましては、国保加入者に手渡す国保制度説明用チラシに、国保税の減免についての記載がされておりますので、その時点で随時説明をしております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 制度の周知をした結果、減免または徴収猶予の申請は何件あったのでしょうか。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいまのご質問でございますが、制度の周知によって制度利用の申請は何件ございましたかということでございますが、国保税の減免申請が1件ございました。審査をしまして、1件受理をしております。

また、相談件数につきましては、1件ございました。以上でございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいまの答弁で制度の周知徹底後の申請が1件のみということですから、極めて少ない数字なんですけれども、この件数が極めて少ないのは、対象者が存在しないからなのか、または、対象となる人が制度を知らないからなのか、あるいは知っているても申請できない事情によるものなのか、どのように把握しておられるのでしょうか。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

申請が少ない理由についての詳細につきましては、加入者全世帯にこれらの制度がどのように理解されているのか等のアンケートなどによる調査をいたしませんと、把握できな

い状況でございます。なお、国保税減免につきましては、申請相談があったわけですから、周知されたものと考えております。また、一部負担金減免等につきましては、国保加入者全員が病院を受診するわけではございません。したがって、対象とならない場合もございます。

なお、対象者となる人が制度について知らない、また知っていても申請できないという事情があるなどの、ただいまのご質問につきましては、先ほどお答えいたしましたように把握をいたしておりません。

国民健康保険税の減免及び一部負担金の減免、徴収猶予制度の周知につきましては、毎年、創意工夫をしながら実施をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいま取り上げている制度につきましては、昨年6月議会でも、保険税を払いたくても経済的に払えない人が多い事情を説明いたしました。また、病院に行きたくても、経済的な事情で病院の受診を差し控え、健康被害を大きくしている状況も訴えさせていただきました。

私の前の同僚議員の質問の中でも、滞納者が非常に多いと。村の財政を圧迫する要因になっているということですから、この場で把握されていないということであれば、それはいたし方ないことではありますが、ただいま保健福祉部長が答弁で言われましたように、アンケートをとるといった形とか創意工夫することによって、住民への周知徹底が十分になされるか、把握に努めていただきたいと思います。

それで、これまでの答弁をお聞きした上で、同制度の周知が効果的に実施されたとお考えかどうかお尋ねします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 岡沢議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、健康保険証を年1回送る際には、各種の制度を入れたチラシを同封しております。また、4月の国保税暫定賦課の納付書を送付する際には、同じようにチラシを同封しております。このチラシを同封するということは、国保税加入世帯全世帯100%に周知をしているわけでございますので、そういうところで100%周知がなされたと考えております。

ただ、先ほどもご質問のございましたように、これからその周知については創意工夫をしながら、来年度また進めてまいりたいと考えております。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 最後に、被保険者の経済事情の変化、あるいは新たな住民の転入ということも考えられますので、今後も周知の徹底を引き続き図るべきであると述べ、この件についての質問を終わります。

次に、2つ目の質問をします。鳥獣被害による農作物への影響、具体的にはハクビシンによる農作物の食い荒らしといった被害についてです。

近年、ハクビシンによる農作物への被害が拡大しています。専業農家にとっても、あるいは家庭菜園をしている人にとっても、大事に育てた農作物が収穫時期にハクビシンによって食い荒らされてしまうことは、非常に悔しい思いであると思われます。農家としては、独自に対処したいところですが、ハクビシンは鳥獣保護法で保護動物と定められ、個人で捕獲、殺傷することは禁じられています。免許を持った業者に依頼するとしても、1匹捕獲するだけでも5万円から10万円と莫大な費用がかかります。行政が前面に立って捕獲作業を行うとなれば、これまた膨大な支出となります。

また、ハクビシンは繁殖力が旺盛で、全頭捕獲が可能とも思われません。となりますと、農家が自身で何らかの対処を行わなければならないということになると思います。

そこでまず、被害の現況をどのように認識しておられるのでしょうか。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 岡沢議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、被害の状況の前に、岡沢議員もちょっと触れておられましたけれども、鳥獣による農作物への被害の対策について、これがどういう法体系になっているかということで、制度の枠組みについてちょっと申し上げたいと思います。

本村におきましても、山林あるいは耕作放棄の農地等、自然環境の変化からか、野生動物により農作物の被害が見られるような現状でございます。岡沢議員ご指摘のように入ってきた被害をもたらしております野生動物につきましても、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律によりまして、特別の理由がない限り、捕獲が禁止をされております。一方で、鳥獣による農林水産業等の被害の防止のための施策を、総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山村地域の振興に寄与することを目的として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律という法律が制定をされております。

岡沢議員ご指摘のハクビシンによる農作物の被害に対する対応は、この法律、そしてこの法律の下にその法律の取り扱い要綱が定められておりまして、これらの法律体系の中で実施していく問題かと考えます。

それでは、ご質問の1点目、被害の状況でございますが、美浦村として被害の状況、つまり被害の農地面積、被害額、被害の対象動物等、客観的な数字は捉えておりません。最近、経済課に相談があった件数並びに経済課の職員は、ふだん農家の方と接する機会が非常に多いわけで、そうした話の中で得た情報を申し上げたいと思います。

経済課のほうに相談があった件数でございますけれども、大谷地区の方から、家庭菜園を荒らすハクビシンの件のご相談がありました。それから、布佐地区の方からは、ブドウを荒らすカラスの件が相談として寄せられました。また、経済課の職員が農家の方と接し

ている中でいろいろ話をします。その中で出てきた話しでは、地区的には土屋地区、谷中地区、舟子地区、安中地区、そうした地区の方から、カラスあるいはハクビシンの被害であろうということで、被害の情報は得ております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいまの答弁からしても、農作物への被害が程度あるいは面積、額については定かではないということですが、いずれにしても農作物への被害はあるという前提で、では、農家が自前の対策をする場合の対策費用の補助、助成はできないかという観点から、農家が業者にハクビシンの捕獲を依頼する際の費用の一部助成は可能でしょうか。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 有害鳥獣駆除のための費用の一部補助を考えられないかというご質問でございますけれども、先ほど冒頭でちょっと法律の話をさせていただきましたけれども、その点についてもう少し詳しく時間をいただいて説明をさせていただきます。

ハクビシンを含めた野生鳥獣については、先ほども申し上げましたように、鳥獣の保護に関する法律によりまして、保護されておりました、個人であっても行政であってもむやみに捕獲することはできません。

一方、農作物の被害防止のために定めております鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法、さらには茨城県で、茨城県有害鳥獣捕獲許可事務等実施要領というような要領が定められております。この実施要領の中に、有害鳥獣捕獲の許可の考え方が規定をされております。この規定をちょっとそのまま紹介をさせていただきます。

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系にかかる被害の状況及び防除対策の実施状況を把握し、その結果、被害等が現に生じているか、またはおそれがあり、原則として、防鳥網や防護柵の設置、忌避剤の散布の実施や追い払い等の防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。というような規定がございます。

ここで規定されているように、有害鳥獣捕獲の許可は、防鳥網、鳥よけのためのネット、それから防護のための柵、あるいは忌避剤ですね。動物が近寄らないようにその薬剤を散布するというような防除対策によっても被害が防止できないときに初めて、捕獲ということになっております。原則そういうことになっております。

この考え方からしますと、被害に遭った場合でも、まずは畑の所有者の方が防鳥網ですね、鳥よけのネット、それから防護柵、あるいは忌避剤の散布、あるいは追い払い等の防除対策をしていただかなければなりません。そうした防除対策を実施したにもかかわらず、被害がおさまらず甚大な被害が出ているという状況、そういう中で初めて有害鳥獣捕獲という段階に入ります。

有害鳥獣捕獲の許可については、地方分権の流れの中で、茨城県から美浦村のほうに既にその許可権限がおりてきております。さきに申し上げたように、被害者本人が防除対策を行ったにもかかわらず被害が防止できない場合、被害者本人が許可申請を行い、村が本人に許可を行うということになってまいります。許可をする場合は、わなの免許を持っていることが原則であり、免許を持っていない場合、被害者本人の方が、業者や猟友会のほうとの委託契約をしていただいて、それに対して村が許可をするというような枠組みになっております。

繰り返しになりますけれども、有害鳥獣捕獲の許可の考え方は、基本的な方針として示されているとおり、被害が出た場合は、まずは被害者である畑の耕作者が対応をしていただくことが必要と考えます。そうした個人的な防除対策を行ったにもかかわらず、被害が防止できない場合、有害鳥獣捕獲という段階に入るわけで、そこで個人が行うか行政が行うか、あるいはそれに対しての補助制度を設けるかということになってくるものと考えます。現状では、農協あるいは共済組合等農業関係団体からの農作物の被害に係る相談は、村のほうにはございません。先ほど個人の方からの被害状況を申し上げましたけれども、農業関係の団体からの相談は今のところございません。

被害を受けている個人の方の感情、これは十分わかります。自分も家庭菜園をしておりますから、被害を受けますとそれは感情的には十分わかるわけですがけれども、まずは、個人の力によります防除対策を進めていただきたいと思いますと考えます。具体的な対策として、農家が業者に捕獲を依頼する場合も、まずは個人の負担によって駆除をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいま法の仕組みを丁寧に説明していただきましたけれども、そういった法的手続を踏まえた上で捕獲ということになれば、何らかの補助はあるのでしょうかとお尋ねしたんですけれども、最終的には個人の努力でという答弁であったと思います。

そこで、捕獲の前に防鳥ネットを張る等の個人の対策が必要ということですがけれども、農家が個人でネットを張る、あるいは例えば薬を使って遠ざけるとかいった場合にも、対策の費用、特に広く耕作している農家にとっては、ネットを張るにしても対策費用がかかるわけですがけれども、具体的にいえば、ネットを張るとかの購入費用に対する一部助成ということは可能でしょうか。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。

これは繰り返しになってしまいますけれども、法律の考え方、それに基づく茨城県のその取り扱いの要綱、それと岡沢議員最初の質問の中でも触れておられました。これは個人

がやるにしても行政がやるにしても、かなり大きな金額がかかってくると思います。そうしたことを考えますと、まず、先ほど申し上げた法律等の考え方、それと取り扱いの要綱の考え方に基づき、一義的には個人の方が防除の努力をしていただきたいと。つまりネットの購入費用についても、まずは個人の負担でお願いしたいということでございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私も野菜づくりをしている人から相談を受けたんですけれども、このままハクビシンを放置しておけば、やがては美浦村の農業にとっても農家の人にとっても大きな影響になっていくだろう。中には、ハクビシンに食い荒らされてしまうくらいだったらもう野菜づくりなんかやめてしまおうと言っている人もいるということですけども。

当然、個人の努力は必要なんですけど、今後のことを考えてみますと、ただ個人の努力ということでよろしいのかなという疑問も生じますので、このハクビシン問題に関して、行政として何か取り組むというお考えはありますか、それとも、まずは個人の努力の範囲内で推移を見るということでしょうか、お尋ねします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。ハクビシンを初めとした野生動物による被害、カラス等も含めてそうなんですけれども、個人の努力、個人の力によってお願いをしたいということで、村はこのまま放置をするのかということだと思います。

県内の他の市町村の状況をちょっと調べてみました。県南地域では、龍ヶ崎市とか土浦市においては、相談があったときに、その駆除をしてくれる業者を紹介するというようなことはやっているんですけれども、そこに対して金銭の補助はしていないようでございます。

それから、県北のほうへ行くとイノシシの被害があるようで、これは農作物だけでなく人への被害もあるということだと思いますけれども、太子町等では、イノシシを有害鳥獣として駆除しております。そういう事例がございます。

村としましても、このまま放置をしますということではございません。まずは個人の方がそうした防除対策をお願いしますということで、個人としてそうした、これは個人の方といっても多くの方が、地域として取り組むとかそういう大きな、大勢の方がやっていたかないとなかなか効果がないと思うんですけれども、そうした個人の努力、これによっても被害がくい止められないと。くい止められないどころか、ますます拡大していくような状況になりましたら、これは、そういう時点では村としても新たな判断が出てくるのかなということかと思えます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 以上で、ハクビシン問題についての質問を終わります。

3つ目の質問に移ります。本年1月から木原地区住民Hさんの住宅境界地の北西側約5メートルの敷地にM事業者が、あえて固有名詞は出しませんが、馬ふんと稲わらの野積みをし続け、Hさん家族は、悪臭と馬ふんの飛散による被害を受けています。

野積みしている場所はM事業者の敷地内です。風向きによって悪臭の度合いも変わり、特に雨が降った後はにおいが強い。当然、風の強いときは洗濯物を外に干せない。さらに、Hさんは井戸水を生活水としているため、井戸水への細菌の混入を心配されています。HさんはM事業者に苦情を申し入れ、あわせて役場にも何らかの対策をとるよう相談してきた経緯がありますが、現在において早急に状況が解消される見込みがないとのこと。さらに、8月末ごろから、Hさん宅自宅北東側約14メートルの場所にも野積みをはじめたとのこと。

そこで、このような事例に関して行政が関与すべき根拠として、昭和46年に制定された悪臭防止法があります。法によれば、悪臭によって住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、市町村長が調査の後、改善勧告、改善命令を行い、従わない場合は罰則の適用もあります。行政として、現在、行政指導を行っているとは承知していますが、どのように取り組んでいるのでしょうか。直近に事態が改善されない場合、どのように対処するのか、悪臭防止法の適用といった観点からもお尋ねします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 岡沢議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、この事案に関しましてこれまでの取り組みについて申し上げたいと思います。

去る8月28日に生活環境課のほうに、今、岡沢議員が話された案件が相談として寄せられました。同日に、生活環境課の職員が事業所に出向きまして、事案に対する対応とその協議をしました。また、木原地内のその野積みの現場、これについても確認を行ったところ。

岡沢議員ご指摘のように、馬の堆肥なんですけれども、馬の堆肥が大量に積まれている状況であり、風向きによってはその人家のほうににおい等もかなりいくというようなことで、確認をしております。

当初は、9月3日にかすみ農業協同組合のコンポストセンターのほうに、その堆肥を入れられないかというようなことで、そういう可能性があったため、その協議を待っておりました。ただ、農協とのほうの協議は、これについては不調に終わってしまいました。

そこで、再度事業者を呼びまして、その後の対応をどうするんですかというようなことで、業者と話し合いを持ちました。その結果、業者のほうで、稲敷市のほうにかなり広い土地を持っております。そちらの土地のほうにその堆肥を搬出をしますよという話をいただきました。村としましては、できるだけ速やかに搬出を行うよう、現在指導をしているところです。その後、何回か私も現場のほうを見てきましたけれども、その堆肥の搬出が現在行われているというような状況でございます。

また、搬出までの当面の対策として、風が吹きますとやはり人家のほうに堆肥のほこり等が風によって運ばれるというような状況もありますから、境界線上に防じんのためのネット等も張るようにというようなことで、事業者のほうに指導しまして、それも近々行われるという予定になっております。

事業者のほうと、その被害を受けている方、これについてもきちっとその業者のほうから事情を説明するというか、対応の仕方を説明してくださいということで役場からも話をしました。その結果、9月4日にその事業者の方と被害を受けていらっしゃる方が直接お話をしました。業者の方からおわびをしたというようなことで話を聞いております。

また、翌9月5日には、生活環境課の職員がその被害を受けていらっしゃる方に、これまでの業者との対策の経過を説明するために、その方と会いまして、直接今後の対応策について説明をしております。これまでの対応の経過でございます。

あと、済みません、もう一つですね。悪臭防止法の観点というお話もあったと思います。今、こういうことで改善に向けての対応がされているところでございます。そうしたことから、その悪臭防止法に基づく対応、これは業者側の今の対応を見守った中で、改善が進まないようであれば、そうしたことも必要になってくるのかなというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私もHさんの自宅に5度ほど伺いまして、状況をつぶさに観察してきました。確かに不愉快になる状況でした。そこで、Hさんは1月からこの問題に悩んできたわけですが、生活環境課の方にいろいろと動いていただいて、行政指導をしてこられる中で、9月になって今、経済建設部長がおっしゃったように、搬出をし始めた。やっと先が見えた状況です。ですが、Hさんはもう余り長くは待てないと。これだけ悩まされてきたので。

率直にお尋ねしましたところ、その搬出が9月いっぱいぐらいに終わるのであれば、そこまでは何とか待ちますと。秋口に入れば、風の強い日もありますし、ますます飛散もひどくなる。だから9月末までに事態が解消されることを望んでいます。先ほどの経済建設部長の答弁の中での範囲内で対策がとられるとして、率直に言って、9月末ごろまで解消される見込みはあるでしょうか。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。現在、事業者のほうで改善に向けて対策を進めていく中で、自分がその見通しというようなことと、デリケートな部分もあるかと思うんですけれども、搬出の期限として9月いっぱいですよというのは、村のほうからきちっと事業者のほうに伝えてあります。事業者もその点を理解して、搬出頻度を上げる等の対策をしてくれているものと思っております。

今後は、そういう指導しっ放しということではなくて、生活環境課も頻繁に現場のほうを確認するようにいたします。そうした確認をしていく中で、期限内に搬出が終わるように業者のほうに指導をしていきたいと考えております。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） Hさんが9月末までに事態の解消を望んでいるということ、そして、仮に9月末どころか10月いっぱいまでずれ込むと。そして、さらに仮に、よりずれ込むということになれば、これはHさんとの話の中で出てきているんですけども、何らかの法的手段もとらなければならないだろうとも話しています。

また、M事業者の対応を見ながらということですけども、これまでの1月から野積みをしてきた行為、そして行政指導が行われて始めて対策が取られているという現状、そして搬出をペースを上げて行っていると、今さっき稲敷市の土地に移しているという答弁をいただきましたけれども、私も実は稲敷市の土地を確認しています。搬出が行われてからの現状も確認しています。私が思うには、搬出のペースをさらに上げ、トラックの容量をふやせば9月いっぱいまでどころか、なお早く解決する問題です。そういった観点から、仮にHさんの望む9月いっぱいでの事態の解消ということにならないのであれば、私はその時点で法に基づき、悪臭防止法に基づき、改善命令を出すべきと考えます。当然、罰則の適用も視野に入れてと考えます。改善命令を出すつもりはあるのでしょうか。また出すのであれば、どのタイミング、いつごろになるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。

前の回答でも申し上げましたように、村は現在も現場を確認しつつ、その期限内に搬出が終わるようにということで指導を続けております。それでも事態の改善速度が上がらない、あるいは事業者のほうがその責任を放棄しているような事態が生じた場合には、これはさらに指導ということも必要になるでしょうし、さらに議員がおっしゃるように、悪臭防止法に基づく勧告、そして命令ということも視野に入ってくるかと思えます。

その際も当然、悪臭防止法を適用するにしても、きちっとした測定をしなければなりません。そういう手続も必要になってまいります。あるいはそういう手続に入るにしても、まず当事者同士が既に1回会ってお話し合いをしているわけですから、当事者の考え、これも当然必要になってくるかと思えます。そうしたことを総合的に勘案して、村がそういう法的な手続が必要だという判断になったときには、議員おっしゃるようにそういう手続に入っていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 何度も言うようですが、Hさんは9月末までの解決を望んでいます。行政としても、そこに解決の到着点を見出せるよう、さらに努力すべきと考えます。

次に、村長にお尋ねします。

今回の事例のような場合、行政として即時的な対応が求められると思います。当該住民としては、一日一日が苦痛となる状況が考えられるからです。今回は行政が関与する上で、悪臭防止法という法令根拠があったわけですが、仮に法令根拠がない場合、対応も困難ということも考えられます。仮に法令根拠がない場合でも、住民の苦境という事態が認められる状況であれば、積極的に行政指導を行っていく考えはあるのでしょうか。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢さんの今の悪臭問題についてなんですけれども、これは住民の生活が一番基本的にあります。そういう意味では、今回は悪臭防止法という1つの法律もございまして、それは日にちを決めて、その生活する人とその業者の間で9月いっぱいというような判断が出された。多分文書は交わしていないというふうに思いますけれども、それについてはそこは守っていただく。

それについて村としても指導をしていくわけなんです、それが達成されない場合、議員おっしゃるような法的な部分も含めて、これはしていかなければ、そういう期限を切ったものが、期限を切ってもやらないという1つの事例をつくってしまうというふうになってしまいますので、村としては、そのお互いが決めた日にちまでに実行をしていただくように、村としては指導をしていく。そして、そういう1つの決まりがないような場合、法的な部分として捉えられないような迷惑な部分があるとすれば、それは村も間に入って、その当事者に説明をし、そして、法的なそういう条例とか法律がない場合には、村としてそういう条例を新たにつくるか、そして指導をしていく。

1つの事例が起きてしまうと、それが当たり前になってしまわないような、美浦村に住む住民の生活しやすい環境をつくるのは、村。職員もそうですし、議員の皆さんもそこに一緒になってやっていかないと、住みよいむらづくりにはならないというふうに思いますので、いろいろな案件。今回も先ほどのハクビシンも、大きく農業をやっている方は、共済を掛けています。いろいろな自然災害もそうだし、病虫害に関しても補償が出ます。多分ハクビシンについても、それは共済に掛けておけば出るんですけれども、家庭菜園をやっている方はそこまで掛けるわけにはいかないんですね。ですから、その辺の分岐点も含めて、問題が大きくなれば、まして、人に危害が加えられるような事態が発生すれば、これはまた別な問題だと思います。

担当部長の方から、まずは個人でどのように対処をしていただくかという部分があるかと思えますけれども、そういう問題がかなり大きく村の中でなってきたときは、それでも個人でやりなさいよというようなことにはならない。当然、行政も加わってやらないと、ここに住む住民の安心、安全が脅かされてしまうということもあります。

ぜひ今、議員おっしゃった悪臭防止法も今月、9月という1つの日にちを切ったということであれば、村もその期限内にやるように指導をしながら、余りずれ込まないで処理が

できるように村も対処をしていきますので、議員のほうからもぜひ、そのお宅のほうにも、そして、そこの堆肥を置いておく業者に関しても、期日を守るように、もし会う機会があれば助言をしていただければというふうに思います。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 今回が初めての一問一答方式による質問ということで、私もふなれなこともあり、聞き方が適切でないこともあったかと思いますが、ご了承願いたいと思います。

これにて私の一般質問を終了します。

○議長（石川 修君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了します。

会議の途中ではございますけれども、暫時休憩といたします。

再開時間は、2時45分といたします。

午後2時36分休憩

---

午後2時46分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして2点質問いたしますが、まず1点ずつ質問をさせていただきます。

1点目は、認知症対策についてです。厚生労働省研究班の推計によりますと、65歳以上の認知症高齢者は2012年時点で462万人、将来発症する可能性のある予備軍がさらに約400万人いると推計をされ、団塊の世代の高齢化で、こうした人たちが急増することが確実であると認識されております。

本村の65歳以上の高齢者は、本年9月現在で先ほど執行部のほうよりデータをいただきまして、4,007名で23.6%と約4人に1人の割合であります。2040年には39.9%、約2.5人に1人との厚労省の推計が発表されております。

国の認知症患者数の推計は、2012年で305万人で、それから30年後には1,000万人超とされると推計をされており、国民全体の10人に1人はかかると推計されており、さらに60歳以上で認知症になる方は55%と、2人に対して1人がかかるであろうと言われており、それを考えますと、本会議場の方々も2人に1人は可能性があるという数字となっております。本村の認知症対策は、喫緊の課題の1つであると認識せざるを得ません。

くしくも9月は「茨城県認知症を知る月間」でありまして、9月号の「広報みほ」にも詳しく啓発記事が載っております。皆様ご存じのとおり、認知症予防のためのアドバイスや、早期診断、治療が大切と呼びかけられており、さらに認知症サポーター養成講座の案内もされ、本村も210名の方が受講されているとのことでございます。

厚労省は本年より、認知症になっても在宅で暮らせるための医療、介護の新施策を打ち出し、「認知症施策推進5か年計画」、いわゆるオレンジプランといわれておりますが、本年より実施されているというところで、国としても、これは喫緊の課題として、今、早急に進めなければいけない施策の1つとして力を入れ始めたところでございます。その中で、地域での日常生活、家族の支援の強化をうたっている項目がございます。

それは、県内の精神疾患通院患者の増加傾向が顕著で、23年の茨城県内の通院患者数は、2万7,573人で、この3年間で5,697人の増加をし、介護給付費も増加をしております。なっってからではなくて、このことから、認知症の予防は大切ではないでしょうか。

認知症の治療には、専門医から処方される薬が必要不可欠でありますけれども、今日、その治療とケアにおいては、薬に頼らない音楽療法、回想法、運動、心理療法等の非薬物療法による効果があるとされ、かかわりの場が広がっております。そこで、認知症予防のできるまちをつくるとし、10年ほど前から先進的な取り組みをしている鳥取県琴浦町、人口1万8,683人と、美浦村と同じような人口の地の取り組みを紹介させていただきます。

NHKの「チョイス」という番組で取り上げられ、発症前に、あるチョイスをすると、くい止められるという内容のDVDを、お忙しい中、村長と浅野部長にはお渡しをし、見ていただいているところでございます。本当にありがとうございます。ですので、簡単に説明をさせていただきます。

琴浦町では、鳥取大学の浦上教授と鳥取大学総合メディカル基盤センター井上准教授が開発をしました、タッチパネル式コンピューターによる物忘れスクリーニング検査というものを導入しております。認知症予備軍を早期発見する「ひらめき はつらつ教室」を2004年度より実施し、認知症の理解に向け、ミニ講演とタッチパネル式コンピューターによるスクリーニング検査を行っております。

本人が自覚する前、健康だと思っている人からこういう検査をすることで、ああ、認知症予備軍かな、と気づかせるような内容でありますので、特別重い感覚ではなく、日常の健康診断を受けるような感覚で気軽に行っております。

その内容といたしまして、最初に3つの言葉をタッチする。画面をタッチするんですね。次、きょうは何日ですか。また、立体図形が出てくるんですが、それを角度を変えたらどうなりますか。いろいろなそういうゲーム感覚でやった、最後にまた一番先に出ていました3つの言葉をまたタッチパネルで、その順番どおりに打つというような検査になっております。

15問、約4分ぐらいの検査をし、15点中13点以下の方は、同様のタッチパネル式コンピューターを使う2次検査で、その2次検査の中で7点から13点になりますと、軽度認知障害とし、ほほえみの会への参加を促し、14点以上は認知症の疑いがあるとし、精神内科医が診察、結果説明をして精密検査が必要な人には、専門医、医療機関への紹介をするという流れをしております。

この取り組みにより教室に通われてくいと止められた方が、もし発見されず認知度がひどくなり、病院通いで介護給付費がかかったであろう金額を算出した結果、3年間の実績として約7,800万円の介護給付費が削減されたであろうと推計をされております。

美浦村は琴浦町に比べれば、まだ認知症と診断されている方の割合は少ないかと思いません。が、認知症予備軍を発見し、何の策も講じなければ、本村も他人事ではないと危機感を覚えます。現に私の周りにも最近それらしき方がふえ、老老介護、認認介護や、介護する家族に負担がかかり大変であるという相談事、認知症に対する認識のない方の不用意な発言により引きこもりになっている方の相談事がふえております。

今、担当課としてでき得る限りのかかわりをしていただいていることに敬意を表するわけですが、本村としてさらにくいと止められる方策と、費用対効果の伴う施策の検討を求める意味で、認知症患者と介護給付費の推移とあわせて、今後の認知症対策について、村長の見解をお尋ねいたします。

また、認知症サポーター養成講座が実施されておりますが、年1回行われ、そのままであるというお話も伺いました。ですので、そういうサポーターの方が活動できるためのスキルアップ講習を考えられないかどうか、また、タッチパネルの導入を考えられないかどうか、あわせて伺わせていただきます。明快なる答弁、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） ただいま、林議員よりご質問のありましたことについて、お答えを申し上げます。

まず、認知症の対策でございますが、林議員にお話しいただきましたように、9月は「茨城県認知症を知る月間」として、「広報みほ」9月号の、介護保険のページに、認知症予防のアドバイスと、認知症は早期診断、早期治療が大切ということ載せてございます。

また、認知症サポーター養成講座についても載せてございます。この講座は毎年、老人クラブやボランティア団体に出向きまして出前講座として行っておりまして、平成18年から平成24年度までで210名の方が受講しております。今年度も下舟子老人クラブと美浦村食生活改善推進委員会に出向きまして、認知症サポーター養成講座を開催する予定になってございます。

この認知症サポーター養成講座につきましては、団体等で申し込んでいただければ、随時対応させていただきたいと思っておりますので、福祉介護課なり地域包括支援センターまで、お願いをいたします。

続きまして、認知症の件でございますけれども、認知症は現在、医療分野での認知症の原因がわかってきております。認知症を疾病別に申し上げますと、日本では年代で差はございますが、約5割から6割の方がアルツハイマー型認知症でございます。2割の方が脳血管性認知症、それ以外の方が、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などとなっております。

ります。

まず、認知症が疑われる場合は、医療機関を受診して、脳のMRI検査や各種検査を行い、早い段階での診断を受けて適切な治療を受けることが大切でございます。その場合、薬等により進行をおくらせる治療や、手術や薬によって認知症が改善されることもございます。

先ほども申し上げましたように、認知症予防につきましては、「広報みほ」9月号に載せてございます介護予防のためのアドバイスを、日常生活の参考として村民の皆様にご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、先ほど議員よりご紹介のありました鳥取県琴浦町での実績を上げておりますタッチパネル式コンピューターによる物忘れスクリーニング検査を導入できないかというご質問でございますが、現在、認知症につきましては、県の指定を受けました認知症疾患医療センターとして、県内に7医療機関が指定をされております。県南では2カ所の医療機関が指定をされておまして、今後は、その医療機関の教授や医師より、認知症予防について専門的見地からアドバイスをいただき、連携を重ねたいと考えております。また、今後、認知症予防のためどのような施策ができるか検討してまいります。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま部長のほうより答弁をいただきまして、るる説明いただきました。県として、2カ所の医療機関、専門機関と連携をしながら、また今後、方策を練っていくという答弁でございましたけれども、現実、阿見町の茨城県立医療大もいろいろなそういうところでは検討しています。筑波大も研究をしております。そういうような身近な機関とも連携をかけながら、美浦村独自というよりも、稲敷広域というか、阿見町も先行して進んでおりますので、そういうところとタイアップをして、今ある制度とか今ある方式を利用して一緒に共同でやることを考えていくことも1つの知恵ではないかなと思います。

そういう意味で、サポーター養成講座を受講された方、そこで認知症に対しての理解はされているとは思いますが、その方々が受講されただけで終わるのはとてももったいないことだなと私は思います。ですので、その方、個人的ないろいろな諸事情がございますけれども、そういう方がまたスキルアップをして、阿見町でも講座を考えておりますので、そういうところとタイアップをして、また意欲のある方が受講者の中でいましたら、そういう方もそういうところに出向いて講座を受け、スキルアップをし、またいろいろな、例えば今現在美浦村でやっている健診のときだとか、いろいろな出前講座のときだとか、そういうところにサポーターとしてかかわりながら、認知症の方とかかわっていく。また、認知症の介護をしている方のそういうお疲れのところを癒せるようなサポーターとして、そういうサポーターの活用法というか、そういうことも考えられないかどうかということ

ろをひとつお尋ねをさせていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 林議員のご質問にお答えを申し上げます。

認知症の予防等につきましては、今お話をいたしましたように、指定の医療機関がございます。そちらと連携を深めて進めてまいりますというお話をいたしました。今回、通知が届いております、この10月17日に第1回の茨城県県南認知症疾患医療センター連携協議会、これを開催する予定になってございます。これにつきましては、その指定医療機関が幹事の事務局となりまして、稲敷郡とか広い意味で県南地区の今後の進め方について協議をしていくということでございます。

まだ、どういう方向で進むかということは、まだ協議会、進めてございませんので、今後とも村の意見等が反映して、また認知症予防の施策が進むような形で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、認知症サポーターについてご説明を申し上げます。

認知症サポーターにつきましては、認知症サポーター養成講座を受けた方が認知症サポーターとなるわけですが、認知症サポーターになって特別にやっていただくものではございません。

認知症を理解していただきまして、家族の方もしくはご近所の方にやはり認知症の理解を深めていただいて、また、そういう認知症の状況が出てくれば、お話をいただくということでの認知症サポーターでございます。

また、自分のできる範囲で活動していただくということになっておりますので、そのサポーターのできる範囲で、その方のできる範囲でいろいろな手助けができればと考えております。

今お話ししましたように、そのサポーターが今後どういう活動をするかということじゃなくて、やはり広く認知症を理解していただくということでご理解をいただければと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 10月17日に協議会があるということで、また、そこで何か1つ美浦村として何か取り組みが発見できればいいなということをご期待申し上げます。それと、養成講座が広く理解していただく、それは第一歩ですね。当たり前のことであり、それは大切な目標であると思います。

ですけれども、その中で本当に意欲のある方がもしいらっしゃる場合は、先ほど言ったみたいに、例えばここで2人に1人が認知症になった場合に、どういたしましょうか。そこに理解者が、認知症サポーター養成講座の人が500人も600人もいればいいんですけれども、理解されていない方がその方を理解できますかとなったときに、ちょっと厳しいものがあります。

ですので、私の要望といたしましては、できれば、先ほど出前講座を団体でとおっしゃいましたけれども、各公民館等に出向きまして、そういうサポーターの方々がかわりながら、日ごろからちょっとした体操だったり歌を歌ったりする中で、認知症ってこういうことなんですよ、ということをお伝えするメンバーとしても活躍できたらいいのではないかなというふうに思っているわけです。その件を後で質問しますので、それをよろしくお願いします。

その前に1つ、認知症と物忘れに関して。認知症と加齢との違いを、ちょっと例を出させていただきます。

例えば、「きょう昼間、何食べたっけな」、加齢の方はそう思います。認知症の方は、「お昼食べてないよ」

加齢の方は、電話がありました。「ああ、そういえばさっき誰からの電話だったかな。電話があったことはわかるけど、誰から来たか忘れちゃった」でも、認知症の方は、「電話なんかなかったよ」

加齢の方は、よく聞きますね、財布が鞆の中にある。「財布は鞆の中だったかな、どこだったかな」と疑問視する、それが加齢の方。認知症は、「財布がなくなった。誰かに盗まれた」、これぐらいの違いがあります。

認知症は今までできていたものが確実にできなくなってきました。同じ物を何回も買ったり、毎日買い物に行くたびに食パンを買ってきたとか、あとは怒りっぽくなったり、また日課も、今まで毎朝新聞を読むことが楽しみだった方が新聞を読まなくなったりとか、いろいろなそういう変化が出てくるんですが、認知症を理解していないご家族ですと、それが単なる、ああ、年取ったからとか、あとは疲れているからとか、きのう寝不足だったからとか、何かそういう違った理由でさほど気づきもせず過ごしてしまう。危険信号に気づかずに過ごしてしまうということが往々にしてあります。

でも、この時点で認知症かどうかはわからない時点から、自分は認知症かもしれないと判断できたら、そこから加齢の緩やかな物忘れから、認知症のダウンと落ちてしまう物忘れは防げなくなってしまうんですね。

東京都日野市の取り組みなんですけれども、これは地域住民が声かけを推進しているという例を挙げさせていただきますが、東京都日野市では、高齢の方のひとり暮らしや高齢者だけの世帯を対象に、高齢者見守り支援ネットワークを実施しているそうです。警察や消防署など公共機関と、地元のお店など、協力事業所も、地域のボランティアで構成される「ふれあい見守り推進員」というものを立ち上げています。これがサポーターの役割ではないかなと思うんですね。その連携をして見守り支援を行っております。地域を挙げて孤立化の芽を摘むということで考えられた仕組みだそうです。

中でも、推進の活動がポイントになるわけなんですけれども、例えば玄関先の声かけや見守りを行ったり、その活動を毎月ちょっとレポートで提出をしたりとかして、推進の声かけ

や見守りはさりげなく、無理がないという中で、個人が負担になってしまったらボランティアというのは続かないですよ。自分のできる範囲の中でやっていながら、ちょっとメモをとっていく。それを継続していく中で、その方の心地よい関係を、認知症の方との関係性を築いていくということをやっているそうです。

また、地域の高齢者が気軽に交流できる場所として、ふれあい交流型のサロンを6カ所開設し、サロンにはボランティアが常駐し、話し相手になっているという取り組みを見まして、私自身も、先ほど言ったように各公民館であれば歩いて行ける距離ですので、そういうようなところで、仰々しくない、ちょっと、おしゃべり会とかそういうようなところを提供はできないものかどうかということをお尋ねをさせていただきます。

村長のほうには、タッチパネルの件は、先ほど琴浦町のほうに問い合わせを、担当の地域包括支援センターの遠藤さんにお電話させていただき、伺いましたら、1台50万というお話がありました。もう改良されていますね。

また、ネットで調べてみますと、今キャンペーンで10万円で、そういうタッチパネルをもう、つくられているという。それぐらいいろいろな企業がもう先行してつくっています。それだけに広がってきているこのタッチパネルですので、10万円であれば何とかありませんかね、村長。

何とか例えば、試行的に血圧測定器が保健センターにありますけれども、その血圧測定器とか電気椅子に日ごろ皆さん来られています。そういう方が何気なく、そのわきにあるタッチパネルをピッピッとやっていながら、あ、15問中15問できたとか、喜んだり、また、ちょっとできなかったけど、これは何だろうとか、そういうところに保健師さんがちょっと一声かけたりとか、何かそういうような取り組み。

そのためにもまずは仰々しくなく、試行的に保健センターとか、集会施設だと木原とかそういうようなところの何箇所かにタッチパネルを置きながら、あとは健康診断のときにちょっとやっていただくとか、そういうようなところから導入するのがいいのかなというふうにちょっと考えるものですから、そういうタッチパネル方式の導入を考えられないかどうかというところを村長のほうにお尋ねをし、また、ビデオを拝見していただいたその感想も含めて、村長にはご答弁いただきたいと思います。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林 昌子さんの認知症対策ということで、これは先ほども原因的なものは部長のほうから、認知症の原因の部分は、いろいろなところで起きているという、何か所かありましたよね。

でも、この認知症、当然先ほど議員のほうから65歳以上という、私もその中の一部の部分に入っているので、忘れたなと思ったときは、認知症でいいのか加齢なのかちょっとその辺はあれなんですけれども。

でも、いろいろな取り組みをして、それでまず、防げるもの、おくらせられるもの、と

というのは、あるだろうというふうに思います。今のタッチパネルもそうなんですけれども、事実、ちょっと美浦村の最高齢の元気な方というのは、ここ3年連続、ことし9月26日に男性の元気な高齢者ということで、100歳を超えて、26日に行きますから、まだ100歳なんですけれども、2日おくらせて行くと101歳になるんですね。9月28日生まれなんです。

この方は医者にもどこにも行っていません。いやあ、元気で、どういうことをしているんですかと聞くと、毎日眼鏡もかけていないんですけれども、100過ぎて本を蛍光灯の下で読める。新聞は毎日2紙、端から端まで読んでいます。そういう情報を常に入れていくということは、常にそういう意義の中で、活性化がその方は図られているのかなという部分であると、きょうは美浦大学の皆さん、来ておりますけれども、やっぱり外へ出て新たな情報を入れていくことは、脳の中の活性化が図られているということだと思います。

思わぬ予定にないような行動の部分が体験できるという部分については、予期しない部分に対する、予定にないものが自分の中に入ってくるということは、いい吸収ができたなというふうに感じるができるかどうか。そういう意味でも、ことし男性の最高齢者は、そういうわけで9月28日に101歳を迎える人に3年目連続でいきます。

女性の方は、ことし、今度100歳になる方なんですけれども、この方も2年連続でいきますけれども、実際は、最高齢者は施設に入っている方で100歳超えておる方がおります。でも、99歳で来年の2月にちょうど100歳になる方、これは女性の方なんですけれども、この方は眼鏡はかけておりますけれども、この方も、とっている新聞、一般紙を読んで、子どもを、婿さんが東京へ行っているので、新聞を買って帰ってくると。その新聞も次の日読んでいるということで、この方も新聞2紙、端から端まで読んでいます。

そういうことを考えますと、いかに新たな情報を頭の中に入れ込んでいくか。ということは活性化が図られているということで、行って見て、今の政治情報なんかを話しされると、向こうのほうはよく新聞を見ているから知っているんですね。100歳を迎える人に、逆に質問されたりしてあれなんですけれども、私も端から端まで読むほどちょっと時間がない部分があって、教えられることがたくさんあります。

そういう意味で今、議員がおっしゃったように、この予防を、なる前の予防をどうやってやるか。それはタッチパネルもそうですし、各地域でサロンを開きながら筋力アップをやっているシルバーリハビリ体操も各地区でやっております。それは、保健福祉部のほうでいろいろな対応を取り入れてやっておりますけれども、そういうところに参加してくれている方は、丈夫な方なんです。

うちから出ない人が、だんだん弱っていくということで、できればお誘い合わせの上、地域のほうに出てください、一緒に情報を共有しながら、このタッチパネルもそうなんですけれども、来ていただかないと、物があっただけでは意味がない。まずは、いろいろな取り組みを、鳥取県の琴浦町のタッチパネルも検討して、これをぜひそういう部分で認知症の予防ということになるのであれば、金額的なものばかりじゃないというふうに思い

ます。

まずは、隣接する阿見町のほうでもいろいろな取り組みをしている。ということであれば、一緒に阿見町さんのやっていること、また美浦村が考えていることも含めて、お互いにそういういい取り組みを活用し合って、認知症になる一歩手前で防ぐということは大事なことでありますので、議員おっしゃったような琴浦町の件も、村としては広く情報をいただいで、活用できる部分を活用していけるようなことをぜひ進めてまいりたい。

50万円が10万円になったということで、うれしいような話をされたんですけども、まずは導入する以前に心構え、皆さんがどこへ、どうやって参加してくれるか、そこを促した上で、参加者が多くなれば、ぜひそういうものは導入しながら使っていただくということはいいのかなと。2、3人しか集まらないで、毎日タッチパネルをやっていてもしようがない部分もありますので、その辺のところは、保健福祉部のほうで情報を捉えて、結果を出す前にいろいろなところの検討も踏まえて進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石川 修君） 答弁もらいますか。

保健福祉部長浅野重人君。

部長、簡潔にやってください。時間が迫っていますから。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、林議員のご質問にお答えを申し上げます。

認知症サポーターのボランティア活動につきましては、やはり村のボランティアセンターがございます。その中で今いろいろな取り組みをしてございますので、やはり認知症サポーターとしての取り組みではなくて、先ほど申し上げましたように、認知症を理解していただいた上で、いろいろなボランティア活動に活動していただければと考えております。

また、先ほど村長がちょっとお話ししましたんですが、タッチパネル式コンピューターについては、認知症の発見ということで考えてございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 部長、村長、ともに答弁いただきましてありがとうございます。

認知症サポーターに関しては、ボランティアセンター、確かにそうだと思います。ですけども、認知症サポーター養成講座を受けた方が、そのボランティアセンターに所属している団体かどうかといいますと、それもまた個人的に所属している方もいらっしゃいますけれども、ぜひ、じゃ養成講座を修了された方には、そういうボラ連とかボランティアセンターのほうにも登録をして、いろいろな形で活動していただきたいという要望を、啓発活動をぜひお願いしたいと思います。そうしなければリンクしませんので、よろしく願いしたいと思います。

村長の言われたように、例えば各公民館で2、3人であってもタッチパネルは毎回やるわけではございませんで、1回やればわかることですので、ぜひ最初にその導入の部分

を検討していただいて、早期発見ですね。予備軍の方が何もしないと、1年で12%の方が発症するという大変なデータも出ております。ですので、気づいていない人がほとんどだと思います。まさか自分が、また、そのことでショックを受けている方も多いです。それぐらい自覚のない段階である程度引き止めないと、加齢のレベルには持っていけない現実があります。ですので、この美浦村の地域、みんなで元気で長生きできる、その情報を交換できるような、元気に外に出られる高齢者づくりの一環の導入として、ぜひタッチパネルの導入をお願いしたいということをお願いをして、タッチパネルに関しては終わります。

1つ、今度は教育という部分で、先ほども職員教育のことがありましたけれども、意外と認知症の方が窓口に来たときに、それが対応の仕方がわからなかったり、何を言っているんだろう、この人、というところで、認知症を理解しない人が窓口対応すると、大変なことになります。いろいろな、コンビニでも何でもサービス業はみんなそうです。ですので、そういう職員の方とか、または小学生の低学年、1年生から3年生までの間の方も、そういう認知症に対する認識を身につけるそういう教育が今、必要になってきておまして、鳥取県もいろいろな市町村でもうそういう取り組みをしております。

現実に認知症の方がそういう絵本とか紙芝居をその認知症の方が実際にやられながら自分の体験を話したりとか、そういう取り組みを現実に行っているんですよ。どういふものかというのを1つ発表させていただき、改めてちょっと教育長にも一言答弁をいただきたいと思っております。もうお願いしてありますので、大丈夫です。

3話シリーズで、「怖い夢を見たシリーズ」、「くしゃくしゃ笑顔と優しい顔」、「僕のおじいさんは冒険家」という3点にまたがりましてあるんですけども、リラックスして聞いてください。

おばあちゃんは、おじいちゃんが死んでからは、僕の家近くに一人で暮らしています。おばあちゃんの名前は、カタカナで「ウメノ」といいます。おばあちゃんは、「昔はカタカナの名前が多かったんだよ」と教えてくれました。僕はひそかに、おばあちゃんが笑うと顔がくしゃくしゃになり梅干しみたいになるので、ぴったりな名前だなと思っていました。おばあちゃんは、「昔はリレーの選手だった」とよく言うけれど、僕は信じていません。だって、僕より歩くのがうーんと遅いからです。

時々、僕と妹を間違えることがあります。僕が近づくと「あっ、お兄ちゃんだったね。ごめんごめん」と謝ってくれますが、本当は心の中で、（男と女を間違えるなよ）と思っていました。一緒に買い物に行ったとき、僕は普通の声で話しているのに、おばあちゃんはとても大きな声で話します。周りの人がじろじろ見るので、とても恥ずかしかったけど、僕も、最後は大きな声で話さないとおばあちゃんには聞こえません。おばあちゃんの足や耳や目は、長い間ずっと使ってきたので、少し疲れてきているんだろうなと思いました。

それから何年かして、おばあちゃんは脳血栓という病気で入院しました。退院してからは、ひとり暮らしでは少し不自由になったので、ホームヘルパーという介護をする専門の

人に来てもらうようになりました。僕たちも心配なので、日曜日には必ずおばあちゃんの家に行くようになりました。

ある日、おばあちゃんが「肉じゃがをつくったから食べにおいで」と言うので、一人で行きました。おばあちゃんの手料理はとてもおいしいので楽しみにして行きました。でも、その日の肉じゃがはとてもしょっぱくて、いつもの味と全く違ったのでびっくりしました。おばあちゃんがにこにこして、「おいしいかい」と聞くので、僕は我慢して「うん」と答えました。おばあちゃんは、砂糖と塩を間違えていたみたいです。

それ以来、少しずつおばあちゃんが変わっていきました。同じことを何度も言ったり、ご飯を食べたことを忘れることも多くなりました。病院に行ったら、認知症という病気だと診断されました。僕はとても悲しかったけど、おばあちゃんにはひどくなくてほしいなと思いました。

お父さんやお母さんは、おばあちゃんの困った話ばかりをするので、僕は逆に、おばあちゃんのいいところを探そうと思いました。なぜなら、おばあちゃんが元気だったころに、いつも僕にこう教えてくれていたからです。「人には必ずいいところがある。それを見つければみんなが仲よくなれるんだよ」

だから、僕はおばあちゃんのいいところをたくさん探しました。おばあちゃんは、誰に編んでいるのかは忘れてしまうけれど、誰よりも編み物が上手です。おばあちゃんは、人の顔や名前は忘れてしまうけれど、「ありがとう」という感謝は絶対に忘れません。おばあちゃんは電卓は使えないけれど、そろばんは上手に使えます。おばあちゃんは、忘れてしまった知識も多いけれど、役立つ知恵は若い人よりたくさん知っています。僕が会いに行くと、いつも顔を梅干しみたいにくしゃくしゃにしてとても喜んでくれます。僕は、これからもおばあちゃんのいいところを探し続けていこうと思います。

認知症という病気になってしまったことは悲しいけれど、やっぱり僕はおばあちゃんが大好きです。

というような内容です。これは、いいところ探しというのは、認知症の人のケアや支援には欠かせない視点でありまして、それと同時に、家族や友達との間でも互いに認め合うための大切な視点であることを理解する内容になっております。

このようなことを心にしっかりと持った子供たちを育てていきたいなというふうに思いますので、小学生低学年の教育をどのようにお考えか、教育長、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 答弁する前に、私の個人的な話をちょっとさせていただきたいと思います。私の母親もついこの間、6月ですけれども、95歳で亡くなりました。母親はずっと亡くなるまで、その日まで一緒に生活をしていました。その母親も90歳ぐらいから、やっぱり認知症的な状態で、5年間は自分の母親の認知症サポーターのような役割をして

いたんじゃないかというふうに思います。その5年間、母親と一緒に暮らしながら感じたことは、認知症的な状態になるということは誰もが、誰もが、避けられないと。加齢に伴って、病気なんかじゃなくてやっぱり加齢に伴う必然的な症状なんだろうというふうに、私なりに理解をしております。

多分、私の理解では、脳のニューロンとニューロンが加齢とともに切れると。ニューロンのつながっていたところが切れてしまうものですから、状況判断ができないとか、それまできちんとできたことができなくなるとか、ということなんだろうというふうに思っております。

認知症の判定の基準として、ランクがずっといろいろありますけれども、私の母親は2番目あたりだったんじゃないかと。だから、何らかのアドバイスをすれば、そのまま日常的生活はできるような状態だったというふうに思っています。

あるいは、皆さんもご存じのアメリカのレーガン大統領だとかイギリスのサッチャー首相だとか、皆さんやっぱり認知症的なアルツハイマーでありました。私が尊敬していたライシャワーさんも、あのライシャワーさんでさえも、あれだけ知識豊かな人も、最後はアルツハイマーというような状態でありましたから、私も間違いなく、それなりの年齢になれば、自分の母親と同じような状態になるなというふうに考えておりました。

ですから、いろいろな対応策はあるかと思えますけれども、私の友達でもあります東北大の川島先生も、いろいろな体操をやっていますけれども、そういうことはいろいろできるとは思えますけれども、基本的に私は、キャベジン効果というように呼んでいます。やらないよりはやったほうがええべな、ぐらいのもので、それをやれば絶対に認知症にはならないということにならないというふうに考えて、だから、認知症というのは、こういうような症状のことだということをはっきりと理解することがまず大事で、「誰もがそうなる」という、その「誰も」の中には自分も入るということですよ。自分もいずれ、そのぐらいの年になったら認知症的な症状になるんだというふうなことがしっかりと理解できれば、自分が認知症的になったときには、誰かの世話になるし、誰かに迷惑をかけるようなことになるとしたら、今そういう状態になっていない自分は、自分の周りにいるそういう人たちの迷惑を引き受けるということが喜んでできるんじゃないかというふうに、私は基本的に考えているわけです。

ご質問の小学校1年生から3年生まで、先ほどの作文というのは、ああ、子どもらしい非常に素直な理解を、理屈じゃなくて、素直な理解をしているなということ、いいところ探しをするようなことになっていたというようなことがありますけれども、これは年齢が低いからできるのだろうというふうに思って、それは学校でやらないよりはやっぱり積極的にやったほうがいいだろうと思えますけれども、それは1年生から3年生だけじゃなくて、中学生になっても高校生になっても、もっとその上、大人になって、自分自身が高齢者になる段階の壮年層あたりから、自分もいずれはそうなるんだということをしっかり

と理解させるほうがもっと大事になるのではないかというふうに思っております。

今、ご紹介があったことについては、美浦村でもできるだけ実現するような方向で努力してみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） どうもありがとうございます。私はこれは、サポーター家族の一環でこういうこともできればいいのかなというところで紹介をさせていただきました。

続きまして、残り時間が少ないので、鳥獣対策についてでございますが、通告には、農家の方々や一般家庭菜園の農作物がカラス、タヌキ、ハクビシン等による被害が増加しており、この被害に対する対策をどのようにお考えかということのを伺う内容になっておりますが、先ほど同僚議員もハクビシンに対しての質問がございまして、それと重複する部分があるかと思えます。ですが、カラスに関しては、やっぱり防ぎようがないものがあります。ネットを張ったり、ひもをやったりとかいろいろやっても、結局カラスは利口ですので、いろいろな知恵を使っていろいろな農作物を荒らしております。そういう意味で1つ提案が。

先ほどの答弁でもあったわけですが、農家の方は、幾ら共済組合のほうで保険をかけていて補助をもらえるといっても、何割かでございますよね。ですので、本当に自分が手塩にかけた生産物は、子どものようなものとして、生産しています。農家の方はそういう意味では、その方の生活源と、その努力が報われないというところ、それは死活問題であるかと思えます。人の命が大事か、鳥の命が大事か、それはてんびんでは、はかれませんが、実際に害がある部分に対してはやっぱり対策を講じなければいけないと思えます。

近隣でも、カラスに関しては猟友会の方に1、2度やっていただいたりとか、そういう手を打っておりますので、そういうところができないのかということをも1つ質問させていただくことと、先ほど、わなとかネットのほうも助成ができないということではございますが、じゃ、できないで、それでいいのか。

いろいろ悩まれている方が、農協の方もほとんどもう諦めているというような現状ではあります。自分の策を講じることは、しっかりやっておりますので、それ以上、このままでいいという状態で終わっていること事態に憤りを感じるものでありますので、できれば、イノシシ関係はちゃんと補助をいただいております。麦とか大豆とかそういうものは補助を受けていますが、野菜に対して補助のない国の法律というものがちょっと不備ではないかなというところも感じますので、どうか国や県のほうに野菜関係もきちっと補助してもらえそうな陳情をしてもらえないかどうかということも1つ。

あとは、環境、湖沼関係で補助をして、10年間、しっかりと環境を保つというような施策をしておりますが、結局、その鳥獣がふえているということは、住みやすい環境がふえ

ているということにつながります。ですので、そういう住みにくい環境と言ったら申しわけございませんが、何とかそういうところの環境整備のほうにも力を入れていただきたいということを重ねてまた質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほど岡沢議員にも申し上げましたが、基本的な考え方としましては、まず個人の方がその防除をしてくださいと。最後に村長が申しあげましたように、その被害の程度ですね。その被害の程度がもう個人の努力ではどうにもならないんだというようになったときに初めて、行政が駆除ということになってくるかと思えます。

再度のお願いでございますけれども、まずは個人の方でその防除のほうを進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、カラスの駆除なんですけれども、これも、個人の努力の中の先の話ではあるわけなんですけれども、近隣の稲敷市では、わなを貸し出しているようなことも聞いております。ただ、わなを貸し出す際にも、わなを借りていく方がわなの免許を持っていないと、その方が実際わなを仕掛けて捕ることができないということになってきますので、それにしましても、個人の方がそういうわなの資格をとっていただかなければならないというようになっています。

あと、共済組合の補助の話というか、補償の話がちょっと出ましたけれども、共済組合のほうは、作物によってその補償されるものはもう決まっているようでありまして、林議員のおっしゃったように、野菜のほうはその対象になっていないようになっています。米とか麦とか大豆とか、あと、梨、ブドウですね、あと栗ですか、そういうものが茨城県の場合、共済を掛ければ、被害があった場合に補償されますよという仕組みになっているようで、野菜のほうはちょっとその対象になっていないように、ちょっとネットで得た知識なんですけれども、そういうことになっているようでございます。

あと、環境の話で、そういう動物が畑に入らないような環境をつくっていくということも、防除とか駆除の前の段階といいますか、そういうことも必要なのかなと思えます。

今、例えばカラスなんかは、その餌となる、例えば柿なんかはほとんどもないで、そのまま放置されているような状況もございます。そういうものがカラス等の餌になってしまつて、餌が豊富であれば、当然個体数がふえていくということになりますから、これは1人の努力ではどうにもならないわけなんですけれども、地区全体の取り組みの中で、そういう野生動物が安易に餌を取りにくくなるような環境をつくっていくというの、1つの対策なのかなと思えます。地区の皆さんで食べないような柿はもいでしまつとか、あるいは野菜をつくられて、自分のうちで食べてしまつたら、残った野菜をそのままにしておくとか、こういうことがあるかと思えます。

あと、生ゴミを外に、今は生ゴミの放置はないんですかね。そういう生ゴミの放置も、

外に出しっぱなしにしておくというようなこと、いろいろなことが考えられると思います。そうした環境を、動物の住みにくいような環境をつくっていくというのも、1つその駆除の前には対策としてあるのかなというようなことも考えます。今回ご質問があった中でいろいろ勉強させていただいた中では、そういうことも1つの対策かなということを考えました。今お話ししたようなことをまとめた形で皆さんにお知らせしていくというようなことも、村ができる1つの方策かなというようなことで今考えております。

ちょっとご質問の答弁になっているかどうかわかりませんが、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

持ち時間5分ですので、簡潔にお願いします。

○村長（中島 栄君） 最後の答弁になろうかと思えますけれども、これは今、部長から、共済のほうでつくられている品種によって決められているよということなんですけれども、ある程度その地域で、生産的に産地化しているようなものは多分なるのかなというふうに思うんだけど、今、林議員のおっしゃっている、要するに自分の家庭菜園の部分については、なかなか難しい部分があるんだけど、被害としてかなり大きな地域、地区に広がるという意味であれば、それはハクビシンもタヌキもカラスも害鳥害獣としてそれは捕らえて、村だけの対応ではないよということで、県のほうにも要望を出したり、そういう部分で解決を図る。そしてその中で、個人個人の中で、私は自分で捕獲するよというのであれば、村のほうに申し出ていただいて狩猟の免許を与えるということができれば、個人でもできるということでございます。

また、近隣ではそういうわなを貸し出しているということもありますので、今度は検討をして、被害も大きくなってくれば、そういうわなについても個人で持つのはお金がかかるだろうし、できれば対応をしながら、村のほうでそういうわなを購入しておいて、狩猟の資格を取った方に貸し出しをするというようなことも検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） どうも前向きな答弁をいただきました。本当に貸し出し制度が近隣でありますので、ぜひ貸し出し制度を取り入れていただきたいと思うことと、陳情のほうをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

しっかりと美浦村、小さい自治体だからこそできることもあるかと思ひます。どうか心優しい美浦村、認知症に対する正しい知識を学びながら、みずからの予防を實踐する、そういう前向きな方策が實現することをご期待申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川 修君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了します。

林議員の質問の中で、認知症と加齢の違いのお話がありましたけれども、皆さんはいか

がだったでしょうか。私の答えは、加齢でありました。

何はともあれ、十分に認知症にならないようそれぞれ気をつけてはいるでしょうけれども、皆さん、日々楽しくお暮らしになるのが一番いいのかなというふうに思っております。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（石川 修君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 4 5 分散会

平成25年第3回  
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成25年9月20日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第4号 美浦村防災会議条例の一部を改正する条例  
議案第5号 美浦村災害対策本部条例の一部を改正する条例  
議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第7号 安中地区テニスコートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例  
議案第8号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第9号 平成25年度美浦村一般会計補正予算(第4号)  
議案第10号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第11号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第12号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第13号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第14号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

- 議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件  
議案第16号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件  
議案第17号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件  
議案第18号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件  
議案第19号 平成24年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件  
議案第20号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件  
議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書  
発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書

議長辞職の件

選挙第1号 議長選挙について

常任委員の選任について

議会運営委員の選任について

選挙第2号 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について

議案第22号 監査委員の選任について

閉会中の所管事務調査について

---

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 惠 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
1 0 番	坂 本 一 夫 君	1 1 番	羽 成 邦 夫 君
1 2 番	小 泉 輝 忠 君	1 3 番	石 川 修 君
1 4 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	堀 越 文 恵 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
保 育 所 長	川 崎 記 子 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君

生 活 環 境 課 長	糸 賀 正 夫 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君
生 涯 学 習 課 長	飯 塚 尚 央 君
幼 稚 園 長	小 泉 俊 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

---

午前10時00分開議

○議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、13名です。

ただいまから、平成25年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第4号 美浦村防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第2 議案第5号 美浦村災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第3 議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第4 議案第7号 安中地区テニスコートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） この議案に対して、確認なんですけれども、まず、この安中地区のテニスコートを設置したときに補助金等を活用されているかと思いますが、それはもう支払いを完了されているものなのかどうかの確認をお願いしたいと思います。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまの林議員のご質問にお答えいたしま

す。

安中地区の多目的施設につきましては、もう既に償還のほうは完了済みということになってございますので、大丈夫だと思います。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） このテニスコートなんですけれども、今回廃止ということなんですけれども、今、現状どのように使われているのかと、今後どのような形で活用を考えているのか、見通しのほうがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 沼崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

このテニスコートの敷地の今後の予定なんですけど、生涯郷土工芸館がございまして、そちらにシルバー人材センターがございまして、そちらのほうで、今現在はハウスがありまして園芸用に使われているところが一部ございまして、今後もシルバー人材センターのほうで同じように使っていきたいということでありましたら、それでお貸しするような形をとりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。一部、シルバー人材センターのほうで使っているということなんですけれども、できればこういう形で出してくるのであれば、今後の見通し等、あとはシルバー人材センターのほうと、もう少し綿密に、使い方について管理をしていくしかないと思うんですけれども。

テニスコートだから、草は中は生えないでしょうけれども、周り等は雑草等も生えるでしょうから、その辺を誰が管理するのかということもあるでしょうから、その辺もう少し綿密に打ち合わせをしたほうがいいんじゃないかなと、その点、どうですか。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、安中のテニスコートとして使っていたもの、テニスコートとして使用しなくなってかなり年数がたつんですが、その管理については、シルバー人材センターのほうでも以前は使っていなかったんですが、少し園芸を独自にやろうよという、シルバー人材センターの中の運営委員会の中でそういう敷地を使って、自前で事業を立ち上げるという計画がありました。そういうところで農業をやっていた方で、やめられた方のハウスを譲っていただいて、そこに栽培を試みたんですが、何せ若い方がやっているのではなくて、何年も継続してやれるような人たちが、年齢が大体80近い人たちがやっているんで、5年先、10年先の見通しがなかなか立たないという部分がありまして、今、管理は、いろいろな草とか何かについては、シルバー人材センターのほうで除草したりそういうことはやってございます。

村のほうとしてもできるだけ、テニスコート2面取れるぐらいの敷地がありますので、

周りは仕切ってあって、ネットというかフェンスもありましたから、大分フェンスも弱ってまいりましたけれども、村の中でそういう施設の中に何か利用できるようなものがあれば、村としても活用をしていきたい。今のところは、いろいろな資材を置いた部分と、シルバー人材センターの中で運用しているというのが現状でございます。

村の中で、もし安中地区のほうで、そういうテニスコート2面ぐらいのところを活用できるような、敷地の活用の部分が出てくれば、1つは、候補地としてはいいのかなというふうに思います。そういう意味では、もう、これは農水省のほうだったかなと思うんですけども、当初借りてテニスコートを整備した経緯がありまして、林議員からの質問があったように、それに対する返済はもう多分26年で完了というような話は前に聞いたんですが、それが過ぎてもう国の部分とはもう切れたという、返済が終わっているという意味で、新たな部分では考えることもできるのではないのかなというふうに思います。

そういう意味では、ぜひ議員各位のほうからも、そういう村で所有している施設が1つ、空きとして出ましたので、いろいろな活用の方法もあれば参考にしていきたいというふうに考えております。

○議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 今、村長のほうからの説明で、了解するんですけども、やはり村の持ち物ですので、今後有効に使ってもらおうということはそのとおりなんですけれども。

今、村長のほうから議員各位のほうにもいろいろと意見を聞きながらということだったので、シルバー人材センターは今一部使っていますけれども、今後またいろいろな方向性で使えるということを今、確認できましたので、ぜひとも有効に使っていただけるように要望したいと思います。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第5 議案第8号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第6 議案第9号 平成25年度美浦村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） ページでいきますと、31ページの地域活性化対策事業費の報酬で今回補正が出ておりますけれども、これは当初予算には多分ことしはなかったような気がしたんですけれども、この大事な地域活性化というこの委員会は、やらない予定だったのが急にやるのかよくわからないんですけれども、ここに入ってきましたが、その経緯を教えてくださいたいと思います。何回やるのかとかそういうのも教えてくださいたいと思います。

あと、48ページの小学校教育振興費の中の、木原小学校と安中小学校の備品修繕料ですけれども、これは何の修繕なのかお聞きしたいと思います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、私のほうから、48ページの教育振興費の木原小学校教育振興事業費、それと安中小学校教育振興事業費の修繕料につきまして、ご説明申し上げます。

これは以前、絆プロジェクトでそろえました児童のタブレットのコンピューターでございます。既に3年が経過しておるんですが、その中でも、使い方もあるんでしょうけれども、やはり故障しているものがございます。それで、やはり授業に差し支えるものもございますので、今回、修繕をしまして使えるような状態にしたいというふうに考えてござい

ます。

これについては、予備機というようなことでもそろえてはあるんですが、もう既にその予備機も使っている状況でございますので、比較的費用の安い金額で修繕ができるものを洗い出しまして計上してございます。台数で申し上げますと、木原小学校、タブレットPC 5台でございます。5台で23万7,000円となっております。安中小学校につきましては、1台でございます。こちらが6万5,000円となっております。

以上が修繕料の内訳でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。ただいまの山本議員のご質問でございます地域活性化対策事業費の中の地域活性化検討委員会、この内容でございます。

今回、補正に上げさせていただいたのは、2回分ということで考えております。34名の委員さんがおります。その中で、実際報酬の支払われる方々については、委員長の5,500円の2回分、そして委員さんの5,000円の21人分の2回分というようなことで積算をさせていただいております。

その中で過去2年間、この活性化検討委員会を実施をしてきたわけでございますけれども、なかなかその審議していた内容が、物産館また週末ファーマー等についての審議をしていただいていたといった内容でございます。それが大体約2年で終結できるんじゃないかというようなことで、当初、23年・24年の2年間分の計上であったわけでございます。ただ、これは議員さん方よりご指摘がございまして、それがきちんと片づいていない中で、活性化検討委員会が終わりになってしまうというのはどういうことかというようなご指摘もございました。

そういうことから今回補正をさせていただいて、それを継続させていただくと。物産館等も今後の方向性も大体見えてきたというような部分もございまして、そういう形で今後、検討を継続をさせていただきたいといったところから、今回、補正で上げさせていただいたという内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 地域活性化検討委員会、事業報告にも少子化対策とか、本当に今、人口減少の問題で非常に重要な案件になっておりますので、これは、今、2年間という期限でやっておりましたけれども、これは解決するまで継続してやっていただきたいと思います。

あと、タブレットなんですけれども、当初予算にも修繕料がありまして、それを使ったのかどうかわからないんですけれども、大谷小学校はとても人数が多い、児童が多いところで、大谷小学校は1台も修繕がないのかということで、年間を通して、この5台と1台なのか。あるいはもう今まであった予算で使った修繕もあるのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石川 修君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

大谷小学校のほうの予算が計上していないということなのですが、大谷小学校も故障しているものはあるんですが、台数的に今の状況で間に合うというようなことで、今回は出していないです。

それと、この修繕料につきましては、タブレットの修繕につきましては今回初めてというようなことでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石川 修君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 修繕料のほうは了解いたしました。

それで、このタブレットなんですけれども、小学校で児童がタブレットで勉強していますけれども、中学に入ったときには、それは今のところはないですよ。小中一貫でやっぱり中学に上がったときも、それがそのまま利用できるようなそういう教育方針はあるのでしょうか。せっかく小学校で習ったことが、中学校では生かされないのかなという思いがありますので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 山本議員の質問にお答えいたします。

3年前から3つの小学校で、タブレットを使った電子黒板を使った教育をしておりますけれども、3年前、4年生だった子どもたちが、来年度中学校に進むわけですね。それで今、教育委員会のほうでも中学校と相談しながら、どのような設備を新たに中学校で備えたいのか。10月になると来年度の予算編成が始まりますので、それまでに固めたいと。

今のところ教育委員会サイドで考えておりますのは、電子黒板は全部の教室に入れたほうがいだろうと。また、中学校のほうでも、それはぜひ入れてほしいというような要望ですので、中学校にも電子黒板のほうは入れるというようなことで予算も考えたいと思っています。

問題なのは、今ご指摘のタブレットのほうですけれども、全員にそろえると予算が相当の額になるということ、また、4年生から3年間使い慣れた子どもたちから、一切タブレットを取り上げるというのも、これもまた暴挙だろうというふうに考えていまして、折衷案としては、一クラス分だけ、タブレットをそろえて、1年生から入った子が、2年生・3年生になった場合に、その分だけどんどんふやしていくというのが一番妥当なところじゃないだろうかというような案を示しながら、中学校のほうで、中学校の教育を考えながら、そうしたらいいのかどうか、それで大丈夫なのかどうか、ということについての検討をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 23ページですけれども、債務負担行為の中でAEDだと思えますけれども、変更額が出ております。この件についての説明と、それと46ページで、消防施設費でやっぱり25万3,000円の、これもAEDだと思えますけれども、この消防施設費の中でのAEDは、どこに、どういう場所で使うのかなという部分がありますので、この件について説明をお願いいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの小泉議員のご質問でございます。自動体外式除細動器の賃貸借料についての、23ページについては、債務負担行為ということで、26年度から30年度までの債務負担行為について、ここに掲載をさせていただいております。これは、このページ、第2表については、ことし9月以降に契約をさせていただくと。この補正が、先ほどいただきました46ページの消防費について、ここで補正が認められた場合、これから、26年度から平成30年度までということで、契約期間が次年度以降になるものの追加設定及びAED賃借料については、AEDの設置箇所の増等に伴う限度額の変更をお願いするものでございます。

そういうことで、このAEDにつきましては、当初、設置は11カ所であったわけでございますけれども、8カ所追加をさせていただきまして、追加については幼稚園、保育所が2カ所、児童館が2カ所、木原地区多目的集会施設、安中地区多目的研修集会施設、そして文化財センター、これも小児の対応型に変更をしております。電圧ですか、電流の調整がきく、そういうもので対応をさせていただくといったところで考えております。

そういうことで、消防費についての自動体外式除細動器リース料といったところの補正については、そういうような内容となっておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 今、8カ所の追加のために計上したということですがけれども、その8カ所以外に、もう村の施設の中で設置をしていないところはもうないんでしょうか。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますけれども、役場の公共施設については、全て設置をするといったようなことで考えてございます。

以上です。

○議長（石川 修君） 小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 今の説明の中で、今現在、これからもふえるんでしょうけれども、それで美浦村の公共施設の中ではもう全て設置しますよということですので、それはもう了解いたします。

以上です。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ページ数30ページ、総務管理費の中で一般管理費の中で13総務事務費で220万1,000円の補正がなされておりまして、これが総合案内業務委託料ということで説明をいただいたところではあります。こちらは例えばお考えとして委託することですけれども、結構質問に来られる方というのは、結構いろいろな、細かく多岐にわたる質問をされてくると思うんですけれども、そういう意味では、役場の退職者の方の起用というか、そういうものもお考えがないかどうか、そういうところをお尋ねをさせていただきます。

また、今現状、いろいろな問い合わせが1日に十数件あるという報告をいただいておりますが、その内容についてもどのように対応されているかということをお尋ねさせていただきます。

もう一つは、43ページ、商工費の観光費でございますが、02観光振興事業費、この目は当初予算では負担金のみの提示でございます。この項目がございませんで、新規事業であると思うのですが、説明書を見ましても説明がございませんので、どういう内容の事業なのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員のご質問にお答え申し上げます。

43ページの観光費の観光振興事業費の補正でございます。まず、旅費でございますけれども、年が明けまして1月11日から12日にかけて、東京国際フォーラムで「町イチ！村イチ！2014」というイベントがございます。全国の町村が一堂に会し、それぞれが持っている特産品や観光資源などのその市町村の持っている宝、それを都会の方たちに紹介をするというようなイベントでございます。ことし初めて開かれるというようなことで、このイベントに村のほうも参加をするということで、職員のほうが、11日、12日ということで2日間になりますので、旅費については、その宿泊費ということでございます。

それから需用費のほうなんですけれども、需用費の消耗品でございますけれども、観光のPRのグッズを考えております。1つは、タオルを1,000本と考えております。それから、ボールペンを300。

〔「聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○経済建設部長（増尾嘉一君） 聞こえません。はい、もう一度繰り返します。

観光のPRグッズとして、タオルを1,000本、それからボールペンを300本を考えております。これについては、一部有料での販売ということも考えております。無料でお配りすることもありますけれども、一部は有料でというようなことも考えております。

それから、印刷製本費なんですけれども、観光のパンフレットを作成するというところで考えております。現在、観光のパンフレットの在庫がなくなって、カラーコピーで対応し

ているようなことですので、観光パンフレット、写真と内容を見直しをしまして、新しい観光パンフレット2,000部ほど作成する予定でございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林議員の業務委託料ですね。総合案内業務の委託料ということで、今回202万1,000円を計上させていただきました。これにつきましては、7月から10月まで職員が交代で1日2人、午前中と午後からといったところで2人ずつ交代をさせていただいて、3カ月間、総合案内業務をしてきたわけでございます。

今後、10月以降3月までは、ここにございますように、その業務委託、これは接遇等、なれた部分ということで、そういうところのなれた会社のほうに委託というようなことで考えているわけですが、ただいま、林議員の質問にあったように、退職者が役場内をよく知っているの、そちらの方をお願いしたらよろしいんじゃないかというようなお話もあります。それは、3カ月やってきた中で、今度は委託で6カ月やるわけですが、実際、年が明けてからそれについての検討をさせていただいて、そういう退職者に関しましても、こちらのほうでその分も考慮に入れながら検討させていただきたいと思っておりますけれども、ただ、お願いしたいといっても、なかなか相手の方がいるものですから、それがそういう形になるのかどうかというのはちょっと難しい部分もあろうかと思っております。

ただ、あくまでもこういう部分が安価でできるというのは非常にいいことだと思いますけれども、あくまでも接遇という部分で、美浦村の窓口といったところで、そういうところがきちんとできるような体制を今後とっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔「現在の状況は」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 総務課長松葉博昭君。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、ご存じのとおり職員のところで、2回にわたる接遇の研修をした上で、3年以上在職している職員、部長以下職員のところで、住民に直接対応することで、住民の声を聞くということをサービスの中に取り入れていければなということで実施しているわけですが、現実には、実際毎日交代で午前と午後で立っておりますけれども、その記録を今回毎回出させていただいております。その中で、業務に関することとか、それから内容、それと課のこととかいろいろあるんですが、特に多い現状としては、その前に、大体聞かれるというか問い合わせがあるのは、大体1日平均しますと10件から15～16件、多いときは20件と、そのときのいらっしゃるお客様の数にもよりますが、平均しますと、10件ないしから15件ぐらいが毎日多いです。

聞かれる内容は、何せあそこの狭いキャパシティの中でやっていますので、住民課の申

請の窓口があるんですけれども、そこにいらっしゃる方がほぼ約8割くらいいらっしゃいます。その中でやはり聞かれるのは書き方。いろいろな、ここはどう書いたらいいのかなとか、そういう書き方のところが一番多いです。それから、申請に来られて、これこれこういう証明はどこの課に行ったらいいですかとかと、そういう問い合わせがほぼ、ほとんどがそういう問い合わせが多いです。あとは、いらっしゃる方の中では、本当になれている方もいらっしゃいますので、そういう方については直接問い合わせはないんですけれども、直接行かれる方もおりますし、こちらも、迷っている方に対してはできるだけ声をかけながら実施しているところでございます。

ですから、実際に、件数的にも現状を見ますと、なかなか今までもなれているところも、お客さんに対してもあるんですけれども、そういう面も含めて、内容的には、業務といいますか、どここの課はどこにありますかという本当にシンプルな質問が多い現状でございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまご説明いただきました窓口業務でございますが、今の現状をお聞きして納得するところでございます。

半年間の間で体制を整えて、また、その後は退職者の起用も検討の視野に入れていただけるということですので、やはり住民の方に接遇経験者の会社に依頼することも一つではございますが、親しみのある村役場、また対応されている職員と接するタイミングをつくるということも、また役場を理解していただく一つの大切な部署であると思いますので、ぜひそのようなご検討が実現されますように、また要望をさせていただきます。

43ページ、観光振興事業費の件でございますが、そのイベントが初めてということで、新規事業として計上されたということは理解させていただきます。

先ほど有料販売も考えているということですが、それをどのタイミングでどこで行われるのか、また、しっかりとこの場所で、イベント会場で美浦村をPRしてきていただきたいわけですが、そちらのほうをちょっとお尋ねさせていただきたいと思えます。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員ご質問の観光PRグッズの販売というか配布なんですけれども、数に限りがありますので、先ほど申し上げたようにタオルが1,000本、それからボールペンのほうが300本ということでございます。それで、補正予算のほうを通していただけたならば、なるべく早く発注をして、いろいろなイベントのところで配布ということを考えています。当然、来年の東京国際フォーラムでやるイベントには間に合わせて、そこでは、観光PRのノベルティグッズとして、そういうものを配布あるいは販売をしたいということで考えております。

当然、そこでの状況、そういうことを見ながら、今後もそういう村の観光PRしていけるような、そういうノベルティグッズの新しいものを、いろいろなものを考えながら、村のよいところを広く発信していけたらなというようなことで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） どうもありがとうございます。ちなみに参考程度に教えていただきたいのですが、このイベントに行くときに、一品持ち寄りということですが、それはどういう産物を美浦村として持っていこうとお考えなのか、また人数を教えてくださいと思います。

あと、これと関連いたしまして、今回、一般会計補正予算の説明書を、議案説明要約書をいただいているわけですが、その別紙資料3の、例えば、総務費の中の徴税費、61万8,000円の減額補正、また、衛生費の3の清掃費のたった15万9,000円、商工費の68万5,000円、消防費の35万3,000円、こちらが1つの事業ということでなのかもしれませんが、空欄でございます。でも、こちらはあくまでも説明書でございますので、きちっとこれがどういう項目なのかというものも提示すべきと考えますが、その点いかがでしょうか、また改善されることを要望してお願いいたします。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員のそのイベントでの特産品の紹介、どういうものを考えているんだというようなことでございますけれども、これは繰り返しになりますけれども、来年1月11日と12日、2日間にわたって東京の東京国際フォーラムで行われます。

内容としましては、その特産品の展示とか販売のコーナー、ここへ村のほうでは出展を予定しております。それから、ほかの内容としまして、各市町村で食堂を出したり、あるいは伝統工芸の実演をしてみたりと、さまざまな内容となっております。ただ、村のほうで出展を考えているのは、特産品の展示と販売のコーナー、初めてのことなので、まずはその辺からということで、展示のコーナー、1ブースを借りるというようなことで考えております。

これは非常に狭くて、一町村で借りられるのが2メートルの2メートルというようなことで非常に狭いスペースで、全国から集まるので仕方がないのかなという気もしますが、一町村当たり2メートルの2メートルというような、机を1つ並べられるぐらいのスペースしかありません。

ですから、美浦村、ちょっと考えても、光一点とかいう特選米もありますし、あるいはパブリカもありますし、マッシュルームもありますということで、あとレンコンとかいろいろ農産物がありますけれども、限られたスペースですので、その中でどのように有効に村の特産品をPRできるかということをお考えまして、実際にそこで実物として紹介できるものは数点に限られてくるのかなというようなことで思っております。

ことしが初めての参加ですので、まず参加をしまして、最初に申し上げたようにいろいろな内容のものがそこで行われます。村として、ほかの部門も参加できるようにであれば、また2回目以降考えていくというようなことで、まず来年度は、その特産品の紹介のブースで、特産品・観光のPRをしてまいりたいということで考えております。

○8番（林 昌子君） 人数は。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 人数は、予算で上げておりますのは、3名分なんです。

実際、そのほかに特産品として物品を出していただくと、その団体からも行っていただくようになると思います。そのほか農協にご協力をいただくようなことで考えております。人数のほうはまだちょっとはっきりしておりません。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、今、経済建設部長のほうから、村のPRについて今、予算の中で答弁をさせていただきましたけれども、これについては、村のパンフレット等が減ってきたということが一つあって、今そういうパンフレットをつくる中で、まず美浦村をどういうふうにPRをしていこうかという部分がありましたけれども、議員の皆さんはもうご存じかもしれませんけれども、ことし11月7日から、美浦ゴルフ倶楽部で男子のツアープロがあります。「HEIWA・PGM CHAMPIONSHIP in 霞ヶ浦」という大会、これは、以前女子プロの大会がありましたけれども、女子プロは3日間ということで、男子プロは4日間、しかも金額は4,000万円の優勝賞金が出るということで、かなりのギャラリーが天候がよければ来るだろうということで、まず、美浦村は大会の後援、茨城県と美浦村が後援になるんですけれども、霞ヶ浦を取り巻く市町村、全部で9市町村あるんですが、美浦村を除いた8市町村は、後援じゃありません。協賛ということで、それぞれ霞ヶ浦に面する自治体の宣伝をしていこうということなので、そのブースも設けられる中でも、美浦村を宣伝していこうというふうには思っております。

前の「ニチレイPGM」のときには、村の物産的な部分のブースも出させていただきました。それで、大会のパンフレットの後ろのほうに美浦村を紹介してくれる部分も含めて、来場する方に全部配っていただくという中でも美浦村をPRできたのかなというふうには思っております。

今回もまだ打ち合わせ途中なんですけれども、当然、美浦村のそういう紹介する部分もパンフレットには載せていただくようにしていきます。そして、美浦村で生産されたものの中で、6次産業化されているようなものがなかなかないということで、できれば今、経済課を中心にいろいろなことを6次産業化していこうという部分でやっておりますけれども、今、生産された中で6次産業的にやっているのは、米粉を使ったカレーが一つ、美浦村の名前を入れたものがあるばかりなのかなというふうには思っております。

違う部分でも、今いろいろなそういう生産の中で協力してくれるところと協議をしながら、どのぐらいのロット数を最低限つくらなければ製品化できないものなのかという部分

も含めて協議をしているところです。それは、村のほうが指導的にやるということではなく、できればJAさんとか商工会さんがある程度主力になってやっていただいて、村がサポートをしていくというような部分のほうがいいのかなというふうに思って、今も商工会、それとJAさんのほうとも協議をしている部分があります。

茨城県、こう見てみますと、結構いろいろな自治体が民間を巻き込んで、それぞれ地域に合ったものを立ち上げてきているところがたくさんあります。たまたま、東京で茨城県人会を開くと、各自治体のブースを設けさせてもらって、そこで料理をしたものを食べさせたり何か、そういうものでPRをしているということもあります。

美浦村では、今のゴルフだけじゃなくて、美浦ステーキスというものが毎年12月の第2日曜日に開催されますけれども、これは年に1回しかないんですけれども、そのほかいろいろな行事に関するところでも、出店してくれて結構ですよ。そして、鹿島アントラーズの「フレンドリータウン」のときにも、1回しかないんですけれども、これも出て行ってPRをしてくれて結構ですよ。そういうことを考えれば、いろいろな1年間の中には村をPRする部分は総合するとかなり出てくるのかなというふうに思いますので、その辺も年間の行事の部分でどこを主力にしてPRをしていくかということは、村が先頭に立って、JAさん、また商工会、そしていろいろな事業者のアイデアも入れながらやっていかないと、どうも美浦村の名前が周知されないでいくのかなというふうに思っております。

そういう意味では今、経済課の中でそういう動きもしておりますので、ぜひ近い将来、そういう部分でできたときには、美浦村から発する6次産業化した製品を、村も一所懸命やりますけれども、議員の皆さん、美浦村という名前が入ったそういう製品を広めていただくことを私のほうからもお願いをしていきたいなというふうに思いますので、そのときはよろしくお願いをいたします。

○議長（石川 修君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林議員の、今回の議案説明要約書の中で補正予算の概要といったところで、例えばその中の総務費の徴税費の中で61万8,000円の減額の部分、これについてその内容の説明がないよといったことだと思います。

これにつきましては、この61万8,000円については人事異動に伴います調整といったところでございまして、こういう形で抜けた部分が何カ所かございます。これにつきましては、今後はこの中にきちんと盛り込むといったところで考えております。そういうことで、次回からそういう形でさせていただくといったところで答弁させていただきます。

○議長（石川 修君） 林議員、よろしいですか。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 申しわけございません。3回ルール。

○議長（石川 修君） あ、ごめんなさい。

○8番（林 昌子君） そうなんです。3回目なので。

○議長（石川 修君） もう3回過ぎておりますので、申しわけございません、失礼しました。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 同僚議員の林議員のほうからありました43ページの観光振興事業費ということで、今回初めて「町イチ！村イチ！」フォーラムというんですか、ということで宣伝してくれよということなんですけれども。

今までもパンフレットはいろいろ、るる、できたんですけれども、もう少し工夫していかないと、タオルつくりますよ、ボールペンつくりますよ、美浦村のマーク入っていますというのを売ろうとしたって、買いますかね。

何かそこら辺、もう少し具体的に、計画を立ててやってもらいたいというのが1つと、今、茨城県内どこの市町村でも考えていると思うんですけれども、キャラクターですか。水戸だったら「みとちゃん」とか、龍ヶ崎だったら龍のあれとか、一般公募してもいいですし、そういう専門のところに頼んでもいいでしょうし、やっぱり何かそういったマークといったもの、シンボリックなものがやっぱり入ったほうが、そういうグッズを売るとかというときには一番ポピュラーなやり方なのかなと思うんですけれども。

そういうのも含めて今後、1月ということですので、なかなか時間的には難しいんですけれども、今後、他のイベントだとか村で今後PRしていくときには、やっぱりそういうのは相当利用できるのかなと思うんですけれども、その点、どうお考えなのかな、村長、ひとつ。

○議長（石川 修君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 沼崎議員のインパクトのあるPRの仕方という部分で考えれば、今、全国いろいろなところでそういうPRを、ゆるキャラを募集をして、そのゆるキャラの全国大会みたいなものも結構いろいろなところで話題になっております。何か全国で一番人気のあるのが「くまモン」だとかね。「ふなっしー」とかいろいろな名前が出てきますけれども、美浦村でやっぱりそういうものも必要だろうというふうに思って、ただ、一番使わせていただきたいと思ったのは、「ターフィー君」と「キティちゃん」、競馬会で作ってあるんですけれども、これはちょっと競馬会の肖像権というんですか、著作権の部分で持っていないよということで、それは使わせてもらえないということで、「何を美浦村の中で」ということになれば、いろいろな募集をして、ただ、ホームページとか広報で募集をしても、少し将来までもアピールできるものというのには、ある程度値段をつけて、採用作品には金額を、5万、10万では多分そんないアイデアの部分で参加してくれる人は少ないのかなと思うので、ある程度お金を、賞金を提示して、広く村外も含めて参加していただく。美浦村をそのゆるキャラ、もしくはそういうPRグッズになるようなもので、一つのまちおこし、むらおこしの一端を担えるのであれば、議員がおっしゃるよ

うな景品をつくって配るだけではもう少しインパクトが少ないだろうという部分では、確かにそういうものはお金をかけてでも必要だろうというふうに思っております。

そういう意味で、できれば私も、そういう後々まで使えるようなキャラクター、ゆるキャラでもいいので、そういうものを考えているんですが、なかなかお金を費やす部分では、皆さんの賛同いただければ、金額はこのぐらいで募集してはどうだという部分があれば、ホームページ、広報等で募集をして期限を切ってやってみても、いいアイデアが出るんじゃないのかなというふうに思っております。私は、なるべくならそういうもので、この美浦村が、全国のそういうゆるキャラ大会に出られるぐらいのものができたらすばらしいだろうというふうには思っております。

考えはあるんですが、まずはどこから攻めるかという部分で、お金を出せば簡単に考えられるんでしょうけれども、その前に担当のところではいろいろなパンフレットも考えているので、まずはそのでき上がったものを今回皆さんにご提示をしていきたいというふうには思っております。

その後、後々まで使えるようないろいろなグッズ、もしくはゆるキャラを皆さんとともに考えて、提案できればというふうには思います。

○議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。村長のほうから、前向きなお答えをいただきましたけれども、やはり時期的にちょっと間に合わないので、時間をかけてでもいいですから、いろいろ小学生、中学生なり、そういった子どもたちの意見もそうですし、あとはやっぱり行政では見えない、そういう民間と村民の人たちとか、村外の人たちというのは、逆に私たちがわからない部分でいろいろないい意見やキャラクターというものは持っているんじゃないかなと思うんです。

それをやっぱり短い期間じゃなくて、ある程度時間をつくって、なおかつ村長が言われたように、ある程度、応募してみようかなと思ってもらえるような募集の仕方。ただ、記念品あげますよ、じゃなくて、お金でもいいですし、商品でもいいですし、何でもいいですから、やっぱり、ああ、採用されてよかったなと思えるようなそういった募集の仕方をしてもらえれば。

村外の、私ども、ほかの議員さんとも会ったりするんですけれども、ほかの議員さんがここにキャラクターのバッジとかをして、ほかへ行ってPRをしているんですよね。だからぜひとも、美浦村はああいうマークあったなかと覚えてもらえるような、愛されるようなものが出てくるように、いい形で募集というのを今後進めていってほしいと思います。

以上です。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 37ページの民生費の児童福祉総務費の中の8番、児童虐待防止対策緊急強化事業費の中での備品購入費の公用車購入費、これが説明を受けたときには、ネグレストの搬送に使うためという説明だったように記憶しているんですけども、この公用車はどのような車で、具体的にどのように使われているのか、それを教えてください。

それと、議案説明要約書の資料3の中の、これもやっぱり民生費の児童福祉費の中の児童虐待防止対策緊急強化事業費の中で、括弧の中の県から安心こども支援事業費補助金、補助率、その補助率の後が書かれていないんですけども、これは10分の10ということでしょうか、その点、よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、ただいまご質問のありました山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

こちらは、ページ37ページの児童虐待防止対策緊急強化事業費、公用車の購入費でございます。こちらについては、通常の車ということで見積もりをとって、この補正予算に計上をさせていただきました。こちらは、これからの購入になります。

それと、補助金の補助率でございますが、10分の10でございます。こちらの37ページは歳出の項目でございますが、歳入につきましては26ページをお開き願いたいと思います。26ページの款15の県支出金、項の2で県補助金となりまして、民生費県補助金、安心こども支援事業費補助金134万8,000円、こちらになってございます。

金額が、補助金が134万8,000円、歳出のほうは135万3,000円でございます。若干違ってきますのは、これは経費が、補助率の出し方が端数が切り捨てと。そういう関係で歳出と歳入の部分が若干違っておりますけれども、10分の10で間違いございません。

よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 車がどのような車かという質問に対して、通常の車とおっしゃられましたけれども、通常の車と言われても、余りにも漠然としていますので。

それと、どういう使われ方をしているのかという説明がなかったもので、その点、よろしく願いいたします。

○8番（林 昌子君） 議長、済みません、これは再質問ではなく、1回目の質問です。答弁漏れですので。

○議長（石川 修君） 1回目の質問、はい、了解しました。

○8番（林 昌子君） 回数に入れないで。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 車につきましては、1,000ccの普通自動車でございます。

○議長（石川 修君） 普通乗用車では。

○5番（山崎幸子君） セダン車みたいなものですか。

○保健福祉部長（浅野重人君） 通常の。

○5番（山崎幸子君） 車種は。

○保健福祉部長（浅野重人君） 車種はまだ決定されておられません。乗用車タイプの車でございます。

それと、どういう使い方をするかというご質問でございますが、こちらは児童虐待の部分で、そういう相談がございましたら、こちらから自宅に出向いて訪問相談とか、あと、緊急時に一時保護所への搬送を円滑的に行うための公用車の購入でございます。一時保護所といたしますのは、茨城県では水戸市にございます。こちらは県の施設でございます、茨城県の福祉相談センター、中央児童相談所こちらになります。水戸市の水府町にございます。

以上でございます。

○議長（石川 修君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） じゃ、今の説明で了解いたしました。

○議長（石川 修君） ここで、会議の途中ではございますけれども、暫時休憩といたします。再開時間は、11時25分といたします。

午前11時13分休憩

---

午前11時26分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 議案書の35ページです。民生費、社会福祉費の中で人権啓発活動再委託事業費とあります。60万円。歳入は、県の支出金ということで60万円ですから、10分の10ということになると思います。

それで、この内容については、需用費については啓発物品、講演会委託料に関しては、これはテレビにも出ている外国の方で有名な方だという説明を受けています。これと手話通訳委託料なんですけれども、人権啓発活動再委託事業費となっていますので、私も勉強不足なんですけど、何年に1回か、こういう委託事業があるのかと思われましてけれども、60万円の金額で人権啓発が行われるとはとても考えられません。

現代社会あるいは近代社会を通じて日本の社会は人権、権利意識というものについての考えが、自分の権利は主張するが、他人の権利を尊重しない、そういった傾向がますます日本社会に蔓延しているのかと考えています。そういった中で県の委託金という形で歳入があったからやるというものでなくて、これは継続的に、恒久的にやっていかなければ、日本の社会はさらにおかしな社会になっていくだろうと常々考えているところです。

そういった考えからいえば、美浦村の教育方針に貫かれている利己主義ではなく、人と

人がつながって助け合う利他主義的社会ということが貫かれています、その人と人がつながって助け合う社会ということ、人権意識というのはまた狭義の意味において違うような考えは持っています。

そこで、美浦村として、人権意識啓発ということについて、この県から委託された事業のみでなく、どのように今後行っていくのか、今現在行っているのかということをお聞きします。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、岡沢議員のご質問にお答えを申し上げます。

この人権啓発活動でございますが、今回は県の再委託事業ということでございますが、まず、毎年行っている人権啓発活動について申し上げます。

人権擁護委員、美浦村で3名いらっしゃいます。その方が中心となりまして、年に1回、中央公民館等の、またヨークベニマルさんをお借りしまして、人権啓発の活動ということでいろいろな物品を配布しまして、人権啓発活動をしております。また、人権擁護委員の方は、美浦村ばかりでなく、県の研修、またいろいろな地区に出かけまして、各市町村の人権擁護委員の方と協力しまして、人権擁護活動をしております。

今回の県から再委託されました人権啓発活動再委託につきましては、25年度、日立市、笠間市、鹿嶋市、取手市、筑西市、そして美浦村が委託された事業でございます。

事業の内容につきましては、美浦村では、講演会を実施をするということでございます。日にちが、12月15日（日）、美浦村の中央公民館におきまして、にしゃんたという方で、経済学博士、羽衣国際大学准教授ですか、あとタレントとか幅広い活動をされている方でございます。この方をお招きをいたしまして、人権についての講演会を開催をいたします。なお、この方は、そのほかにもNPO法人多民族共生人権教育センター理事でもございます。そういう関係で、今回人権擁護委員の方が協議をいたしまして、この方に講師を依頼したという経過でございます。

また、この人権活動につきましては、今回、講演会の中で、幅広く人権の講演がされると思いますけれども、美浦村が開催でございますので、幅広く村民の方に参加をいただきまして、この人権について理解を深めていきたいと考えております。人権活動については、以上でございます。

こういう講演会は、県の再委託事業でございますので来年はございませんけれども、来年度以降も同じように村として、引き続き、幅広く人権活動に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 今答弁された内容については、まず人権擁護委員会については、平成24年度の決算書を見ますと、1回だと思えます。6万幾らですから。この人権擁護活動の予算そのものが10万ちょっとの金額です。それで人権擁護委員会の方がお集まりにな

り物品を配ったとしても、また、今回の講演会があるにしても、一時的なものであって、やはりこの人権意識というものは村民に定着させなければならないことだと思います。

そこで、予算もそれだけの規模でありますから、これは美浦村の教育という形で今、教育方針になっている社会力という形で、さらに別の観点で人権啓発を継続して、学校でも社会教育でも行っていただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（石川 修君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） 1点だけ、先ほど申し上げました中で追加をさせていただきます。人権擁護委員の方、幅広く活動されている中で各学校に参りまして、学校の教師の方と人権についての意見調整をしております。これは、毎年夏休み前に、こちらから3名の方が各村内の小学校3校及び美浦中学校に出向きまして、会議を開催しているというところでございます。よろしく願いいたします

○議長（石川 修君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） まさかこっちに来ると思っていなかったんですけども、教育にかかわることですから。

私は、教育長になってから、「社会力を育てる、社会力を育てる」ということをずっと言ってきております。「人権教育」というような、そういうかたい表現だとなかなか浸透していかないんじゃないかというふうに思っております。そういうような人権教育だとか道徳教育だとか、また道徳教育も必修化するというような動きがありますけれども、そのようなことはせずとも、私は社会力をきっちり育てるということさえしていれば、そういう問題は全て片がつくというふうに思っております。

そんなことで、この秋もあちこちから社会力育てについての講演の依頼も受けておりますし、そういうところには、皆さんに、きょうも朝、事務局の方には、しばらくまた留守にすることが多いけれども、よろしくご協力くださいというようなお願いをしたばかりです。

つい先週の土曜日・日曜日も、京都の佛教大学で日本教師教育学会という各界の大会があつて、台風が近づいてきた中ですがけれども、私も出かけてきました。そこでの主なシンポジウムの主たる中身は、「いじめは根絶できるか」というようなことで、皆さんご承知の大津市の市長もそのシンポジウムに参加して、今、大津市はどういうようなことに取り組んでいるかというような議論が、また、その第三者委員会に参加した二人の委員の方も直接、話をしておりました。

そこでも、最終的に話題になったのは、私の名前をはっきりと示していましたがけれども、門脇先生がきょう見えていますけれども、門脇先生がおっしゃっている社会力というのが決め手だというようなのが結論になっている。人が人とつながって社会をつくっていく力、ほかの人のことをしっかりと理解する、わかる、その人の身になって物を考えることができる、その人の身になって自分の行動を決めることができるというようなことをしっかりと

と教育しさえすれば、人権教育だとか道徳教育だとか、さまざまなかた苦しい表現をせずとも、とにかく、人と人といいつながりをつくりましょうよ、というようなこと。

文部科学省もようやく、私に言わせれば、「ようやく」というふうに今、あえて言いたいわけですけども、この6月に第2期教育振興基本計画というのをつくって、その4番目に「絆づくり」、今後の教育の基本的な方向として、4つ目に、「絆づくりとコミュニティの活性化」という、今までの文科省の施策の中ではかなり異色の形だけでも、4つ目に「絆づくり」と、それを通した社会づくりをしっかりとやっていきたいと思いますというような芽出しをしているというようなことで、「絆」というのは人と人とのつながりということですから、美浦村の後追いをしているんじゃないかと私はあえて言ってますけれども、そういうようなことさえしていればいいんじゃないかと。

美浦村での教育でも、来年度から幼稚園から中学校まで12年間かけて社会力をしっかりと育てるといような、そういうプログラムを、カリキュラムをつくらうという作業を今進めています。一般質問のときにもちょっと言ったと思いますけれども、来年度から土曜日授業をするといような方針を文科省が固めたということですから、土曜日の授業を社会力を育てるといことで、「社会力育成化」といような名前を堂々と出しながらやっていくといようなことが必要なのは。

幼稚園から、早い時期からしっかりと、今、社会力といのは十ぐらいのブレークダウンをしています。幼稚園のときにはこれとこれ。小学校の低学年ではこれとこれ。高学年になったらこれとこれ、中学校になったらこれとこれ、といようなことでプログラムを立てる、カリキュラムを立てながら、中学校を卒業するまではしっかりと社会力を育てるといようなことさえしていれば、いじめの問題とかさまざまな問題は解消できるんじゃないかといようなことで、今進めているところです。

以上です。

○議長（石川 修君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいまの教育長の答弁の中で、人権とかいのかたい雰囲気ではなじまないとおっしゃいましたが、私はちょっと考えが違うんですけれども、日本人がヨーロッパを旅行すると、欧米人の権利意識の高さに驚くといことをよく聞かされています。人と人がつながって助け合うといことも同じような意味に思われるかもしれませんが、欧米人は生まれたときから権利といものを自覚される教育環境にあるのではないかと私自身は思っています。それを反論してもしょうがないので、以上で私の質問を終わります。

○議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） 議案書の31ページにあるかと思うんですけれども、交通安全施設整備事業費の中で44万1,000円といことで、議案説明要約書のほうでも説明があるん

ですけれども、美浦ゴルフ倶楽部の進入路について、センターラインを引き直しのためだということがあるんですけれども、美浦ゴルフ倶楽部から、村の道路からあっちへ入っていくと、2,200メートルというようなことでセンターラインということなんですけれども、実際に2キロもあるんだろかなとちょっと疑問に思ったもので、ただ確認のために質問をしました。

以上です。

○議長（石川 修君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 小泉議員のご質問にお答え申し上げます。

交通安全対策費の工事請負費のところの147万円の件でよろしいですか。

○12番（小泉輝忠君） いや、44万1,000円。センターラインの引き直しのそれが2.2キロなので。

○議長（石川 修君） 2,000メートルと言っていたけれども、それが2,000メートルあるのかということ。

○12番（小泉輝忠君） 果たしてあの距離が2キロかなというような、そこをちょっと確認してください。

○経済建設部長（増尾嘉一君） はい。この工事請負費なんですけれども、県道から美浦ゴルフ倶楽部のほうに曲がります。それから、美浦ゴルフ倶楽部を過ぎて、昔、俵屋さんというお店がありました。あそこまでを今回考えておりまして、あそこまでだと、区間としてはその距離はありませんけれども、中央の線とか、それから路側帯であるとか横断歩道の引き直しとか、全てを入れますとそういう距離になると。距離というか延長になるということでございます。

工事区間は、県道から昔の俵さんのところまでということで、今回考えております。

○議長（石川 修君） 小泉輝忠君に申し上げます。

先ほど質問を2回してございまして、今回も1回でございますので、トータル3回でございますので、質問はご遠慮願います。

そのほか質問のある方はどうぞ。質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第7 議案第10号 平成25年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第8 議案第11号 平成25年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第9 議案第12号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第10 議案第13号 平成25年度美浦村介護保険特別会計補正  
予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第11 議案第14号 平成25年度美浦村水道事業会計補正予算  
（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、会議の途中ではございますけれども、昼食のため、休憩といたします。

再開時間は、午後1時といたします。

午前 1 1 時 5 2 分休憩

---

午後 1 時 0 4 分開議

○議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の小泉輝忠議員の総務費の交通安全対策費の質問の中で、答弁の訂正がございますので、ここで訂正をさせていただきますけれども。

経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 午前中の一般会計の補正予算の中の説明で、交通安全対策費で美浦ゴルフ倶楽部の進入路から根火地区に向かってのセンターラインを含めての道路標示の説明の中で、どこまでですかという話の中で、旧の俵屋さんのところまでですという説明をしてしまいました。企画財政課との途中の協議の中で、予算的なこともあって、俵屋さんの前まででどうだろうかということがあって、その報告を受けていたもので、自分は、今回の予算はそこまでだということだと思っておりました。

今回、最終的に補正予算として上げさせてもらってある予算の中には、その俵屋さんを過ぎて、もう少し根火の地区のほうに向かって行きますと、見晴台地区の公民館がございますけれども、そのちょっと先のY字路のところまで、今回そのセンターラインを含めて道路標示のほうを引き直すと。消えている部分を補修をするというようなことでございますので、午前中の説明の中で、俵屋さんのところまでです、ということ削除をさせていただいて、その部分を、見晴台地区の先のY字路のところまで、というようなことで訂正をさせていただきたいと思っております。申しわけありませんでした。

○議長（石川 修君） 今、経済建設部長のほうから訂正、そして資料が提出されておりますけれども、それでご理解できましたでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） はい。

---

○議長（石川 修君） それでは、日程第12 議案第15号 平成24年度美浦村一般会計補正予算決算認定の件から、日程第18 議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、山本一恵君。

○決算審査特別委員長（山本一恵君） 平成24年度美浦村決算認定の7議案について、特

別委員会の審査報告をいたします。

当委員会は、平成25年9月10日本会議において設置され、同日、議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件から議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件の7議案が、委員会付託となりました。

特別委員会は、9月10日、9月17日の2日間、開催いたしました。

9月10日の特別委員会では、正副委員長の互選を行いました。

指名推薦により、決算審査特別委員会委員長に、私、山本一恵、副委員長に椎名利夫君が選任をされました。

9月17日の特別委員会では、議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件から議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件の7議案について審査を行いました。

審査の結果、議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件の全7議案は、全員賛成により、認定するものと決定いたしました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条第1項の規定により、報告をいたします。

○議長（石川 修君） 委員長報告が終了しました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略いたします。

これより、日程第12 議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定いたしました。

日程第13 議案第16号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定いたしました。

日程第14 議案第17号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定いたしました。

日程第15 議案第18号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定いたしました。

日程第16 議案第19号 平成24年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定いたしました。

日程第17 議案第20号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定いたしました。

日程第18 議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第19 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、小泉輝忠君。

○厚生文教常任委員長（小泉輝忠君） 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月11日午後2時より、委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者、茨城県教職員組合、高野富二男氏外48名、紹介議員は山崎幸子議員です。

委員より、これからの教育では、一人一人の子どもに丁寧な対応をとることは時代の流れであり、それに伴い、一学級当たりの学級規模、1・2年生のみならず、各学年に拡充

することは、各市町村でも推奨されていくことであろうという意見が出されました。

採決の結果、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、採択とすることに決しました。当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（石川 修君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択することです。

本案は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第20 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

小泉輝忠君。

○厚生文教常任委員長（小泉輝忠君） 先ほどは、教育予算の拡充を求める請願について、満場一致で採択されましたことに対し、敬意を表します。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石川 修君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定いたしました。

---

○議長（石川 修君） 日程第21 発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

下村 宏君。

○9番（下村 宏君） 発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書について、ご説明を申し上げます。

現在の道州制論議は、国民的論議がない中で、道州制のもとでの町村の位置づけや税制制度など、道州制が町村や町村住民にどのような影響をもたらすのか明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破し得るよう、変革の期待感だけが先行していると言わざるを得ません。

道州間の競争では、税源の豊かな東京や既にインフラが整っている地域が明らかに有利であり、一極集中が是正されるどころかますます加速し、地域間格差は拡大をします。現時点で住民に示す資料もないところでは、道州制導入に賛成できません。皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（石川 修君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決をし、議会の意見書として関係機関に送付することに決定いたしました。

ここで、会議の途中ですが、暫時休憩といたします。

午後 1 時 3 0 分休憩

---

午後 1 時 4 5 分開議

○議長（石川 修君） 休憩前に続きまして、会議を開きます。

議事に入ります前に、都合により、副議長に議事の進行をお願いしますので、本席を副議長と交代をいたします。

〔議長石川 修君退席、副議長林 昌子君着席〕

○副議長（林 昌子君） それでは、しばらくの間、議長の職務を務めさせていただきますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

本日、議長、石川 修君から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。事務局。

〔追加日程配付〕

---

○副議長（林 昌子君） 追加日程第 1 議長辞職の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、石川 修君の退場を求めます。

〔議長石川 修君退場〕

○副議長（林 昌子君） それでは、辞職願を朗読いたさせます。

事務局長。

〔辞職願朗読〕

○副議長（林 昌子君） お諮りいたします。

石川 修君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、石川 修君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

石川 修君の入場を許します。

[13番石川 修君入場]

○副議長（林 昌子君） 石川 修君にご報告いたします。

議長辞職の件につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで、石川 修君にご挨拶をお願いいたします。

○13番（石川 修君） それでは、一言、皆様方に御礼を申し上げたいと思います。

執行部の中島村長を初め各部・次長さん、課長さん、そして同僚議員の皆様方には、2年間大変な協力をいただきまして無事任務をできたというふうに思っておるところでございまして、この席を借りまして厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

私も2年前、議長ということでやってまいりました。この2年間、沼崎議員会長を中心に議会改革を進めてまいりましたが、きょう、この後、新しい議長さん、副議長さんが決まると思いますけれども、引き続き、議会改革の火をつけたまま、皆さんとともに、私も一議員として議会改革に努めてまいりたい、そのように考えておるところでございませぬ。

また、任期途中で富田隆雄君が亡くなってしまいまして、私も同級生といたしまして大変心を痛めたところでございますけれども、今月の26日に、我々、今は彼岸の入りでございますけれども、彼岸はちょっと皆さん用事があるようでございまして、26日の日に墓参りをして弔いたいというふうに考えてございます。

そういうこともありまして、これからは、議長選挙が終わりましたらノーサイドということでございます。そして、皆さんとともに、1万7,000余りの村民の付託に応えるために私も一議員として頑張る所存でございますので、よろしくお願いを申し上げまして、甚だ粗辞ではございますけれども、御礼の言葉にかえさせていただきます。

本当にありがとうございます。（拍手）

○副議長（林 昌子君） お疲れさまでございました。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。事務局。

[追加日程配付]

○副議長（林 昌子君） 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法は、投票にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

これより、選挙を投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（林 昌子君） ただいまの出席議員は、13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、4番椎名利夫君、5番山崎幸子君、  
7番山本一恵君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

事務局。

〔投票用紙配付〕

○副議長（林 昌子君） 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 昌子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

事務局。

〔投票箱点検〕

○副議長（林 昌子君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1番 塚 本 光 司 議員

2番 岡 沢 清 議員

3番 飯 田 洋 司 議員

4番 椎 名 利 夫 議員

5番 山 崎 幸 子 議員

7番 山 本 一 恵 議員

8番 林 昌子 議員  
9番 下 村 宏 議員  
10番 坂 本 一 夫 議員  
11番 羽 成 邦 夫 議員  
12番 小 泉 輝 忠 議員  
13番 石 川 修 議員  
14番 沼 崎 光 芳 議員

○副議長（林 昌子君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 昌子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4番椎名利夫君、5番山崎幸子君、7番山本一恵君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔4番椎名利夫君、5番山崎幸子君、7番山本一恵君立ち会いの上開票〕

○副議長（林 昌子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち、

下 村 宏 君 8票

小 泉 輝 忠 君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。

よって、下村 宏君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（林 昌子君） ただいま、議長に当選されました下村 宏君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました下村 宏君に、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（下村 宏君） ただいまの議長選挙におきまして、多くの議員各位のご支援をいただき、議長に当選をさせていただきました。まことにありがとうございました。

もとより浅学非才な上に、議長・議員経験も少ない私でありますけれども、皆様のご指導とご協力をいただき、議員・議長を全うしていきたいというように考えております。

これまで議員が一丸となって進めてきました議会改革を、これからも歩みをとめること

なく進めていきたいというように考えております。ぜひ早期に議会基本条例の制定を見たいというふうに考えておりますので、議員皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

また、美浦村のさらなる発展と、個々の主役であります村民のための政治に邁進をしていきたい。議会においては、公平、公正な立場で円滑な議会運営をしていくように進めたいというふうに考えておりますので、本日ここにご臨席の議員各位、中島村長初め執行部の皆様には、今後ともより以上のご指導とご鞭撻を賜り、議会と執行部とがスムーズに運営ができますようによろしくをお願いをいたしまして、簡単ではありますが、挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（林 昌子君） これで、議長の職務を終わらせていただきます。

ご協力、ありがとうございました。（拍手）

本席を、新議長と交代いたします。

〔副議長林 昌子君退席、議長下村 宏君着席〕

○議長（下村 宏君） ただいま、議長の職務に就任をいたしました。

議員各位、村長初め執行部の皆様方には、改めてご支援、ご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、ここで、暫時休憩をいたします。

2時25分に再開をいたします。よろしくをお願いいたします。

午後2時11分休憩

---

午後2時29分開議

○議長（下村 宏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 日程第22 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま選任いたしました各常任委員の方々には、休憩中、直ちに正副委員長との互選を行い、その結果の報告を願います。

総務常任委員会は正副議長室、経済建設常任委員会は議員控室、厚生文教常任委員会は委員会室に招集いたします。

会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

午後 2 時 3 0 分休憩

---

午後 2 時 3 7 分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど各常任委員会が開催され、各正副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

総務常任委員会では、委員長に石川 修君、副委員長に山本一恵君。

経済建設常任委員会では、委員長に羽成邦夫君、副委員長に小泉輝忠君。

厚生文教常任委員会では、委員長に椎名利夫君、副委員長に山崎幸子君。

以上です。

---

○議長（下村 宏君） 日程第23 議会運営委員の選任を行います。

お諮りをいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました議会運営委員は、休憩中、直ちに正副委員長を互選し、その結果の報告をお願いします。

議会運営委員会を正副議長室にて招集をいたします。

会議の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。よろしく申し上げます。

午後 2 時 3 9 分休憩

---

午後 2 時 4 2 分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会において、正副委員長が互選されましたので報告をいたします。

委員長に、沼崎光芳君。

副委員長に、羽成邦夫君。

以上です。

会議の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。

午後 2 時 4 3 分休憩

---

午後 2 時 5 3 分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に選出されております私、下村 宏が、美浦村議会議長に就任したことにより、同組合議員を辞職いたしましたので、同組合議員に欠員が生じました。

この際、選挙第2号 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程を追加し、追加日程第3として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について、追加日程第3として選挙を行うことに決定をいたします。

追加日程を配付いたします。事務局、お願いします。

〔追加日程配付〕

---

○議長（下村 宏君） 追加日程第3 選挙第2号 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を行います。定数は1名です。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたします。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、飯田洋司君を指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました飯田洋司君を、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、飯田洋司君が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました飯田洋司君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました飯田洋司君にご挨拶をお願いをいたします。

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（飯田洋司君） ただいまの皆様のご推選、まことにありがとうございました。

何分初めての仕事なので、前回、今までやらせていただいていた厚生文教と同じように、初心忘れず、まじめに、美浦村議会に恥じないようにやりたいと思いますので、今後とも皆様のご指導、ご支援、よろしくお願ひします。挨拶にかえます。（拍手）

○議長（下村 宏君） それでは、暫時休憩といたします。

3時5分に再開をいたします。

午後2時58分休憩

---

午後3時05分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま美浦村監査委員に選出されております私、下村 宏が美浦村議会議長に就任したことにより、同監査委員を辞職いたしましたので、同監査委員に欠員が生じました。

この際、議案第22号 監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4とし、選任を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として選任を行うことに決定をいたしました。

追加議案の配付をいたします。事務局。

〔追加日程配付〕

---

○議長（下村 宏君） 追加日程第4 議案第22号 監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第22号の監査委員の選任についての提案理由をご

説明申し上げます。

議会議員から選任しておりました下村 宏氏から辞職の申し出があり、これを承認しましたので、議会選出監査委員が欠員となっております。

つきましては、次期の監査委員として石川 修氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

慎重審議の上、同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） ここで、地方自治法第117条の規定により、石川 修君の退場を求めます。

〔13番石川 修君退場〕

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、石川 修君の除斥を解き、入場を許します。

〔13番石川 修君入場〕

---

○議長（下村 宏君） 日程第24 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りをいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり、調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

〔「局長」と呼ぶ者あり〕

○14番（沼崎光芳君） 報告はしないんだっけ決まったやつ。

○議会事務局長（北出 攻君） これは議案ですから。

○14番（沼崎光芳君） 議案だからないのか。挨拶もなしですか。

- 議会事務局長（北出 攻君） はい。
- 14番（沼崎光芳君） わかりました。
- 議長（下村 宏君） それでは、先に進みます。

---

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。  
これで、本日の会議を閉じます。  
以上をもって、平成25年第3回美浦村議会定例会を閉会をいたします。  
ご苦労さまでした。

午後3時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 石川 修

美浦村議会副議長 林 昌子

美浦村議会議長 下村 宏

署名議員 塚本光司

署名議員 岡沢 清

署名議員 飯田洋司

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

平成25年9月10日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	山本一恵君
副委員長	椎名利夫君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	山崎幸子君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	坂本一夫君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	石川修君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	北出攻
書記	浅野洋子
書記	糸賀一欽

午後2時40分開会

○議会事務局長（北出 攻君） それでは、ご苦労さまです。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美

浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、坂本委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（坂本一夫君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選までご協力よろしくをお願いいたします。

本日の会議を開きます。

---

○臨時委員長（坂本一夫君） ただいまの出席委員数は、13人でございます。

ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

---

○臨時委員長（坂本一夫君） これより決算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法により、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、山本一恵君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、山本一恵君が委員長に当選されました。

ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

---

○委員長（山本一恵君） それでは、再開いたします。

これより、決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 指名推選とのことでございますので、決算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） ご異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） ご異議なしと認め、椎名利夫君を副委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） ご異議なしと認めます。

よって、椎名利夫君が副委員長に当選されました。

---

○委員長（山本一恵君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は9月17日午前10時から開催しますので、よろしくお願いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時43分散会

# 美浦村議会決算審査特別委員会

(第 2 号)

平成25年9月17日 開議

## 1. 審査案件

- 1) 議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件
- 2) 議案第16号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件
- 3) 議案第17号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件
- 4) 議案第18号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件
- 5) 議案第19号 平成24年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件
- 6) 議案第20号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 7) 議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件

## 1. 出席委員

委員長	山本一恵君
副委員長	椎名利夫君
委員	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	山崎幸子君
〃	林昌子君
〃	下村宏君
〃	坂本一夫君
〃	羽成邦夫君
〃	小泉輝忠君
〃	石川修君
〃	沼崎光芳君

## 1. 欠席委員

なし

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	長	門脇厚司君

総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	増尾嘉一君
教育次長兼学校教育課長	増尾正己君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	石橋喜和君
税務課長	増尾利治君
収納課長	高橋利夫君
住民課長	武田すみ江君
会計管理者兼会計課長	大竹美佐子君
福祉介護課長	秦野一男君
健康増進課長	堀越文恵君
国保年金課長	桑野正美君
保育所長	川崎記子君
都市建設課長	池延政夫君
経済課長	中澤真一君
生活環境課長	糸賀正夫君
上下水道課長	青野道生君
生涯学習課長	飯塚尚央君
幼稚園長	小泉俊子君

---

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	北出攻
書記	浅野洋子
書記	糸賀一欽

---

午前10時00分開議

○委員長（山本一恵君） 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席委員数は、13名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第15号から議案第21号まで、各会計の決算認定7議案となっております。なお、執行部からの説明は、議案上程の際にいただいておりますので省略いたします。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、決算書のページ数及

び科目名を示してから簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用してはっきりと発言するようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

---

○委員長（山本一恵君） 議案第15号 平成24年度美浦村一般会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

私は中に入る前に、今現在、予算書は企画財政課、決算は会計課のほうと分担されているかと思うんですけども、この予算書と決算書、横長・縦長で書式が違いますよね。この書式のこととちょっとひとつ、先にご質問させていただきたいのですが、近隣を確認しましたところ、皆さん、予算書も決算書も同様式で実際行なっているんですね。ですので、このように違ってしまった経緯というのは何か意味があるのかどうなのか、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林委員のご質問でございますけれども、大変申しわけございません、決算書がいつから縦になったかということがちょっと、その切りかえ時期のことがわかってございません。そして、どうして縦型にしたかということも、ちょっと今の段階でご回答できませんので、ちょっと調べて、後で回答を差し上げたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） じゃ、経緯のほうは後ほどということですが、私たちが決算をひもとくに当たり、やっぱり予算書をもとに勉強させていただくんですけども、やはり様式が同じほうが、ページ数も類似する部分とか見やすさというものがあります。ですので、近隣も同じ様式でやっておりますので、縦長か横長か統一をできるかどうかということをお伺いいたします。

○委員長（山本一恵君） 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林委員のご質問でございますけれども、近隣がそういう形で横の形式でやっているということであれば、それは本村でも可能なのかなと思っております。

ただ、もともと横だったかどうかちょっと私も不明確でわかりませんが、それをもし縦にしたときには、何か利点があってそういうことをしたのかなというところもございますので、その辺は一度確認をさせていただいて、後で回答させていただきたいと思

ます。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ありがとうございます。ちなみに、阿見町では数年前に横に統一したということで、よその自治体は、大体縦で統一されているようでございます。決算書方式ですね。

○総務部長（岡田 守君） 決算書方式に今現在も。

○委員（林 昌子君） 稲敷市も阿見町、河内町とか。

○総務部長（岡田 守君） 縦になっているわけなんですか。

○委員（林 昌子君） 阿見町は予算書方式で、ほかの自治体は縦で、決算書方式でやっているようでございます。確かに縦と横のほうが、私たちが管理するには、決算書、予算書と、見分けはつくんですけども、ただ、見るのにはやっぱり同一のほうがいいかなと思いましたが、よろしくをお願いします。

あと、もう一つ追加でございますが、前も同僚議員が質問したことが数年前にあったかと思うんですが、款・項・目ですね。目は何ページにも多岐にわたる場合に、どうしても数字があったほうが見やすいというものがありますので、その目の部分、ページ数が2ページ、3ページ、4ページとまたがる目がある場合、そのページの頭に例えば、52ページでもいい。

今、たまたま見たところなんですけれども、48ページに、総務の総務管理費、一般管理費で目が1になりますけれども、次のページ、50、51、52、53、54ページまで、1の部分が、目の1が継続いたします。こういうところも、52ページとか50ページのところの、目のところに数字があると見やすいのかなと思うので、その検討もお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（山本一恵君） 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） そのページの振り方というのは、問題なくできると思いますので、それについては今後、そのように改正をさせていただきたいと思います。

○委員（林 昌子君） お願いいたします。

○委員長（山本一恵君） ほかにありませんか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） じゃ、私のほうからは決算書の145ページの07番の雑草除去委託事業費で、これの13委託料の草刈除去委託料、これが650万1,013円になっています。それで、これの、その土地の所有者のほうからもらう金額が決算書41ページの中ほど、5番の雑草除去受託料、これは平米当たり90円でいただいて、855万2,790円で、これは、土地の所有者から地権者からもらうのが850~860万円もらって、そして、草刈除去の委託料が支払いが650万ということですね。この差額は、そうするとどうなるんでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） では、今の山崎委員さんにお答えいたします。

その差額なんです、うちのほうの事務費として使うようになっております。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 事務費がそれだけの金額がかかるということですか。この差額分くらいの。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 済みません、内容的にちょっとわからないので、詳しくそこはもう一度調べてきます。申しわけないです。ちょっとお待ちください。よろしくお願ひします。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） じゃ、後ほど回答、よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本一恵君） じゃ、今の件は後ほど回答ということ。

次の質問、お願ひいたします。ありますでしょうか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の67ページです。真ん中より下の14番被災地域情報化推進事業費として、委託料、業務委託料、自治体クラウド導入コンサルティング業務委託料、これは昨年9月の補正予算で上がったものだと記憶していますが、決算額から見ると、予算をほぼ使い切っているわけですけれども、決算時での進展状況を簡潔に教えていただきたいと思ひます。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの被災地域情報化推進事業費の進展状況でございますが、富士通マーケティングのほうと業務委託契約を結びまして、そちらのほうとコンサルティングのほうを行ってございます。

ただ、事業としましては、今年度繰り越しをいたしまして、25年度の。

失礼しました。ただいまではなくて、クラウドのことになりますので、ちょっと確認をしましてすぐお答えしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（山本一恵君） 今、調査、調べるということで、今ですね。はい。

じゃ、先に進めていきたいと思ひます。

じゃ、担当の課長がいないので、それ以外の質問をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 担当課長がいるところということで、149ページの一番上のほうで、18の備品購入費で放射能測定器36万1,200円ですか。機器の購入はいいんですが、このごろ放射能関係、余り騒がなくなっちゃいまして、現在の状況とかはどうなっているかちょっと教えてほしいんですよ。活動状況というか。

○委員長（山本一恵君） 済みません、生活環境課長なので、後でお願いします。

羽成委員。

○委員（羽成邦夫君） じゃ、私からは、民生費のほうで、ページは99ページですか。予算書のほうでは77ページ、保守点検委託料20万8,000円となっていますけれども、こちらの在宅福祉事業費の中では、その保守点検委託料が見当たらないので、これはどこに入っているのかお尋ねをいたします。

それとも一つ、済みませんけれども、きのうあった敬老会ですか、それに一応慰労金として村のほうから2,000円をやっていますけれども、見てみると、10月1日から来年の3月まで使えるというようなことになっているんですけども、何だか私も今、区長をやっている、何で10月1日からなんだ、というようなことがちょっと多いので、その辺を含めて。できればせつかなので、きのうだったら9月16日にあげて家族で祝うとか、その足しにするとか、そういう形もできるんじゃないかなと思うんですけども、その辺ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 羽成委員の1つ目の質問がちょっとわからないんですけども、2点目の敬老会のクーポン券ですよね。クーポン券に関しましては、美浦村商工会でやっています地域サポートクーポン券にあわせてやっているものでございまして、確かに1カ月程度の空白期間がございまして、これはどうしても商工会のほうで半年という期間がございまして、それにのっとってやっているものでございまして、敬老の皆様にはご了解を願いたいと思っておりますのでございまして。

○委員長（山本一恵君） 羽成委員。

○委員（羽成邦夫君） 今、課長さんのほうからそういうご説明ありましたが、商工会のほうへちょっと行って調べたら、商工会のほうでは、時期とかそういうことはもう大丈夫ですよと、だから村のほうから指示しているのかなというような感じがしたので、ちょっとそういうところを。商工会はちょっと調べたら、いつでもいいですよと。

○委員（石川 修君） それは、実行委員長に。

○委員（羽成邦夫君） でも、いつでもいいと言ったよ、聞いた人は。

○委員長（山本一恵君） 済みません。

○委員（羽成邦夫君） 済みません。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） これは、商工会でそういう答弁はしていないはずですよ。これは私が実行委員長ですから。6カ月というのは、前払い式証票の規制等に関する法律ですか何かそういうようなあれがあって、年間通してやるということになると課税対象になるということで、そういうことで期限を切っております。

確かにそういう部分は、8月の末に配って10月2日からしか使えませんよというのは、地域サポートクーポン券が10月から来年の3月末日まで6カ月間ということでやっていますので、そういうことを文書の中にも多分入っていると思うんですけども、商工会での、役場から早目にしてくだされれば協力できます、というのはちょっとないはずです。

執行部じゃないので、私は商工会の地域サポートクーポン券発行の委員長としての答弁ですから、その辺だけ間違わないでください。

○委員長（山本一恵君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは私のほうから。議長が今、クーポン券事業の委員長ということでやっておりますけれども、この事業は、牛久市がこの辺では一番早くやったんですけれども、美浦村は牛久市に見習って導入をしました。

このときに、やっぱりその制度上、半年以上は継続してはだめですという一つの、クーポン券を発行する中の金銭の部分としてのもので、6カ月以上はだめですということがあって、6カ月。実際一般の方は、12月1日から3月31日までだと思います。よそでは、6カ月以内ということで2回売り出しを出しているようなところもあると思います。これは、商工会のほうの説明は、村のほうでやっていただければいつでもいいですよ、というのは、これは違うと思います。

○委員長（山本一恵君） 羽成委員。

○委員（羽成邦夫君） 今の村長と議長の話は、6カ月ということはわかりましたけれども。それを切り離して、敬老会は村から一応お金も出して、商工会のほうにそういうものをつくってもらおうということで頼んでいると思うので、その辺を9月1日から2月28日までとかそういう形にはできないのか、その辺はちょっとこう。

○委員長（山本一恵君） 村長。

○村長（中島 栄君） これは商工会の地域サポートクーポン券事業の中の一環としてやっているのですが、別枠で敬老会用という部分でやると、新たに印刷費から何から全部かかってしまうというふうになりますので、なかなか。そのクーポン券をやる以前は、多分1,000円ぐらいの商品しかお祝いに出せなかった。これについても、区長さんがそれぞれ敬老者全員に配って歩くということで、その品物については、毎年、敬老者の方から物議を醸し出して評価をいただいているところだったものですから、これは商工会のクーポン券事業にのっとなって、一緒に村内で使えるものであればいいでしょうということで、1,000円の部分をちょっと値上げをして、今は2,000円出しているのかなというふうに思いますけれども、今、1,000円では、かえって敬老者の方に持っていったら怒られそうな気がします。そういうこともあるので2,000円ということで。

たまたま、これを使わないでしまうお年寄りの方がいるということで、多分10月からは、使えるようにして、早目に使っていただくという部分で、通常のクーポン券よりは、使うのがちょっと早いんです。これを大事にしまって、とうとう3月までに換金をしないと

というのが決算のときに出ていると思うんですけれども、何万か出てきているみたいです。そういうこともあるので、その辺は少し考える余地があるのかなというふうに思いますけれども、クーポン券のその期日については、3月31日を考えて、10月からということで、ひとつご了解いただきたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 羽成委員。

○委員（羽成邦夫君） 今の村長の説明で、そちらのほうはよくわかりました。

聞かれたときには、商工会のほうのクーポン券とあわせてやるので、費用もそんなにかからないから出していると。今のはわかりました。

それで、もう一つのほうの保守点検のほうのを、ひとつ済みません。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 先ほどの1点目の質問ですけれども、予算書の77ページでよろしいのでしょうか。

○委員（羽成邦夫君） はい、そうです。

○福祉介護課長（秦野一男君） 何番でしょうかね。

○委員長（山本一恵君） 羽成委員。

○委員（羽成邦夫君） 13番の委託料で02保守点検委託料、20万8,000円。それが、この決算書のほうでは、どこへどういうふうに行っているのか、ちょっと済みません、お願いします。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 予算上では、緊急通報システムの保守管理委託料ということで上げてございますけれども、この緊急通報に関しては、稲敷の広域消防との直結の連絡になっていますので、予算には上げてございますけれども、通常、消防署のほうからの連絡というか直通になっていますので、故障とか何かあれば、すぐこちらに連絡が来ることになっていますから。

本来ですと、NTTさんに委託しまして、全機の保守点検をやらなければならないところなんですけれども、これで20機程度の予算を組んだんですけれども、先ほど言ったように、消防署との連携になっていますので、実際は支出はしておりません。

○委員長（山本一恵君） 羽成委員。

○委員（羽成邦夫君） 今、支出はしていないということですがけれども、その支出していないお金のほうは、どこへ、そのお金のほうは。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 残金に関しましては、委託料の不用額ということになります。

○委員（羽成邦夫君） はい、わかりました。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） それでは、先ほどの岡沢委員のご質問にお答えしたいと思います。

被災地域情報化推進事業費の委託料でございます。これにつきましては、富士通マーケティングのほうと業務委託契約のほうを結んでございます。

目的としまして、東日本大震災より停電や断水等の被害が発生した美浦村で、特に庁舎については、一時的に庁舎内への立ち入りを禁止したり、現在でも庁舎の耐震性に問題がある状態となっているため、庁舎内のサーバー室に設置している基幹系システムについて、安全安心なシステムの運用が危ぶまれている状態にありますので、災害に強い基幹系システムを構築するため、基幹系システムのサーバー類を強固なデータセンターに移設するとともに、将来、共同利用を見据えて汎用的なパッケージシステムを導入する予定でございます。

また今後、調達に当たり、第3次L G W A Nの活用をしたバックアップ体制やマイナンバー制度への効率的な対応の調査研究に取り組んでございます。

本事業では、基幹系システムのクラウド化に向けた自治体クラウド化計画及びクラウド化システムの導入に向けた調達仕様書の作成等を行うことで、将来的に基幹系システムをクラウド化に移行し、住民サービスの継続性を確保した安全安心なシステムを構築することを目的として、コンサルティング業務をいたしてございます。

以上でございます。

○委員長（山本一恵君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） この件に関して、昨年の9月議会で、その導入費用については見込まれているのかという質問をさせていただきました。

それについては、導入費用についてもコンサルティング業務の一環ということであれば、9月議会でお答えいただく必要はないということを述べさせていただきましたけれども、これまでの業務の中で、導入費用とかそこら辺は、ある程度は煮詰まっているのでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） 導入費用については、まだ煮詰まってございません。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 先ほどの山崎委員さんの質問にお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、事務費に充てておりまして、残りを人件費のほうに充てております。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） わかりました。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 済みません。あと、いない間に椎名議員さんより質問がありましたので、お答えいたします。済みません。

○委員長（山本一恵君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 放射能対策室がまだ、いないところでしゃべっちゃいましたので、人事異動の何もよく見ていなかったもので申しわけありませんでした。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 済みません。そこで、毎週水曜日、うちのほうで、はかっておりまして、0.1のところを前後して、今、推移していますので、落ち着いております。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 済みません。ちょっと先ほど雑草除去の件で、了解しましたと言ったんですけれども、もう1点。

じゃ、この差額の200何十万かのお金、これは事務費と人件費ということですから、その内訳をお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） ちょっと詳しい内容はわからないので、そこを調べてきます。済みません。

○委員長（山本一恵君） そのほか質問ありますか。生活環境課長以外の質問でお願いします。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、ちょっと2点ほどお伺いします。

135ページの下の方の公衆衛生事業費の中の在宅当番医制運営委託料、これが平成23年度では40万円だったのかな。それで、24年度で48万円となっていますけれども、この8万円というのは値上げということなんでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 健康増進課長。

○健康増進課長（堀越文恵君） 今の在宅当番医制度運営委託料の件についてお答えいたします。

これにつきましては、1回4万円ということをお願いしております。今回、美浦村の当番、はたかわ医院さんと美浦中央病院になりますが、こちらで2回分ほど多く年間当番医をなさったということなので、4万円×2回分の8万円が多くなっているところがございます。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 2回多かったということで、了解いたしました。

それと、あと1点ですけれども、事業報告書の46ページ、よろしいでしょうか。

ここの中ほど、エの「各種証明等」の中で、有料道路障害者割引というのが90件と、NHK放送受信料減免申請、これが2件。有料道路障害者割引というのは、これはどのような

なものなのか。障がい者の該当者が有料道路を使うときに、そのたびに申請をするものなのか、それとも、一度、障害者ですということ、この有料道路を使いますという証明書をもったら、それが1年間使えるものなのかということと、それと、NHKの放送受信料の減免は、対象者はどういう方が対象なのか。ということと、その有料道路の割引と受信料の減免の障がい者の人たちへの周知方法はどのようになっているか、よろしくお願いたします。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 今の有料道路の障がい者の割引なんですけれども、こちらの周知は、通知で差し上げてございます。障害者手帳を持っている方に対しての高速の割引となっております。

それから、NHKの受信料免除なんですけれども、こちらの対象につきましては、NHKからその資料が来てございまして、その中で申請があったものに対して証明を行っているというものでございます。障がい者とか独居の方が対象となっております。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） NHKのほうなんですけれども、先ほど、NHKから資料が来て、ということでしたけれども、その資料というのはどういう。この地区はその受信状態が悪いですよ、だから、ここが該当しますよというようなことなのか。

それとあと、有料道路障害者割引なんですけれども、これは、障害者手帳を発行するときとおっしゃっていましたがけれども、それで、じゃ、その本人が自分は有料道路を使いたいからということ申請をするのか。

この障害者手帳交付人数は481名いますけれども、それが、この中の90件だけというのは、どういうふうになって。申請は、だから個々の、有料道路を使いたいから申請したいというだけのものなのか、その辺をお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 申請に当たっては、当然個人申請となっておりますので、その方が利用する場合に割引をされるということでございます。

それから、NHKのほうの減免なんですけれども、対象者はこれだけいますよというようなことで来るんですけれども、その中で絞られていきまして、申請があったのは2件ということでございます。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） NHKの受信料減免のほうは了解いたしました。

有料道路障害者割引のほうなんですけれども、その割引申請があったものに関してというのは、その後、1週間以内に有料道路を使いますからということ、その都度申請をするのか、それとも1年間有効なものを申請するのか、その辺よろしくお願いたします。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） その都度その都度の申請ではございません。1年か2年かというのはちょっとお時間をいただきたいと思います。済みません。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうすると1年か2年、結構長い期間ですよ。そうすると、その中には使うかどうかわからないという人もいるけれども、一応申請をしてもらっておくということですね。

そう考えると、これは全員がその割引の証明書もらったほうがいいような気がするんですけども、全員にそれを出すということは不可能なんですか。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 対象者に関しましては、当然申請あった方のみということで受け付けはしております。申請書を陸運事務所のほうに出すんですけども、それで許可をもらうということになります。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、その使う側としては、使っても使わなくても、とりあえずそれをもたらしておけば、使うときに割引が受けられるということで、その辺。だから、それを知ればみんなそれはもらっておきたいと思うと思うんですよ。それを申請が来た者だけということは、そうすると周知がきちっとされていないんじゃないのかなと思うんですけども、その辺をお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） ちょっと今、資料を持っていないんですけども、対象者に関しましては、多分制限があると思うので、そちらもあわせて後ほど回答させていただきます。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 先ほどの質問にお答えいたします。

雑草除去委託料が686万3,000円です。それに人件費が169万円です。それを足しまして、855万3,000円です。以上です。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうすると人件費もそこから出しているということは、これを委託する人というのはその年によって違ってくると思うんですけども、これは委託する人が少なければ、この入ってくるお金というのもしよくなりますよね。その少なくなったときには、人件費のほうは、ほかから用立てるということですか、

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 今の質問なんですけど、人件費はその余った分だけ入れるようにしています。以上です。

○委員長（山本一恵君） 経済建設部長。

○**経済建設部長（増尾嘉一君）** 草刈りの委託事業なんですけれども、基本的には個人の財産であるその宅地、分譲地で、遠方で草刈りができない方の分を、村が委託を受けて草刈りを実施しているという事業なもので、基本的には、本来であればそれに関する業務をやっている人件費は全てそこから充てるべきだと思うんですよ。本来であれば、個人の財産を管理しているわけですから、本来個人でやってもらえばいいものを村が代行してやっているわけで、そこにかかわる職員の人件費というのは、本来であればその個人の方からいただく委託料で全て充てていくのが、その事業の本来の形であると思うんですよ。

ところがその一部しか、実際169万円ということですから、大体職員というのは、ずっと1年間その業務に携わっているわけではないんですけれども、大体2名体制です。主にそれに携わっている人と、それを補佐する人ということで2人体制で1つの業務というのは大体やっているんですけれども、その2名の人件費の一部に充てているということで、その人件費というのは全て、一般財源で当初は予算化してあります。

その年々によって当然、申し込む人の人数も違いますから、人件費に充てられる分というのは多少の増減はあるんですけれども、その人の人件費の一部として充当させてもらっているということで、本来であればその2名の方が、その業務で、全体の何分の1かその業務に携わっているわけで、その割合を出して、しかもその人件費プラス作業の委託料、これをトータルしたものがその草刈り事業の総事業費になるわけで、それを今度、地主の方、委託される方に請求するのが本来のやり方だと思うんですけれども、それを毎年毎年やることはちょっと不可能ですから、毎年毎年その委託料として作業委託を業者にした残りの分の一部、それをその業務を担当している職員の人件費に充てさせてもらっているということです。

それと、ちょっと話が違ってしまいかもしれないんですけれども、この事業で、山崎委員、ちょっと質問の趣旨がこういう趣旨かどうかかわからないんですけれども、その人件費に充てられる分を、職員の人件費であればもっと委託料を安くできるのでないでしょうかという趣旨もあるのでしょうか。それはございませんか。

○**委員長（山本一恵君）** 山崎委員。

○**委員（山崎幸子君）** そうですね。草刈りをして、業者に依頼をするわけですよね。その職員2名という、2名は何をするんですか。

○**委員長（山本一恵君）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（増尾嘉一君）** 当然、通知を発送したりします。郵送でそれはやりとりしますから。あと、当然お金が入ってきたときの事務処理でありますとか。

当然その通知を発送したときというのは、電話がたくさん入ってきます。窓口にもいっぱい来ます。何でやるしかないんだ、みたいな話で来ますから、その対応でありますとか、そういうことで、その草刈り、年に2回ありますけれども、その時期には、その2人についてはかなりの業務量をそちらに取られてしまうと。

ということで、1人の方が来ると、窓口に来た方というのは1時間以上もいろいろなことで話されてきますから、草刈りの時期には結構な時間、職員はその業務に当たっているという状況でございます。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） わかりました。

あと1点、決算書の147ページの中ほどよりちょっと下の03番の公害対策事業費の中の公害関連苦情処理委託料、これはどこに委託しているのかと、どのような苦情処理をしているのかをちょっと教えてください。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） これにつきましては、工場とか、工場廃水とかいろいろなそういう公害に対しまして委託業務を行う。もし何かがあった場合に、公害で何かが出た場合にやる委託料なんですけれども、その5万5,000円の内容もですかね。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 金額はさほどあれなんですけれども、それをどこに委託をしているのかと、どのような苦情があって、どういう処理をしているのかということをお聞かせください。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 02の水質検査委託料は、水質、高橋川とか霞ヶ浦とか清明川、そういうところの水質検査の委託料です。これは、三菱マテリアルという会社に委託しております。

○委員（山崎幸子君） 公害のほうは。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 公害のほうはちょっとわからないので、これだけは調べてきます。申しわけないです。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課関係の質問は今ちょっといないので。

山崎委員、じゃ、今のいいですか。はい。

じゃ、ほか、質問ございますか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の73ページです。目13からこのページはすべて基金の決算状況を示していますが、ちょっと不用額についてお尋ねします。

具体的には、陸平基金費なんですけれども、この陸平基金というのは、歳入のほうでは寄附金のほうで、ゴルフ場の利用者から一定額いただいたものを基金に積み立てることだと思うんですが、私のこれまでの認識ですと、いただいた金額についてはそのまま基金に積み立てていくのかと思っていたんですけれども、歳入の寄附金のほうでは、1,079万3,000円とあって、実際に実質のほうで積立金にしたのは1,049万2,310円で、不用額として45万2,690円となっていますけれども、いただいた金額をなぜそのまま積み立てないで、不用額

が発生しているのかお尋ねします。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの陸平基金の不用額につきまして、財政のほうとちょっと調べてきますのでお待ちいただきたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 先ほどの有料道路の割引の件なんですけれども、まず対象の範囲ですけれども、障がい者本人が運転される場合、それから、障がい者本人以外の方が運転され、障がい者ご自身が乗車される場合が対象となります。それから、有効期間ですけれども、最大で2年間でございます。

ここの部分でちょっと各種証明等ということで簡単に記載してございますので、次年度はわかりやすく記載させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 済みません、先ほどの公害関係の委託料なんですけど、スズメバチの駆除です。4回行いまして、2回は1万円、あともう2回は3万5,000円で行いました。5万5,000円です。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） その委託先の名称をお願いします。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 信太にあります伸和エステート（株）、代表が神保治夫さんです。

以上です。

○委員長（山本一恵君） ほかに質問ございますか。企画財政課以外で質問、お願いいたします。

石川委員。

○委員（石川 修君） 生活環境課長、今、スズメバチの駆除で1万円が2回と、それから3万5,000円だっけ。これは公共の施設にあったやつを処理した金額なんですか。それとも一般住民から通報があって、軒先にあったやつを処理してくださいよということなのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 今の質問にお答えいたします。

うちのほうで委託しているものについては、通学路にあるものです。あと公共施設。

個人の家でできたものに対しましては、さっきも言いました伸和エステートさんに電話番号を教えて、そちらへ電話して内容を聞いてくださいということで説明しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 例えば通学路の近辺に私が土地を持っていて、そこにスズメバチがいたよと。そういうときには、個人の持ち物であっても通学路だから、それは村から駆除費用を捻出するという考えでいいのかな。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） そのとおりです。通学路の沿線に対しましては、うちのほうで処理します。以上です。

○委員長（山本一恵君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） スズメバチのやつは、つい先日、うちの近所でも夜8時ごろ、スズメバチの駆除をやっていたんですけども、笹山なんですけれども、それもやっぱり役場として、役場のお金で駆除をしていたんですかね。ちょっとその辺だけ確認。笹山です、ちょうどA s t y（アスティ）というモーターのある十字路に近くなんですけども。

○委員長（山本一恵君） 生活環境課長。

○生活環境課長（糸賀正夫君） 今のは、十字路の手前の右側ですかね。

○委員（沼崎光芳君） そうです。

○生活環境課長（糸賀正夫君） そうです。うちのほうの委託で、夜のほうがスズメバチが動かないということで、夜撤去しました。以上です。

○委員（沼崎光芳君） はい。

○委員長（山本一恵君） それでは、質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩いたします。11時10分、再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分開議

○委員長（山本一恵君） それでは、会議が始まる前に一言お願いしたいことがあります。

先ほどから、委員の質問に対してのお答えですが、資料がなくて、そのたびに退席されることが多々ありました。なるべく退席のないように、資料は膨大かと思いますが、決算書にあることの質問ですので、膨大な資料もこちらに持ってきていただきたいと思います。

それともう一つ、発言するときに、マイクのスイッチを入れてから言っていただきたいと思います。初めのほうがちょっと入っていない部分がありますので、その点、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き、会議を始めたいと思います。

企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） 岡沢委員のご質問にお答えしたいと思います。

陸平基金の不用額の件でございますが、これにつきましては、寄附金が予算額より少な

く入っているというようなことで、不用額として計上してございます。

○委員長（山本一恵君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 申しわけございません。ちょっと理解力が足りません。

予算額より寄附金の収入が実際より低かったということで、では、歳入では1,079万3,000円の寄附金になっていますけれども、それで支出のほうでは1,049万2,310円なんですけど、つまり私がお聞きしたかったのは、1,079万3,000円の歳入が寄附金とあって、それをそのまま、基金のほうへ積まないで不用額としている理由をお聞きしたかったんですけども、当然、予算額より多いことも少ないことも想定されますが、現実に1,079万3,000円寄附金として入っているものが、それが1,049万2,310円となっていて、不用額が45万2,690円。仮に歳入で入ったものをそのまま積み立てていけば、不用額45万2,690円とはならないと思うんですが、そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） お答えいたします。ただいまのご質問ですが、予算につきましては取り崩しを見込んで計上してございますので、不足額が生じてございますので、不用額として計上してございます。

○委員長（山本一恵君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の33ページの右側で、陸平貝塚保存協力寄附金1,046万3,400円となっていますので、これが基金のもとになるという理解でよろしいでしょうか。私も今初めて決算書を読み取ることができましたので、それであれば不要な質問であったと思いますのでおわび申し上げます。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの岡沢委員のとおりでございます。

○委員長（山本一恵君） ほかに質問ございますか。

総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 先ほどの林委員の予算書と決算書の様式の違いでございます。これを統一できないかというお話でございました。先ほど下でちょっと確認をしてみました。平成8年度から様式を縦に変えていたというような状況になっているようでございます。

これにつきましては、多分、縦のほうの数値が入りやすいというか、たくさん入るところでそういう形にしたのかなというようなことで、私としては解釈しているんですけども。

この予算、決算を統一するというのは、例えば縦書きであれば縦書きで統一するという形で、横書きで統一するということでよろしければ、次回から、全て縦書きのほうで統一をさせていただけたらなと思っているわけですけども、そのようなことでよろしいでしょうか。

あと、先ほどお話いただきました各ページごとに頭に目のところを振るところもあわせて、そういう形で次回から改正をさせていただきたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ただいまの総務部長の答弁、本当にありがたく思います。変えるということは大変かと思います。労力もかかることですが、どうか円滑な移行のほうをよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

引き続きまして質問のほうなんですけれども、決算書の39ページ、収入未済額の件なんですけれども、学校給食の件なんですけれども、収入未済額が、学校給食の収入が589万8,920円となっております。その中で、備考のほうでは、木原小の過年度分が13万8,000円とか大谷小の過年度分6万円、美浦中過年度分40万円と、約60万円の過年度分が収入となっております、このご努力も本当に大変な中で徴収されたことと敬意を表するわけでございます。

しかしながら、昨年、平成23年度の収入未済額が564万8,233円と、昨年よりも25万円ほど金額がふえております。今年度は、給食費を払わない方は、年度当初に児童手当等で口座引き落としの部分をそういうのに充てがってということの了解を、印鑑を押していただくという、保護者に了解をいただくというこの作業をされたかと思ひます。

そういう意味で、この収入未済のところ、その印鑑を押されて了解をした保護者の件数も入っているのか、また、了解をしない方の未納者が多いのか、そこら辺の内訳をぜひお願ひしたいと思ひます。

それによつては、今回やったことの効果がなかったのかなというふうになってしまいますので、そこら辺の内訳を教えていただきたいと思ひます。

○委員長（山本一恵君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、私のほうから林委員の、学校給食の未納に関しまして、学校教育課あるいは学校との取り組みについて、報告を含めながらちょっと申し上げたいと思ひます。

4月に学校給食の申込書というのを保護者のほうに出していただいております。これについては、委員の皆様におかれましても以前に申し上げたとおりなんです。それで、その文面の中に、給食費の納入については、美浦村学校給食費条例及び施行規則の規定に基づき、定められた金額を定められた方法により納入することを確約いたします、というようなことがございまして、その中に、年に3回お支払いしています児童手当から、差し引くということじゃないんですが、児童手当から給食費を納めますよというようなことで同意していただいております。それで、この申込書につきましては、小学校は全ての児童の保護者からは、申込書はいただいております。

中学校につきましては、全生徒というようなところでいけばよろしいんですが、なかなか、私らも学校も足を運んでも、7名の方だけは、どうも、申込書を書いていただけない

というところがございます。その7名の方には、未納じゃなくても書いていただけない方も何名が含まれてございます。その辺のいきさつはちょっと、幾ら私どもがご説明してもちょっと理解していただけないところがあったんですが。それで、この7名の中の3名が未納者というようなことになってございます。これにつきましては、やはり今までどおりちょっと足を運んでご理解をしていただくというようなことでお願いしているところがございます。

それで、児童手当から給食費に振り分けてもらう人数なんですが、10月の初めに児童手当が振り込まれますので、保護者の方から、今年度の4月から7月分が既に給食費ということで納めていない方もおりますので、その児童手当から入れてもらうというところで約束はしてございます。

それで、人数的に申し上げますと、木原小学校、7名です。大谷小学校、13名、美浦中学校、7名と。この方につきましては、学校教育課のほうで面談をしまして、それで児童手当のほうから何か月分だけ回してもらえるかというようなことでお願いしてございます。お願いするつもりでございまして。これが10月になってからですので、支給日のときに合わせたタイミングで面接をしながら、入れてもらうということになります。

それと、こちらの申込書をとりましたので、大分、現年度でも、今までとは意識がちょっと変わってきているのかなという形で、忘れがちな人も納まってきてございます。これは前年度と比べても、やはり意識がちょっと変わってきたのかなというように感じております。

あるいは、学校の先生方も事務の方なんですが、やはり毎月の給食費を取りまとめておりますので、どうしても口座から引き落とせなかった方につきましては、文書等で流しておりますので、その辺は今までは、書面をとることによって、意識が変わってきているのかなというように感じております。

ですから、まだ1回目の児童手当からのやつはいただいておりませんが、大分以前よりはちょっと改善しているのかなというようにことで、ちょっと頑張りたいと思いますので、委員の皆様、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、先ほど木原小学校7名、大谷小学校13名、美浦中学校7名、この明細を、また後ほど提出、お願ひしたいと思ひます。

それで、この27名の方が今度10月にきちんとお支払いされれば、本当に今回導入した成果が出るということで、とても楽しみにするところではあります。結局、未記入の方が今後どうなるのか、そこら辺、この取り組みは次年度も継続してやっていくことと推察いたしますが、この未記入の方への対策をどのようにされていくのか教えていただきたいと思ひます。

○委員長（山本一恵君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それで、1点目の次年度のことなのですが、書面でいただく方については、来年度入学する方と。ですから、新小学1年生、あるいは中学校は新の中学1年生。小学校から継続はしているんですけども、やはり学校が違いますので、改めて出していただくというようなことになります。

それと、まだ同意が、書面的に申し込みがされていない方につきましては、学校さんと学校教育課、私たちのほうで、足を運びながら理解を示すような形で、今後も取り組んでいきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、未納者の一覧の提出につきましては、私が持ってはおりますのは住所氏名まで全て入っていますので、そこまではちょっとできませんので、どうしましょう。

○委員（林 昌子君） 住所は要らない。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） よろしいですか。

○委員（石川 修君） 住所氏名を外せばいいんだ。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 外してよろしいですか。

○委員（石川 修君） 個人情報だもの、それはしょうがないもの。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、学校名と人数と金額、それだけがわかるところで提出したいと思います。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） じゃ、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

また、今は特化して学校給食のことを申し述べましたが、この未納者に関しては、例えば、村税、住民税、固定資産税、いろいろなものも重複して未納になっている方もいるのではないかというふうに思うわけです。そういう意味では、そういう担当課と協力をしながら、何とか対応をし、滞納にならないような方、方策をぜひお力を入れていただきたいということをお願いして、この辺は終了させていただきます。

続きまして、41ページ、雑入なんですけれども、今は学校給食の件でしたが、今度雑入の収入未済額9万9,000円が提示されてございますが、こちらはある程度、物々交換というか、何かしてもらうときに支払うというものの雑入になっているかと思うんですけども、この内訳、どういうものが9万9,000円の収入未済に当たっているのかと、あわせまして43ページの下ですね、178の遺失物拾得収入が75万円と提示されておりますが、これの内訳も教えていただきたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） それでは、1点目の収入未済額9万9,000円についてでございます。これは、ページ43ページの146番の過年度の子ども手当に関する未収金となっているものでございます。この過年度分の子ども手当の分で1名の方のものでございまして、要因としましては、土浦市と美浦村それぞれ支給された事例でございます。母親が土浦市に転出し、別居監護として支給され、それから本村においては、おじいちゃんによる支給

を継続していたため起こった事例でございます、平成24年度末で9万9,000円の残となっておりますけれども、現在は返還されまして、残高7万6,000円となっているものでございます。少しずつではございますけれども返還しておりますので、今後も引き続き継続してまいりたいと思います。

本村の受給者においては、年金受給者でございます、経済的に問題がありますので少しずつの返還となっている状況でございますので、ご了承を願いたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） それでは、2点目のご質問です。

遺失物拾得収入なんですが、これにつきましては、昨年5月に役場庁内で75万円を落とされて、落とされたと思うんです。置き忘れたのかどうかわかりませんが、とにかく袋に入ったものが所有者がわからないまま、5月にあって、それを警察のほうに届けたものでございます。

警察のほうは、5月に届けていますので、3カ月間の告示とかそういうのが必要な期間があるので、猶予期間がありまして、8月まで警察のほうでその手続を済ませております。それ以降になりますと、それで相手が見つからない場合は、その拾った方のものになるということで、これは昨年8月以降に75万円を、ちょうど75万円について警察からの受領をして収入に充てたものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 9万9,000円に関しては了解をいたしました。

今、遺失物の75万円ですが、これはあくまでも庁内でなくなったというのがわかれば、何とか落とし物がありましたということで、何か啓発的にどなたかお申し出くださいみたいな、そういうような働きかけはされたのでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの件でございますけれども、これにつきましては、事前に来られていた方等も、各課を聞いて、どの辺の方々が役場に見えていたかという調査もいたしました。しかし、なかなか該当者がいらっしゃらないと。3カ月過ぎてからも役場のほうで保管して、もしその方が来られればお返しをしようといったところで、保管をしていたんですけれども、なかなか、例えばそれを広報等に載せるとかそういうことで行いますと、いろいろな方がみえますので、それもなかなかできないといったところで、しばらく保管はしていたんですが、そういう落とし主の申し出がなかったといったところで、こういう部分でやむなくといった部分もあるんですけれども、村のほうの収入に充てさせていただいたといったところでございます。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

石川委員。

○委員（石川 修君） それでは、滞納整理の件なんですけれども、収納課の皆さんには

大変ご尽力をいただいて、収納率も44市町村のうち8番目の位置に来ているということで、課長初め皆さんには大変なご尽力をいただいておりますことにつきまして敬意を表したいと思っております。

そこで、滞納整理の回数、今、年に2回だけだと思うんですね。村税の収入を見ますと、滞納繰越分については、収入歩合が一番いいやつでも29.7、ひどいものでは1.6という収入歩合になっていまして、これを監査意見のほうの中にもありますように、効果を上げていることは重々承知をしておりますけれども、特別滞納整理の回数の増加、その辺のことは考えていないのか、総務部長にお伺いをしたいのと同時に、村長に去年もこの話は私、させていただいたと思うんですけれども、村長もみずから滞納整理に歩いているということで、いろいろ苦情も村長のほうに出ているようなんですけれども、村長は庁内にいて指揮をするのが一番いいんだろうというふうに去年も申し上げましたけれども、その辺はどういうふうになっておるのか、部長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますけれども、6月と12月のボーナスの支払いの時期ですね、それを見計らって、ただいま2回ということで特別滞納整理を実施をさせていただいております。これにつきましては、ただいま石川議員のご指摘のように、それなりの成果を上げさせていただいているといったような状況でございます。

これにつきまして、もっと数をふやすというようなことも考えたらどうかという話もあるわけでございますけれども、ただいまお話ししましたようにボーナス時期といったところで、今のところ2回ということで考えております。ただ、その収入というか収益を上げるためにも、ある意味ふやすといったところについては、時期だとかそういう部分も加味しながらちょっと検討させていただければなと思っております。

ちなみに、今、収納課職員につきましては、茨城租税債権管理機構で2年間の派遣研修を受けた者が2名、今年度末で派遣研修が終わる者が1名、この3名がおります。そして、県の土浦県税事務所でも1年間の派遣研修を受けた者が1名、それとそのほかに臨時職員が3名、徴収嘱託員が2名といったところで、今11名の構成で、そういうところで派遣を終えたスペシャリストが中に入った中でそういう体制をとっているといったところでございます。

平成24年度の滞納処分の実績でございますけれども、債権の差し押さえが181件、差し押さえ金額にいたしまして、4,772万1,000円です。取り立て金額が3,249万9,000円、不動産公売公告が5件ございまして、売却がそのうちの4件、換地金額にいたしまして、489万円。その他不動産差し押さえが44件ございます。不動産の参加差し押さえも41件、競売の事件等に対する交付要求が43件となっております。

これは、取り組みの結果、平成24年度一般会計の村税調定額28億431万9,000円に対する収入済額は、26億1,432万1,000円となっております。収納率が93.2%と、前年度と比

較いたしまして0.9ポイント増加しているといったような状況でございます。

こういう状況でございますけれども、さらなる部分の滞納処理を図る上で、我々も努力をしていきたいとそういうことで考えております。

○委員長（山本一恵君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは、石川議員のほうからの収納課の件につきましては、職員体制については、今、部長のほうからありましたけれども、県全体の中の8番目ぐらいに位置してきている。前は下から数えたほうが早かったわけなんですけれども、県のほうの租税債権管理機構のほうで研修をされてくると、かなり事務量も、法律的な部分も研修をしてきますので、これについては美浦村の歳入の部分の一番根底を担ってくださっているのが収納課であるというふうに思います。

これについては、来年の4月、3月いっぱいでもう一人研修を終えて帰ってくる方もおります。また、租税債権管理機構のほうからも特別枠でぜひ美浦村さんのほうでそういう要望があればお引き受けいたしますよということで、そういうことも踏まえて基本的な部分はしっかりと捉えていこうということで、来年の派遣についても今、考えているところでございます。

そのほか、この滞納整理は年2回やっておりますけれども、あと1回やるとすれば、どの辺をやるかということ、やっぱり年度切りかえの3月ぐらいは視野に入れてもいいのかなというふうには思いますけれども、これは年度のかわり目、学校の給食費の先ほども話が出ましたけれども、その辺も含めて滞納の中でやれるような部分に持っていきたい。

ある程度金額的な部分を重要視して、大きいものからだんだん金額の少ないところまで移ってきて、本当に事務的にもきちっとやってきているのが、今の収納課の体制だと思います。

私も、滞納整理の委員長ということで私ももう何回か出ているんですけれども、いろいろな住民からの部分もあります。これは収納課の中で話をいろいろと、収納対策に対する部分もつくってございますので、議員おっしゃるようにその辺も踏まえて、私も参加はしているんですが、流れの中で、委員長は役場で待機して電話のあれに対応するような形にしてくれよというような方向になれば、私が収納課のほうで対応をするというようなことも考えられると思いますけれども、この後また、ことしも12月にあると思います。そういう中で滞納整理の中で話を詰めていきたい。

収納課とすれば、指揮として先頭に立ってやってくれよという部分で、意気が上がるとすれば、私が滞納者のところを訪問し、それぞれ説明をしながら行くこともやむを得ない部分かなというふうには思っております。今後の検討として、その結果をまた報告をしていきたいというふうに思います。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。ボーナス時期の6月・9月という話で今、年2回

実施しているということでありましてけれども、ボーナスが出るということは就労者ということなので月々の給料も入るはずですから、先ほど村長が話しましたけれども、年度末の3月ごろの話がありましたけれども、私は年4回、3月・6月・9月・12月、その辺でやってもいいのかなど。そういうことをやれば、やっぱり執行部は大変なのは、私も重々承知しています。滞納整理をやっているときに、私も皆さんと会う機会がありますから、それは重々承知はしていますけれども、滞納していいはずはないので、税の公平性から考えたら、きちんと払うべきものは払うということなんでしょうけれども、滞納をしておるということであれば、滞納整理をしてもらうしかないんですけれども。

そういうことで、3月と9月、いわゆる給料をもらっているはずですから、その辺の時期もあわせて、村長は3月ごろ、年度末がいいのかなということでありましてけれども、12月に今度間もなく特別滞納整理が始まるわけですけれども、どうぞその辺のところも執行部としては検討していただきたい。

それから、今、村長の件ですけれども、村長が滞納整理やることによって士気が揚がるということであれば、それは村長に頑張ってもらえないのかなというふうには思っておりますけれども、できれば庁内で構えていただいて、何かがあったときに出向くということが一番いいんだろうというふうに私は思いますので、12月の滞納の整理のときには、その辺のことも含めてお願いをしておきたいと思います。

それともう一点、予算書の30ページに、利子及び配当金70万4,000円が上がってございましてけれども、財政調整基金初め基金が10幾つかあるかと思うんですけれども、これの残高をできれば資料としてご提示を願いたいと思いますけれども。決算書。

○委員（林 昌子君） 決算書ですか。

○委員（石川 修君） 決算書ですよ。

○委員（林 昌子君） 予算書と言った。

○委員（石川 修君） 予算書と言ったのか、俺。ごめん。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの石川委員のご質問につきまして、この基金の状況でございますが、これについては、近々のやつの方がよろしいんですよ。

○委員（石川 修君） 近々のやつがいいです。

○企画財政課長（石橋喜和君） はい、じゃ、早速それにつきましては資料として提出するようにいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 決算年度末の現在高は承知していますけれども、その後もう9月に入っていますので、その後、どのような数字の動きがあるのかそれをちょっと提出していただければ結構です。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） それでは、近々のやつを本委員会中に提出したいと思  
います。よろしくお願ひします。

○委員長（山本一恵君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の219ページです。

真ん中より若干上のほうに、09地区公民館補助事業費として、内容は地区公民館等修繕  
等補助金として96万9,000円の金額ですが、これは具体的に何カ所の公民館の修繕を行っ  
たのかと、例えば補助率であるとか目安となるものがあれば、教えていただきたいと思  
います。

○委員長（山本一恵君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地区は、3地区です。馬掛公民館、土浦公民館、土浦第4公民館でございます。

補助率は、限度額がありますが、3分の1だと思ひました。

以上でございます。

〔「もう一回ゆっくり言ってもらっていいですか」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（飯塚尚央君） もう一度。

○委員長（山本一恵君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） 地区名で言ひます。馬掛公民館、土浦公民館、土浦第4  
公民館の3地区です。

以上です。

○委員長（山本一恵君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） ちょっと多岐にわたるんですが、まず107ページの、例えばここの  
デイサービスセンターの管理費、ほとんど村の公的施設のものです。生涯郷土工芸館の管  
理費であるとか、119ページだったら大谷保育所の管理費、121ページの木原保育所の管  
理費、125ページの大谷児童館の管理費、129ページの木原児童館の管理費と、これは最後か  
な、221ページにいくと、例えば中央公民館の管理費ということで、その中で実は防犯シ  
ステム関係の要するに委託業務、それがこの24年度と23年度も別して変わっていないよう  
です。多分何年契約という形でやってきておられるからだと思ひんですが。

この間ちょっと常任委員会のおきに、今度のかなり契約の部分でいろいろと入札等をし  
まして安くなりましたという報告を、要するに25年度の予算のほうに関して、そういう報  
告を受けたものですから、今がちょうどそういった切りかえの時期なのかちょっとその辺  
はわからないんですが、要は、役場の中で、その依頼の方法と学校関係であるとか社会教  
育のほうであるとかいろいろな面で、そういった防犯システム等の契約をする場合に、窓  
口というのはどんなふうになっているのかと。要するに、ばらばらにみんなで気ままにやっ

ているのか、その辺を確認をさせていただければと思います。

1つとして、要するに窓口となる課は幾つあるのかと、そういった場合にこれまでの例も含めて何社、A業者、B業者、C業者、D業者というか、こういうふうにとっていましたよということ。これを見る限りでは、若干安くなっているところがあるんですが、保育所あたりは、23年度、24年度と変わっていないようですし、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ちょうど常任委員会の際に、教育次長からちょっと25年度のあれを伺ったので、それを各課でどんなふうに、窓口がばらばら、契約を今までやっていたのかなという、その辺の確認です。

○委員長（山本一恵君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） じゃ、私のほうから、わかっている範囲でちょっと申し上げます。

最近建築しましたのは、美浦中学校の例で申し上げます。美浦中学校ですと、学校教育課のほうで、新しい校舎の警備につきましてかけるわけなんです、その場合ですと、今までの、今までというか企画財政課のほうで管理業務、警備に関しましては、ある程度まとまった施設で、ある程度複数年というようなことでかけてございます。それで、中学校の場合は中途に入るような形になってしまいますので、ですから、残りを3年とか4年何カ月とか、何かそういう形に切れる末までの間がちょっと中途半端になってしまいますので、その場合は、担当の企画財政課とお話をしまして、その中で担当部署である学校教育課のほうで数社と見積もり合わせをしまして、その中で契約をしております。

それで、契約の期間の末というのが決めてございましたので、その中で、企画財政課では契約が切れる施設がもっとありますから、年度で切れるものがありますので、その中で改めてまた仕様書をつくりまして、入札をかけるということになってございます。それで、今までの例ですと、複数年といいますと大体5年間でやってございます。

それで今回、村の施設、今回といっても24年度中なんです、その中で、村の施設の中で統合できるものは幾つあるのかというような洗い出しをしまして、その中で村の施設全てに近いところなんです、それを入札をかけてございます。その入札の結果といたしまして、25年の予算に計上してございますが、入札の結果がわかりましたので、今回の9月の補正、補正はそれぞれの施設ごとに、安くなった部分を減額しているという形になってございます。

ですから、まとめ的には、企画財政課の管財の係のほうで窓口かなというふうに考えてございます。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） ただいまの塚本委員のご質問にお答えしたいと思います。

今、役場庁舎のほうの警備につきましては、今年度からは国際警備という会社が入札で落札をしてございます。また、村内の施設につきましては、総合警備のほうが入札のほうで落札をしまして、全てが総合整備が、機械警備のほうをやっていますので安くなっているというような状況でございます。

入札等につきましては、企画財政課の管財のほうが担当でございます。

○委員長（山本一恵君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。じゃ、基本的には窓口は企画財政課管財ということでもいいわけですね。はい。

とりあえず、要するに25年度予算でその説明を受けたときに、今回のこの決算と23年度もちよっと見たら、そのままきていたものですから、逆にああいいことだなあとって、逆にいろいろなそういったセクションで努力をしているんだなというふうにちょっと受けたものですから、その辺、努力の賜物と思っていたということです。ありがとうございます。

○委員長（山本一恵君） それでは、質疑の途中ではございますが、ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

午前 11時58分休憩

---

午後 1時00分開議

○委員長（山本一恵君） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

初めに、机の上に置いてあります資料の説明をしていただきたいと思います。

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 私のほうから、午前中にリストの提示というようなことがございましたので、お配りいたしてございます。

保護者名、児童生徒名、住所につきましては、ちょっと個人情報ですので、シークレットということで表示してございません。この表の見方なんですけど、一番右の段に、平成25年度未納額というようなことになっております。これは現年度分ですので、ことしの4月から7月までの方で未納になっている方の金額でございます。小学校でいいますと4,200円になっていますが、4,200円というのが1人1カ月の単価です。ですから、4,200円というのと一月分だけが未納ですよというような形になってございます。

それと、14番の点線のところなんですけど、この14番につきましては、子どもさんが小学校と中学校に分かれています。同じ世帯で分かれていますので、破線のような表示の仕方になってございます。

それと、世帯名と人数があります。木原小でいいますと、7名で世帯数が6というようなことになりますので、一組が兄弟姉妹がいるという家庭になってございます。こういう形のもので、25年度末の児童手当より給食費を納めていただくリストになってございます。

このリストに載っている方は、今年度だけじゃなくて、前年度とかさかのぼってもやはり納めていただけないというような形の方でございますので、なるべくというか、ことしの10月には納めていただくというようなことで、相談していくというようなことで取り組んでいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（山本一恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（石橋喜和君） それでは、午前中、石川委員のほうからご要望がありました基金の状況につきまして、A4判のレジユメということで、本日付の基金残高見込みですか、そちらをお示ししてありますので、よろしくご参考にしていただければというふうに思ひます。

財政調整基金から下の収入印紙等購買基金ということで明示してございますので、参考にしていただければよろしいかと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（山本一恵君） それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の221ページです。一番下に、中央公民館事業費394万1,839円のうち、報償費として295万4,000円とあります。講師謝礼分ということですが、これは具体的にどのようなイベントで、もしわかればですけれども、何名の方に支払った金額でしょうか。

人数については、この場でわからなければ、あえてそこまで求めません。

○委員長（山本一恵君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

講師謝礼ということで、39講座行ってございます。村内の講師の方については7,000円、村外については8,000円ということでお支払いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんでしょうか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 229ページです。中ほどより若干下になりますけれども、13の委託料156万9,750円で、映像ソフト製作業務委託料となっていますが、この映像ソフトは何のソフトなのでしょう、お尋ねします。

○委員長（山本一恵君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（飯塚尚央君） ただいまのご質問ですが、映像ソフト、ビデオですね。陸平に関する紹介ビデオを作成をしてございます。そのビデオの作成委託料でございます。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の79ページ、徴税費の中なんですけれども、時間外勤務手当、上から7行目、05時間外勤務手当が484万9,045円になっておりまして、当初予算で325万円ほどだったかなと思います。そうしますと、差金が160万円ほど出ておりまして、これの内訳を教えていただけたらと思います。

○委員長（山本一恵君） 収納課長。

○収納課長（高橋利夫君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

今、484万9,045円の時間外勤務手当についてのご質問かと思いますが、これは収納課の職員4名分の時間外勤務手当でございます。平成24年度当初予算額325万円、それから補正予算額としまして84万2,000円、それでなお不足が生じたので、予算流用等でそれが75万7,000円で、これをもって執行をさせていただきました。

平成24年度の支出額につきましては、今、決算書にございますように484万9,000円となっているわけですが、平成23年度支出済額378万9,000円との比較では、106万円の増、率にして1.28倍となっております。

時間外勤務手当の支出がかなりふえているわけですが、その理由でございますが、その51%に相当いたします54万1,000円につきましては、茨城租税債権管理機構への派遣研修に係る人事異動等によりまして、収納課職員の平均時間外単価が上がったことによるものでございます。

時間外の平均単価につきましては、平成24年度が2,170円、平成23年度が1,880円でありまして、290円の増、率にして1.15倍となっております。残りの49%に相当いたします51万9,000円につきましては、時間外勤務時間数がふえたことによるものでございます。

収納課職員1人1カ月当たりの平均時間外勤務時間数につきましては、平成24年度が46.5時間、平成23年度が42時間でありまして、4.5時間の増、率にいたしまして、1.11倍となっております。

そして、時間外勤務時間がふえた理由でございますが、ここ数年来、高額滞納案件について集中して取り組んできました結果、高額滞納案件の平均滞納額が下がってきたことによりまして、処理件数で稼がなければならないといった状況になってまいっております。

平成24年度当初におきましては、本税滞納額40万円以上の方が343人、平均滞納額102万4,000円、平成23年度当初におきましては、本税滞納額50万円以上の方が324人、平均滞納額116万7,000円でありまして、徴収率を維持していただけても、最低前年度の1.14倍の件数を処理していく必要がございました。

また、滞納処分に伴う預貯金、生命保険、給料と年金等債権差し押さえに係る取り立て実績から見ましても同様のことがいえるかと思いますが、平成24年度、181件、3,249万9,000円で、1件当たり18万円。平成23年度、97件、2,179万円、1件当たりになりますと22万5,000円でありまして、1件当たりの取り立て金額も4万5,000円の減、率にして0.73倍となっております。

次に、時間外勤務の内容でございますが、組織上は、滞納対策係2名、管理徴収係2名となっておりますが、滞納整理に関することは全員で、4名で分担してやっておりますので、時間外勤務の8割以上は滞納整理に関する事務に費やされているかと思えます。

時間外勤務は日中できなかったものということになりますが、具体的には差し押さえ、換価、配当など、滞納処分に関する書類や不動産競売等執行機関への交付要求に関する書類の作成、また、納税相談等滞納者との納税交渉記録、財産調査の記録及び執行停止、時効対策を含めた滞納事案ごとの整理方針の記録など、滞納者との交渉記録の整備が中心となっております。

滞納整理に関する事務は、滞納がなくなる限り、どこまでも延々と続くわけでございますが、予算の関係、事務処理の効率性、職員の健康管理等の問題もございまして、徴収率等において一定の数値目標を立てて、滞納対策係長の進行管理のもと、計画的な取り組みをしているところでございます。

事務処理の効率性、職員の健康管理等の問題を考えますと、時間外勤務は月40時間以内とすることが望ましいと思っておりますが、今後におきましては、さらに業務に精通するよう努めるとともに、そういった限られた時間の中で引き続き前年度を上回る徴収率を達成させてきまして、税負担公平性の確保と納税意識の向上に資するよう、全力を挙げて取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 本当に詳細にわたるご説明をいただきまして、本当にありがとうございます。きちんと管理をされているということで敬意を表するわけでございますが、要は、時間外がふえているということもその徴収義務とか残務整理とかいろいろな諸事情もあってふえていることは理解はするわけでございますが、これは勤務時間の調整とかそういうものはできないのでしょうか。

日中できない部分、夜、相手に合わせての時間とかどうしても時間外というのはあると思うんですが、今、健康管理上を考えて月40時間以内ということがありますが、今現在見ても、私、結構、夜中に役場の前を通るんですけれども、昨年よりもことしのほうがちょっと遅い時間、夜中の11時、12時近くまで電気がついていることがございます。その中で、この残務整理がふえている中で、25年度、月40時間におさめるというのが本当に可能なのかどうか、ちょっとそこら辺が心配ですので、何とかその時間調整ですか、フレックスタイムじゃないんですけれども、何か時間内でできること、また代休をとるとか、そういうような形での時間調整ができないのかどうかということをお尋ねさせていただきます。

○委員長（山本一恵君） 村長。

○村長（中島 栄君） 収納課について、林委員のほうにちょっとお伝えをしておきたいと思うんですが、ことし、人事の配置で4月に新採用の者を置いたんですが、6月で退職願いがありまして、1人減ってしまったということで、ちょうど3カ月という、教えてき

た中でやめられたということで、なかなか途中での人事異動ができないものですから、ちょっと今の収納課の体制としては大変な、人が足りないという部分でありますので、そういう部分では、仕事を低下させないという部分では、夜遅くまでやっているの、私も帰るときには、なるべく早く帰ってくださいよと、体を壊してからではどうしようもないから、という話はしているんですが、いかんせん、課長以下係長ももう仕事漬けになって、手を抜かないという部分では本当に収納課はちょっと私も口が挟めないぐらい一所懸命やっているなというふうには、見ております。

来年度に関してはそういうことがないように、途中で退職するような形をとらないような部分をちょっと考えていきたい、そういう意味でも仕事量を落とさないのには、1人減ってもそれだけの実績を残すべくやっているというふうに思いますので、その辺も少し影響があるのかなというふうには思っております。

課を管理する課長にしてみれば、その辺は課長も結構遅くまで残って、課長は音を上げないでやっておりますのでその辺も、下の係長以下職員も一所懸命遅くまで残っているのかなというふうに思いますから、来年度については、その辺も少し考えて配置をしていきたいというふうに考えております。

私のほうからは、今の体制を何とか維持してもらおうのが、1人減っても効果的に下がらないようお願いはしているところなので、ことし途中ではできないということで、担当課でも何とか頑張りますという話は聞いておりますので、その辺のところだけ林委員のほうにもお伝えをしておきます。

○委員長（山本一恵君） 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいま林委員のほうからございましたように、収納課の時間外が長い、結構遅くまで残ってやっているという話でございました。確かに健康上、これは去年も私ちょっと話をしたことでありますけれども、やはり60時間も70時間も時間外が続くと体調が非常に悪くなるし、いろいろな部分で体の故障も起きてくるだろうとそういうような懸念がされるわけですけれども、課の方針といたしまして、22年度については100万円の滞納額があった方について実施をしていると。23年度については50万円、24年度については40万円と、だんだん下げてくることによって、ことしは25万円まで下げていると。それで徴収率をそこで落とさないようにと。今まで一緒に頑張ってきた中で、そういうことを目標にしてやってきている係員の努力があるわけです。

そういうことで、そういう本当にやる気のある部分を、やはりそのまま継続していただいて、なるべく体に害のないようにといったところがあるわけなんですけれども、そういう形で、そういう部分を目指すように我々も注意してやっていきたいと思っております。そういうことで、本人たちの今までの頑張りがあった中でそういう部分の徴収率を上げてきているといったところをご考慮に入れていただければなと思っております。

時差出勤のお話でございますけれども、実際、本人たちも、そういう形でできることが

理想的な形だと思いますけれども、これについては、やはりお客様を日中どうしても相談事だとかそういうものを行っている部分と、あとは、現場のほうに徴収に回って歩く部分もあるので、整理の部分がどうしても夜というような形になってしまうといったところで、そういう形で夜の部分の残業がどうしても長くなってしまいうようなことがあるわけですが、それについてはちょっといろいろな部分で今後、各担当で検討してもらって、そういう方向に持っていけるように検討のほうしていきたいと思っております。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ぜひ検討していただいて、あとは、確認したいんですが、結構休出している場合、相手に合わせて土日とかそういう対応に当たっている件もあろうかと思えます。そういうようなところも代休していただくとか、そういう調整していただくことと、あと、村長、これは年度末にいつも時間外手当が出てきますけれども、年度半ばでやはり、こうやって庁内バランスを考えますと、特化して、こうやってどうしても業務内容によって出てくるのは理解はするわけなんですけれども、ある程度、その大変なときだけでも助け合うというグループ化の制度をこういうところで活用できないものかどうか。仲間うちの連携的なものもあるので何とも言えませんが、やはり皆さんである程度、定期的に異動されて業務をやられている経験者もいらっしゃるわけですから、そういうような人員配置、庁内、途中であっても時間外手当のバランスを考えた配置をできないものかどうかをお尋ねいたします。

○委員長（山本一恵君） 村長。

○村長（中島 栄君） 関連する部分では、いろいろな課があるんですけれども、税務課とは特に一番連携するところなので、本当であれば、大きく税務課としてやって、収納対策、収納課ではなくて、対策係でも、滞納者が少なければいいんですけれども、どうもその辺は滞納の部分は減っていかないということで、現場のほうからは、ことし、人事でも足りないからもう1人ふやしておいてくださいよと言われたにもかかわらず、そこまでちょっとできないよということで、配置した中の1人が抜けてしまったということで、いろいろ担当の係、課長とも相談したら、今の体制で今年度はやります、遅くなって、残業的にこういうふうにお金が発生してしまうんですけれども、その辺はこの後、あと半年間ありますから、税務課のほうとか関連する部署の中でそういう応援ができるか。税務課にしてみれば、来年の申告時期は人の手を借りないとできないぐらい忙しい時期に入ってきますけれども、それまでの間、そういうふうなお互いの仕事の中で助け合う、連携をとった部分ができるかどうか、これも調整していきたいというふうに思います。

それぞれの課で季節的に忙しくなったりする部分で連携をもって、仕事の共有を兼ねてできるようになれば一番いい結果になると思うので、その辺も管理職の中で調整をしながらちょっとやっていきたい。先ほども言ったように大変だということで、一応は6月にやめた時点でちょっと考えたんですが、「何とか頑張ります」とこういう話があると、じゃ、

頑張ることについては、「いいよ、頑張らなくて」と私も言えないので、今のような状況をやっぱり保つてということできてしまっているのが現状でございます。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 今の答弁で理解はするわけです。ぜひ、職員の健康管理と、またバランス的なものも加味した人員配置、またさらにご努力、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の185ページです。中ほど上に、12番教育振興基本計画策定事業費とあります。そのうち一番下の業務委託料、策定委員会等運営支援業務委託料とありますが、これはどのような業務をどこに委託したのでしょうか、お聞きします。

○委員長（山本一恵君） 教育長。

○教育長（門脇厚司君） じゃ、私のほうからお答えいたします。

報酬のところだったのでしょうか、12番目の非常勤職員報酬。

○委員（岡沢 清君） 13番、委託料のところ。

○教育長（門脇厚司君） 13番委託料。

業務委託料ですけれども、リヴォルヴ学校教育研究所かな。リヴォルヴ学校教育研究所というところに、策定委員会を10回開いていますけれども、その都度、速記をお願いいたしました。1回分が5万円ということで、50万円をお願いしております。その分でしょうかね。

あと、策定委員会の委員の謝礼としては、委員長が規定どおり5,500円、委員については5,000円ということでお支払いをいたしております。

以上です。

○委員（岡沢 清君） 確認のために。

○委員長（山本一恵君） 岡沢委員、挙手をお願いします。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 確認のためにお聞きしますけれども、その速記以外の策定業務に関して、委託した内容はまるっきりないということよろしいでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 教育長。

○教育長（門脇厚司君） ございません。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

石川委員。

○委員（石川 修君） それでは私のほうから。小学校・中学校には校医さん、それから歯科医さん、それから薬剤師さんがいるんですけれども、幼稚園もですね。保育所には薬剤師という項目は出てこないんですけれども、これは文部科学省と厚生労働省の違いかど

うか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、石川委員のご質問にお答えします。

学校につきましては、学校保健法という法律がございまして、その中に、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くことというようなことに定められておりますので、それに基づきまして。

○委員（石川 修君） 幼稚園もでしょう。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 幼稚園もです。になっておりますので、そういう形で予算的にも計上させていただいて、関係者につきましても村から委嘱をしている状況でございます。

○委員長（山本一恵君） 保育所長。

○保育所長（川崎記子君） ただいまの石川委員の質問にお答えいたします。

保育所においては、児童福祉法の中で定められております職員については、嘱託医を置くということで、保育所医と歯科医と内科医は置いてございますが、薬剤師については置いてはありません。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。学校保健法とそれから今、所長が言ったように、それは了解しました。

それでは、もう一つ。115ページ、大谷保育所運営費の中で、04の保育士の非常勤職員報酬が1,550万5,510円、それから次のページの119ページ、木原保育所運営費の中で、一般職非常勤職員の報酬2,073万1,767円という数字が出ています。これは多分、保育士さんの非常勤のいわゆる6人、それから大谷保育所は9人の報酬だと思えるんですけども、この金額は、時給でやっているかと思えますけれども、これは残業分も含めての解釈でよろしいのかどうか、その辺をお答え願います。

○委員長（山本一恵君） 保育所長。

○保育所長（川崎記子君） ただいまの石川委員の質問にお答えいたします。

報酬は時間外も含まれております。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。そこで、保育士の受け持ちのゼロ歳児・2歳児・3歳児等があると思うんですけども、その保育士の時給の単価はどんなふうになっているのかちょっと教えてほしいんですけども。

○委員長（山本一恵君） 保育所長。

○保育所長（川崎記子君） ただいまの質問にお答えいたします。

時給1,000円からです。初年度は1,000円で、だんだん経験年数によって上がってきてお

ります。限度が1日8,800円ですので、1,100円です。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 経験年数で、上限が1,100円ということでありますけれども、初年度1,000円で、何年たっても100円しか上がらないですよ。その辺がいいか悪いかは別に、よく保育士さんのほうから聞くと、責任はみんな一般の職員の保育士さんも我々非常勤の保育士さんも一緒なんですよ、という話を前に聞いたことがございます。

その辺のことなので、当初、時給1,000円から始まって、最高額が日給8,800円という、1,100円。たかだか100円なんです、これね。その辺が妥当なのかどうか私はよくわかりませんが、村長としての考えなんですけれども、村長がその辺のことをどう考えておるのか。先ほども申しましたように、非常勤の保育士さんも責任は重いんだよという話を聞いておりますけれども、その辺を聞いて村長の見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 村長。

○村長（中島 栄君） 答え方によっては難しいのかもしれないけれども、でも、今、石川委員のほうから話があったように、上限が1,100円ということで、責任は同じだよというふうに、今、保育士さんたちは多分、私は正職員じゃないから、ここまではできないよ、というようなことは、中では行われていない。同じ責任の中で多分やっているというふうに私も思います。

そういう意味では、ここ何年来も正職として受け入れていないのは事実でございます。ただ、正職の職員よりも一所懸命やっているというような話も耳にすることもあります。そういう意味では、村営としてやっている中では、保護者としても安心して預けられるそういう施設の運営の仕方というのは、働く人も不安がないようなところで働けるというのは、環境が整わないといい保育のあり方もできないだろうなというふうにも思っております。

そういう意味では、この前の議会の一般質問でも、子育てとかそういう部分でいろいろな意見が出ましたけれども、預かる部分でもそういう環境では大事にしないといけないのかなというふうには思います。多分、今の正職員の方と非常勤で働いてくれている人の意識は多分、変わらない中で保育は行われているものだと思いますから、その辺を保障の部分も含めて正職員との大きな隔たりが、後で自分のある程度、やめた後の補償から何かからも含めると、正職員との違いはかなり歴然としているのかなというふうには思いますので、その辺も含めてある程度貢献のある、評価のあるような、そういう人は正職員の中に入れていくような取り組みも、人事評価の中では必要だろうというふうには思います。

そういうものがないと、意欲も湧かないだろうし、一所懸命取り組んでいかない。また、そういう成果があるとすれば、正職員に向かって一所懸命やろうという気構えも変わってくるだろうというふうには思いますので、その辺は、所長のほうとも相談をしながら、いろ

いろな評価を受けながら、これから子育てをしていく、そういう環境のいい村としての評価を得ていくためにも必要だろうというふうに思いますので、これからは報告を受けながら、少し、給食費とそれから保育料、幼稚園費の部分だけを考えるんじゃなくて、受け入れて、それを支えてくれている保育士さんの安定した環境をつくるためにも必要だというふうに思いますので、これもひとつ、今、石川委員のおっしゃることも参考に、これも大きく検討をする中に入れていきたいというふうに思います。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 村長の前向きな答弁、ありがとうございます。

確かに、やる気とかそういうことを考えたら、もう10年以上も経験している人もいますし、やっぱり正職員に上がれるということであれば、やっぱり就労意欲も湧くんだらうというふうに考えますので、ぜひともその辺のことは、時給の単価も含めて考えていただきたいなというふうに思っております。ぜひともよろしく願いをしたいと思います。

もう一つ、これに関連しまして、209ページの幼稚園運営費、このことにつきましても、非常勤の報酬が1,100万円、これも人数があると思いますけれども、幼稚園長にお伺いしたいと思いますけれども、この辺の人数と、人数はここに出ているのかな、わかれば、非常勤の幼稚園の先生の人数と、それから先ほど聞いた時給の件、その辺のこともあわせてご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） それでは、ただいまの石川委員のご質問にお答えしたいと思います。幼稚園でも、非常勤職員を使っております。人数のことですけれども、教諭は2名です。障がい児等の介助員を2名使っております。

それで、一般労務職員、これは用務員で1名です。バス添乗員が2名。3名使っていました。ただいま2名なんですけれども、6月に送迎バスのほうでちょっと送迎のときに接触というか事故がありまして、添乗員が対向してくる車にぶつかってしまって、けがをするというような事故がありまして、その添乗員がおやめになったため、2名ということなんです。

それで報酬の金額なんですけれども、教諭は保育士と同じ料金でお支払いしております。

障がい児等の介助員は、1時間800円で仕事をしていただいています。一般労務員も、750円からの料金で支払っております。バス添乗員は、日給になりまして、日給が3,600円の日給で支払っております。よろしいでしょうか。

○委員（石川 修君） はい。

○幼稚園長（小泉俊子君） 以上です。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。教諭の時給は、じゃ、1,000円から1,100円ということに理解してよろしいんですね。

○委員長（山本一恵君） 幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） はい、そうです。保育士と同じ金額でお支払いしています。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。

ところで、今、送迎バスの添乗員が3名いたのが2名になっちゃって、事故に遭ってという話を私は初めて聞いたんですけれども、これは2名で大丈夫なんですか。その辺、2名でいいのなら2名でいいんでしょうけれども、幸いに園児がそういうことで事故に遭わなかったというのは不幸中の幸いかなと思うんですけれども、3名いたのが2名体制で回して行って、万が一園児たちに事故があったとき、どう対応するのかなというふうな、今、急な発想なんですけれども、そういう思いがあるんですけれども、今後の予定としてはどういう予定でいるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） ただいまの質問なんですけれども、添乗員が3名から2名に減ったということなんですけれども、この3名になったというのは、添乗員さんの都合によって、午後の勤務ができないからといって1名入っていただいた経緯があります。それで、今、2名なんですけれども、その午後乗れない添乗員も、月曜日と木曜日が乗れない日になっておまして、その2日を除いては1日勤務ということになっております。その月曜日と木曜日なんですけれども、乗れない分は職員のほうで交代で今、添乗に当たっております。

やっぱり添乗員が同じなものですから、乗っているお子様も、同じ添乗員ですとバスの中の騒ぎ具合もちょっとひどくなってきました、ちょっと抑えるところも必要かなということで、それでは、職員が交代で乗ったらどうかということで、職員が交代で乗っております。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。採用するとき、その辺もやっぱりきっちり面接して採用しないと、働く人の都合で2人になったり3人になったりというのはどうかと思うんですよ。

これは、起きちゃったことだからしょうがないんですけれども、私も全然知らなかったし、常任委員長も知らないということなので、こういう事故の場合は、いち早く議会のほうには報告していただかないと、我々村民の代表でありますので、何事かあって、報告も聞いていなければ、わからないということでは困りますので、ぜひそういう報告は常任委員長なり議長までには報告していただきたいと思いますので、その辺のことはよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、村長の見解をお伺いします。

○委員長（山本一恵君） 村長。

○村長（中島 栄君） そういう事故の、幼稚園だけじゃなくて、いろいろな事故の報告は、私のほうは受けております。

どこまでをとという部分では、添乗員については、対応ができないという部分ではなく、職員がかわりにやりますということなので、その事故に関しては、ちょっと報告はしなかったわけなんですけれども、今度は、そういう事故的な部分が発生したときには、議会と常任委員長の部分には早目に報告をさせていただくようにいたします。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の211ページ、上から4行目を見ていただきますと、モップ使用料とあります。これは、幼稚園費だけではなく、村内の学校、その他公共施設にモップ使用料という項目がかなり多く見られます。

ただ、同じ小学校管理費にしても、木原小学校には項目があるんですけれども、安中小、大谷小にはこの項目がなかったりするんですが、その前提で、このモップ使用料というのはどこから借りて、1つの業者なんでしょうか、それとも複数なんでしょうか。

それと、賃借というのは、借りた場合と買った場合は、借りたほうが安くなるという、だとは思いますがけれども、その前提なのでしょうか。

それと、小学校に置いてあるモップなどは、1年間借りたらそのまま借りっ放しなんですか、それとも交換とかあるんでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） モップ使用料のところなんですけど、今、木原小学校のところを見ているんですが、モップはダスキンになっています。それで、美浦村の営業の範囲が龍ヶ崎市にございますので、そちらで借りてございまして、毎月交換に来るという形になってございます。

数え方なんですけど、これは、52週ありますので、12回ということじゃなくて、4週に交換というようなことでいくと、13週という数え方になってございまして、それで計上してございます。

以上でございます。

○委員長（山本一恵君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 細かいことで申しわけないんですが、先ほど安中小と大谷小にはこの項目がないと言わせてもらいましたが、実は私も安中小で子どもたちと体育館を使うことが週1回ありまして、何でモップ、いつもきれいになっていなくて、こんなに汚い、ごみをまき散らすような状況なんだろうと、使っている人たちで不思議がっているんですが、やっぱり安中小と大谷小もダスキンから借りて、交換を定期的にしてもらっているんでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 今のお答えなのですが、今、ちょっと安中小学校の予算関係を見ますと、その中にはダスキンのモップというのがないようです。

それで、やはり学校は皆さん同じ条件じゃないとちょっと管理上問題があると思いますので、26年度の予算の中に反映できるような形で各学校間で調整したいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

保育所長。

○保育所長（川崎記子君） ただいま岡沢委員のモップ使用料について、保育所のほうでもモップのほうをレンタルしております。やはりこれは、保育室の掃除で、掃除機をかけた後、仕上げにモップを使用するというので、大谷と木原の使い方が違いまして、大谷のほうでは2クラスに1本ずつ置いてあります。木原のほうは、3歳以上のクラスに置いてあります。年に13回ということで交換しております。月に約1度の割合で、業者が交換しております。業者はダスキンです。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 岡沢委員、もう全部、大丈夫ですか。

それでは、時間ですから、質疑の途中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。2時10分をお願いいたします。

午後1時57分休憩

---

午後2時12分開議

○委員長（山本一恵君） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 引き続き、申しわけございません。保育所の非常勤の賃金の話が先ほど来、出ておりましたけれども、一般の庁内の方も含めて、全体的なことをちょっとお尋ねしたいんですけれども、平成19年に非常勤の方の条例を策定し、1年更新ということとずっとやってこられているかと思っておりますけれども、本年度、労働基準法が変わりまして、非常勤の方が例えば5年間継続した、5年後には正規に雇用するという条文が変わっておりますけれども、それはこの美浦村庁内においてはどのように移行していくのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、この人事に関しては非常に難しいところがございます。本来であれば、職員の人事の配置の適正化も絡んでくることでもありますし、それから全体の定数の問題もございます。

そういう全体を考慮して考えますと、なかなか非常勤の方が確かに5年以上勤務された

場合の処遇の改善というか、それは変わってくるところでございますけれども、なかなか現実的にその職員の配置、数等々を考えますと、難しい点。今後、当然そういう点では、職務または仕事に対してのいろいろな考え方等々も変えていかなくてならない、検討するというか図っていかなくちゃならないとは思っておりますけれども、一つの課題として、今、保育所なんかも、幼稚園もそうなんですけれども、本来であれば業務の中で、正職員定数なんかもありますけれども、正職員として本来であれば民間委託しない限りは、村としては、そういうのであれば当然正職員として迎えるべきであろうというふうには考えておりますけれども、その辺についても、なかなか迎えることによって財政的な面もやはり考慮していかなくてならないということもございまして、全体的に総合的に見ますと非常に、今後考えるべきでありますけれども、なかなか一歩踏み出せないというところが現在の思いというか、状況でございます。

今後は、そういう点も含めて定数の管理とか、それから財政の問題もそうなんですけれども、そういうところも、あとは、その方の処遇の、待遇の検討も含めて、今後そういう点は改良して考えていかなくちゃならないかなとは考えております。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 改善の方向性で考えていくという答弁で理解をするわけですが、庁内と幼稚園・保育所関係で、今現在5年以上勤務されている方の人数というのはどれぐらいなんでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、ちょっと大変申しわけないんですが、人数的なものは今、数字的なものは庁内は持っていませんけれども、じゃ、保育所長とかわかりますので、よろしくお願いします。

○委員長（山本一恵君） 保育所長。

○保育所長（川崎記子君） 現在ですが、保育所においては10名です。17名中10名です。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 幼稚園長。

○幼稚園長（小泉俊子君） 幼稚園におきましては、教諭のみ、1名です。2名中1名です。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、庁内の人数、わかり次第ということでお示しいただければと思います。

私も数年前から、1期目のときから言っていたかと思っておりますけれども、やっぱり非常勤であっても、スキルアップされている方の人材登用をするお願いをしてまいりました。また、保育士においても、保育所において男性の保育士さんがいらしたときに、とても、や

っぱり母子家庭、父子家庭を考えますと、お父さん役の人も必要でとても人気があった人でありませけれども、やっぱり先の見通しが、生活設計が成り立たないということでやめられた経緯もございます。

そういう意味では、いろいろな方が生活の安定を図り、スキルアップした方々で何とか対策を練ることで、よりよい教育と、また、村内の方への対応とか、そういうことも全体的にレベルアップしていくのかなというふうに思いますので、その方が正職員は確実に等級で上がっていきますけれども、非常勤はそのまま、100円の差というのは、やはり余りにもちょっとやりがいのない金額かなと思いますので、そういうところも加味した上でやりがいのある、非常勤としても仕事をしやすい環境整備という部分で、やりがいという部分で何とか早期の検討、改善をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ

質疑ございませんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） それでは、2点ほど。まず、253ページの物品で車の保有台数65台、決算年度末現在高ということで、現在の稼働率といたしますか、もし、その辺の一覧があれば提出をしていただきたいと思います。

あともう1点、事業報告書の42ページで、生活保護ということで説明が書いてあります。95世帯の世帯数があって、対象者数は133人ということで、そのうち54.7%が高齢者世帯、次いで傷病・障害者世帯ということで、26.3%、合わせて81%、それ以外の割合といたしますか人数的なものを教えてもらいたいと思います。

また、先ほどの、これはプライベートなものなのでちょっとあれなんですけれども、その中で元気世代といたしますか、子育て世代といたしますか、児童生徒さんがいるご家庭というところもあると思うんですけれども、その割合なども教えていただければと思います。

○委員長（山本一恵君） 総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問ですけれども、全体の乗用車、公用車につきましては、具体的にその稼働率、回数等々から使用している情報等は、実際に数字的に使っていないんですけれども、福祉バスについては、年間100日から110日ぐらいの稼働率をしております。

主に、福祉バスですけれども、最近その稼働の内容についても、福祉に問わず、いろいろな団体等のご利用も多くなっております。年々、福祉バスについての利用率というのはものすごくふえて、少しずつですけれども、ふえてきておることは事実でございます。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 生活保護の状況なんですけれども、95世帯で133人というようにお示ししてあるところなんですけれども、美浦村の現状といたしましては、

横ばい、微増というような状況で推移しているところでございます。

高齢者世帯が54.7%、次いで疾病・障害者世帯が26.3%ということの説明でございますけれども、こちらにつきましては、県の資料において掲載されているものですから、20日までの会期中に資料を提出させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 生活保護の資料については、了解をいたしました。これが、この委員会での私の判断材料ということではないので、20日までに提出をしていただきたいと思います。

あと、車の稼働率ですけれども、把握していないということですが、前の決算特別委員会ですか、何年前かは忘れちゃったけれども、そのときには、やっぱりそういう資料もいただいたこともあったなというのもありましたので、できれば資料のほうをつくっていただければなということで要望したいんですが。

○委員長（山本一恵君） 総務課長。

○総務課長（松葉博昭君） 多分、以前には公用車におけるその台数とか、それから保険の状況とかで一覽表的なものはお出しした経緯はございますが、稼働率については、多分毎日の利用台帳を調べれば必ず、かなり毎日毎日使っていますので、相当な稼働率になることは予想されますけれども。

資料については、稼働率については調べまして、実際にどれぐらい1日使うか、1日レベルでどれぐらい、年間どれぐらいという形で出せば、そういう形で資料を作成したいと思いますので、後ほど提出させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。よろしいですか、ほかにいませんか。

なしという声がございます、大丈夫でしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） じゃ、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山本一恵君） 議案第16号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定

の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 24年度末の財政安定化基金の被保険者1人当たりの保有額を教えてくださいたいと思います。

○委員長（山本一恵君） 国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） 1人当たりの基金の残高ということだと思んですけども、今、年度末残高が5,800万1,703円でございます。平均年間被保険者数が5,190人、したがって、1人当たりになりますと1万1,175円になります。よろしく申し上げます。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ

ほかにございませんか。質疑ございませんか。

石川委員。

○委員（石川 修君） それでは、決算書260ページ、保険給付費で、出産育児諸費で1,000万円ほど出ていますが、平成24年度は何人の出生があったのかちょっとお願いをしたいと思えます。

○委員長（山本一恵君） 国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） ただいまの出産一時金の人数だと思んですけども、済みません、事業報告書の155ページにあるんですけども、中段のところ、その他給付金では出産一時金を、金額のほうでは、この決算書にもあるんですけども、1,085万9,510円で、26件でございます。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 今、課長のほうから話があったけれども、「26件」ですか。出生は「27人」になっているけれども、「26」で間違いはないですか。

○委員長（山本一恵君） 国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） 上の増減のところの出生の27人というのは、年度の出生の人数だと思います。例えば、年度末に実際に出生はあったんですけども、まだ、請求書がきていないということで、1人分だけ恐らく支払いを年度内にしていなかったんじゃないかなということで、その1人の差というのは、そういうことだと思います。そうご理解いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はいますか。

椎名委員

○委員（椎名利夫君） 集団健診をやっていますけれども、その受診率というのはどのぐ

らいのものなんですか、ちょっと教えてください。

○委員長（山本一恵君） 国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） 国民健康保険のほうで特定健診のほうの受診率しかつかんでおりませんので、特定健診の受診率についてご説明したいと思います。

先日、下村委員さんのほうから一般質問があったときに、資料として委員さん方にはお配りしてあると思います。24年度の受診率が39.4%というふうになっております。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 椎名委員。

○委員（椎名利夫君） 健康診断で結果が来ますよね。あの結果が、病院と比べると非常に厳しいというか、正直言って私も、村の健診では糖尿病の境界型のほうまでいっちゃうんですよ。病院で再検査しますと、今のところまだ全然問題ないというふうに言われますし、数字でいうと幾つだったかな、5つぐらい違っているのかな。そういう点がありましたので、そこら辺はどのように評価しているのかちょっとお尋ねしたいんですが。

○委員長（山本一恵君） 健康増進課長。

○健康増進課長（堀越文恵君） ただいまの質問でございますが、特定健康診査及びがん検診等につきましては、茨城県の総合健診協会に委託をお願いしているところでございまして、県南・県西あたりはほとんど茨城県健診協会に請け負っているわけでございまして、その基準というものがございまして、その中で結果を出しているのと思われまので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本一恵君） 椎名委員に申し上げます。この件の質問は一般会計のほうでしたので、そのときによろしくお願ひします。済みません。

ほかに質疑のある方はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山本一恵君） 議案第17号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。質疑ございませんか。

石川委員。

○委員（石川 修君） それでは、決算書の299ページ、分担金、それから使用料の収入未済の件なんですけれども、以前にも聞いたと思うんですけれども、この払われない方のいわゆる下水の流し込みはどんなふうになっているのか。農業集落排水分担金をいただいている方、それから手数料をいただいている方は、どういうふうな。生活していれば当然廃水が出ますので、その辺はどういうふうな状況なのかお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（山本一恵君） 上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 石川委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、分担金の収入未済額1,300万円ほどあるかと思えます。なかなか各農業集落排水は事業がもう大分古い部分もあります。そういう方でなかなか負担金を納めるという意識もなかなか薄れてきておるのが事実でございます。そういう中で、24年度も新たに20件ほど新規で加入をしております。そういう中で滞納分のある方については、全額納めていただくという形で負担金を納めていただいているのが現実でございます。なかなかお邪魔して、負担金といっても、なかなか納めてくれない部分がありますので、その辺は大分苦労するところになっております。

それから、使用料については、水道のように停水ができるという状況にあれば、大分収納率も上がってくるのかなというふうに思います。農業集落排水全体で、今、24年度ですと、97.2%の収納率ということになっておりますので、そういう部分、今後も同じ上下水道課の中で料金を扱っておりますので、停水をすること、それから水道の停水をする事等を少し強化をしながら、お願いをして納めていただくというような形になっていくと思っております。今後もそういう形で進めたいと思えます。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。それで、この農業集落排水も、公共下水はまた別ですけれども、いわゆる収入未済については、収納課が担当じゃなくて、これは上下水道課が独自に歩いて収納を促しているということによろしいんですか。

○委員長（山本一恵君） 上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 収納方法につきましては、現状では上下水道課が単独で整理をしております。

中には、収納課の収納員さんに渡したいというようなことで、そちらにお願いする部分もありますが、ほとんどが上下水道課単独で徴収業務に当たっております。

○委員長（山本一恵君） 石川委員。

○委員（石川 修君） それでは、その辺は了解しました。なかなか仕事を持つてのそういう交渉で大変かと思えますけれども、やっぱりこれも税金と同じように、公平なあれをしていかなくちやいけないので、ぜひとも大変なお仕事ではございますけれども、継続してご尽力をいただきたい、このことを要望して終わります。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 農業集落排水事業ということで、建設費、施設建設費ということで700万円計上してあったんですけれども、不用額700万円ということで、ここ数年、農集のほうは100%工事のほうが完了して、かなりの年数がたってそろそろ老朽化もしてきたということで、今後のために行政として見通しといたしますか、その辺、もしわかれば教えていただきたいんですけれども。

○委員長（山本一恵君） 上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

農業集落排水施設は、最も古いのは、ご存じのように昭和62年の舟子、それから山内地区、それから平成5年の信太地区、それから平成9年の供用開始になります安中地区と。大塚地区は平成11年ということで、安中処理場のほうに流し込みをしております。そういうことで、施設の老朽化は、ご指摘のとおりしてきております。

そういう中で、今後いろいろなことが検討されると思います。機能強化という名目で農業集落排水の場合は、新しく処理場を改修するという方法、それから、今少しずつ全国でも進められてきております公共下水道への接続とか、いろいろな部分が考えられると思います。

いよいよ美浦村も下水に関しては、新たな取り組みを考えていかななくてはいけない時期が来始まったという状況にあると思っております。今後、一番村にとって有利な方法を検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 課長がおっしゃるように公共下水道工事も進んでいる中で、まだまだ、今、土屋地区をやっていますけれども、大谷地区、余郷地区、下水が入っていないところもあると。

しかしながら、農業集落排水のほうには近い地区もあるということで、その辺のやはり接続の形態の検討といたしますか、そのような形はしているのかどうかちょっと。

○委員長（山本一恵君） 上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎委員のご質問にお答えをいたします。

具体的な検討というお話になりますと、今のところはまだ具体的な検討はしておりません。

ただ、先ほどご説明させていただいたように、方法としては、今のところ二通りかなと。大幅な改修、もしくは大きな下水処理場のほうに、美浦村でいいますと、公共下水道の処理施設になりますが、そちらのほうに汚水を持ってくるという、現状ではその2つの方法が考えられるかなという状況にあります。具体的なものは、まだ検討しておりません。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今後125号バイパスの開通に向けて、大谷地区で地区計画ということで大谷地区の開発といいますかそういうものが進んでいく中で、やはり下水道を完備するということは、必要不可欠になってくると思います。その時期が、下水道のほうは計画的に行われているんですけども、大谷地区の地区計画というのはこれから始まっていくということで、明確にいつになるというのはわかりませんが、ぜひともなるべく早く下水道の整備というのはしていただけるように、よりよい方向で検討をしていただきたいと思います。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山本一恵君） 議案第18号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 公共下水道事業受益者負担金なんですけれども、これの滞納繰越分、これが前年度の決算額よりも、またさらにふえているんですけれども、これは何件くらいあるのか、お願いします。

○委員長（山本一恵君） 上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 山崎委員のご質問にお答えをいたします。

滞納繰越分1,863万3,500円のことだと思いますが、件数的には117件になります。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） これが117件ということですが、今後、徴収の見込みはどうでしょう。

○委員長（山本一恵君） 上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 徴収の見込み、今、職員、その工事の合間にご家庭に行ったりとかして納付するように、もちろん促してはおります。それから滞納の方に関しては、納付期限はもちろん過ぎていきますので、その段階で宅内工事をして接続するときに、もう一度、原則、滞納分を全額納めていただいた上で接続するという方向で話を進めております。

滞納者の方で接続される方の場合、ほとんどの方は納めていただいて接続をするという方向で今、取り扱いをできるだけそういう方向でしております。

中には、やはり納付の約束をして、うそをつくとか、約束どおり払えない方もおりますが、できるだけ納めていただいて接続すると。基本的に賦課から5年間で納めるということになっておりますので、それを過ぎている方に関しては、今説明させていただいたように、全額を納めるのを原則に接続をするということをお願いをしております。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） この接続率が低いと、どうしても料金が高くなるということがありますので、接続率をなるべく上げていただくようによろしくお願いいたします。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の335ページです。一番上の業務委託料、下水道情報管理システム構築業務委託料ということですが、これはたしか24年度末ででき上がっていて、本年度はシステム更新委託料となっているものじゃないかと思うんですが、この管理システム構築して、稼働のほうは順調に行っているんでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 岡沢委員のご質問にお答えをいたします。

今回の下水道情報管理システム構築業務ということで、農業集落排水事業、それから下水道事業、あわせて24年度に構築をさせていただきました。

今までは古い図面、工事の図面とか古い図面を見て、お客様、もしくは工事の対応ということしております。

現在は、パソコン上でいろいろな検索方法ができますので、非常にデータの抽出がしやすくなったということで、稼働率といいますか、非常に、誰でもある程度のものは対応できる状況にありますので、稼働率というか、その事務の効率化には相当貢献していると。

それから、誰でも安心、データ上、同じデータとして物が見られますので、非常に事務処理も早いということで、非常に我々としても助かっている状況にあります。

以上です。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山本一恵君） 議案第19号 平成24年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山本一恵君） 議案第20号 平成24年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） どうも済みません。409ページの歳入の2使用料及び手数料の中の

督促手数料なんですけれども、督促手数料として3万4,300円、これは、1通そんなにお金はかかっていないと思うんですけれども、この件数を教えていただけますか。また、どういう方が該当されているのか内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（山本一恵君） 国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） 2款の使用料及び手数料、こちらは督促手数料でございます、保険料の滞納者に出しています督促手数料です。1件当たり100円ですから、343件でございます。

あと、対象者なんですけれども、対象者は今言いましたように、保険料を滞納している方、納期にまだ保険料が入らない方に出しているということです。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 343件ということなんですけれども、人数的には何人の方が該当されているでしょうか。

また、生活保護対象者の方は入っていないかと思うんですけれども、その対策としてはどのようにされていますでしょうか。

○委員長（山本一恵君） 国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） 済みません、件数で言っているのは、1人で例えば何期も滞納している場合には、それぞれ1件と数えますので、その1期ごとに100円ということになりますので、ですから、人数はちょっとこれでは把握できませんので、そういう形で件数で表現していますので、よろしくお願いします。

今後の対策なんですけれども、運営につきましては、県の後期高齢者医療広域連合でやっています。それで、市町村のほうは徴収のほうを担当しております。したがって、今後の対策としては、今もやっているんですけれども、収納課と連携をしまして戸別訪問とかをやっております。

一般会計にもありましたけれども、特別滞納整理のときにも、後期高齢者の滞納分については、そのこともあわせて徴収、滞納整理をしておりますので、今後も戸別訪問、それから、特別滞納整理時、あるいは収納課のほうに非常勤の徴収員がおります。中には話を聞きますと、車がないので納めに行けないなんて言う方もいました。ですから、そのときには役場に連絡していただいて、そういう徴収員の方がいますので、幾らでも取りに行きますので電話くださいよというような話もしております。

そういうことで戸別訪問等の強化によりまして、今後も進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解をいたしました。私、後期高齢となりますと、やっぱりおひとり人住まいの方、ふたりでも老々の方もいらっしゃいますので、やっぱりお支払いがな

かなか滞る方も現実いらっしゃるのかなというふうに思ったものですから。

今のお答で、車がなくて行けない方、徴収員がいるのでというようなお話がありました。そういうようなこともしっかりと手厚く、その該当される方、きっと1回だけという方は少ないかと。全部、収入未済額はありませんで、皆さんお支払いいただいていると思うんですけども。そういうなかなか納めに行きにくい方は口座振替だとか、あとは徴収員がいることの声かけとか、日ごろの見守り隊じゃないんですけども、そういう方とも連携をしながら、民生委員さん方との連携をしながらとか。

なかなかそういう、日ごろ悩むほどではないですけども、ちょっと時期を忘れちゃったりとか、払にくいとか、そういうようなことを解消するような声かけをこれからもぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山本一恵君） 議案第21号 平成24年度美浦村水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 15ページで業務の状況ということで、年間配水量がここ数年マイナスということで、給水量が減っているということで、いろいろ要因はあるんでしょうけれども、そういう中で、やはり先ほど農集のほうでも言いましたけれども、水道のほうも老朽化等で毎年漏水があるという状況の中で、今後美浦村としてどのような計画で、要は鉄管で入っているところを新しい管にかえていくということで、計画があるのかどうかお聞かせください。

○委員長（山本一恵君） 上下水道課長。

○上下水道課長（青野道生君） 沼崎委員のご質問にお答えをいたします。

管の老朽化に対する対応ということなんですけれども、ご存じのように、配水場に関しては、電気機械設備の完全な更新業務を行いました。新たな配水方式として、現在稼働をしております。

管につきましては、美浦トレーニング・センターの開所に合わせて埋設した管がございます。おおむね36年を経過してまいりました。目安としましては、管に関しては40年程度というふう一般的にいわれております。今後、更新計画を立てまして、料金等なるべく響かないような方向で今後は更新をしていくというふうにご考えております。

震災後、茨城県なんか非常にこういう更新工事に力を入れておまして、いろいろな説明会、講習会等を行っております。美浦村もそういう部分に関してはいろいろ積極的に参加をしまして、現在も、今月も職員のほうでその講習会には出ているんですが、そういうことで更新に向けて今準備を進めている段階にあります。

以上です。

○委員長（山本一恵君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 住民が生活する上で大切な水ということで、震災のときにも水道がストップしたことで、村としても給水車を使ったりして大変な状況になりました。そういうのも踏まえてやはり、いつ何どき、また震災というか、同じような地震が起こるかもしれない。そのときには、この前の漏水というか断水では済まなくなってしまうと。復旧もこの前のように短期間で直るとも限らないということで、また、やはりこれだけの規模ですから、ある程度時間をかけて更新工事をしていく中で、できれば早い段階から地域を決めて管の更新工事というのは進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（山本一恵君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本一恵君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

○委員長（山本一恵君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は、全て終了いたし

ました。

これで、決算審査特別委員会を閉会いたします。長時間大変ご苦労さまでした。

じゃ、教育次長。

**○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君）** 済みませんが、終わったところで申しわけないんですが、私のほうから、ちょっとおわびと報告というようなことで申し上げたいと思います。

まず初めに、一般会計の決算書の181ページをちょっとごらんになっていただきたいと思います。181ページです。

それで、一番上の委託料がございます。委託料の下に業務委託料、03番で外国人英語指導助手派遣委託料というようなことで、決算額で700万4,424円という数字がございます。これについてちょっとご説明申し上げます。

この外国人英語指導の派遣の委託につきましては、株式会社ハートコーポレーションという会社と委託契約をしております。これは、年度の初めに委託契約をしております。学校のほうに外国人の講師として2名を派遣しております。それで、予算の計上でございますと、当初予算で計上しておりますのは、852万4,000円、これは当初予算に計上しております。それで決算のところで大分少なくなっているわけですが、その理由を申し上げます。

1つが、4月早々なんです、2人の外国人を契約しておりますのでお願いしてあったんですが、1カ月分だけがその1人の対応ができないというようなことで、1カ月分に対しては、外国人1名の対応というようなことになってしまいました。それと5月には、講師の1人が、3日ほどちょっと国に戻ったというようなことがございますので、それで3日分を減額しております。それからは、順調に講師派遣というようなことでやってきてございます。

それで、ことしの2月分までは、会社から請求書が来てお支払いするというようなことでやっておったんですが、3月になりまして、向こうの会社のほうもちょっと人事で職員がかわったというようなトラブルがあったりして、うちの村のほうも3月分は、来れば担当者のほうがお支払いをするというようなことにはなっておったんですが、請求書が届かない、担当者のほうもちょっと確認ミスというようなことが重なりまして、3月分だけが請求が来なかったために未払いというようなことになってございます。ですから、今回の決算書の中では、不用額というような扱いになってしまいました。これがちょっと気がつくのが遅かったというか、大変申しわけないんですが、そういう私どものほうの事務の不手際がございまして、大変迷惑をおかけするような形にはなっております。

それと、会社と打ち合わせをしております、このまだ未払い分については、未払い分といっても、契約書を交わしておりますのでやはり払う義務がございますので、これにつきましては、今後、補正等を考えた上でお支払いするというように考えてございますので、

大変申しわけないんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（山本一恵君） はい。じゃ、以上で終わります。

どうもご苦勞さまでした。

午後 3 時 1 4 分閉会